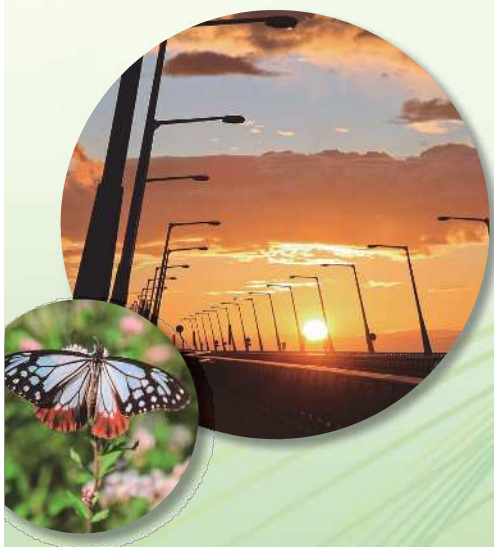


第5次 苅田町総合計画

後期基本計画 令和8(2026)～令和12(2030)年度

「一人ひとり」が輝く
「もっと」快適
住みやすいまち 苅田



はじめに



令和3（2021）年度からの10年間を計画期間とする第5次刈田町総合計画基本構想の前半が終わり、折り返しの年を迎えました。これまでの5年間に、社会全体が新型コロナウイルスという未知の感染症の拡大によって大きな変革を迫られるなか、前期基本計画に沿って町政を着実に推進してまいりました。そしてこのたび、前期基本計画の期間終了に伴い、町民の皆様の参画を得つつ、令和8（2026）年度を初年度とする「第5次刈田町総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

後期基本計画の計画期間であるこれからの5年間は、少子高齢化の進行や町民ニーズの多様化、AIをはじめとするデジタル化の進展など、社会環境の変化が一層進む時期になります。このような状況下で、老朽化した庁舎の建替えをはじめとする公共施設の維持管理や更新への対応や、浸水対策などの防災・減災の取組を進め、町民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。さらに、多文化共生の推進など、本町の特性を踏まえた課題にも対応してまいります。

これらを踏まえて、将来都市像『「一人ひとり」が輝く「もっと」快適 住みやすいまち 刈田』の実現に向けて、後期基本計画に基づき、引き続き尽力してまいりますので、町民の皆様の一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御意見、御提言を賜りました刈田町総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、策定に関わっていただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

刈田町長 遠田 孝一

第5次苅田町総合計画 後期基本計画

目次

■ 序論

第1章 総合計画の概要

- 1. 計画の策定趣旨 6
- 2. 計画の構成と期間 7
- 3. 総合計画の実現に向けて 8
 - (1) 行政経営サイクル（PDCA サイクル）に基づく計画策定・進捗管理 8
 - (2) 成果指標に基づく計画策定・進捗管理・評価 9
- 4. 時代潮流 10

第2章 苅田町の現状

- 1. 苅田町の概況 12
- 2. 人口・世帯 13
 - (1) 人口・世帯の推移 13
 - (2) 年齢構成の変化 14
 - (3) 人口動態 15
 - (4) 転出入動向 17
 - (5) 通勤・通学の状況 18
- 3. 産業の状況 19
 - (1) 産業別就業者数の推移 19
 - (2) 農林水産業（第一次産業総生産高） 19
 - (3) 工業（製造品出荷額等の推移） 20
 - (4) 商業（年間商品販売額の推移） 20
 - (5) 観光（観光入込客数の推移） 20
- 4. 経済構造の特徴 21
- 5. 財政の状況 22
 - (1) 歳入 22
 - (2) 歳出 23
 - (3) 財政指標 24
 - (4) 各種財政指標の類似団体比較 25
- 6. 町民意識 26
 - (1) 本町の住みやすさ 26
 - (2) 本町への定住意向 27
 - (3) 苅田町の住みやすい理由、住みにくい理由 28
 - (4) 施策別の満足度・重要度 30

■ 後期基本計画

第1章 後期基本計画の概要

- 1. 後期基本計画の構成 35

- 2. 総合計画と各種計画との関連性 36

第2章 施策別計画

- 施策別計画の見方 38

政策1 未来を拓く人づくり

- 1-1 学校教育の充実 40
- 1-2 生涯学習の充実と文化の振興 42
- 1-3 人権尊重・男女共同参画社会の形成 44

政策2 活力ある産業のまちづくり

- 2-1 農林水産業の振興 46
- 2-2 工業の振興 48
- 2-3 商業・観光の振興 50

政策3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり

- 3-1 こども・子育て支援の充実 52
- 3-2 高齢者福祉の充実 54
- 3-3 障がい福祉の充実 56
- 3-4 地域福祉の充実 58
- 3-5 健康づくりの推進 60

政策4 安全で暮らしやすい環境があるまちづくり

- 4-1 くらしの安全の確保 62
- 4-2 自然環境・生活環境の保全 64
- 4-3 循環型社会の形成 66
- 4-4 地域活動・町民活動の推進 68
- 4-5 防災・減災対策の推進 70
- 4-6 消防・救急・救助対策の推進 72

政策5 快適な都市機能があるまちづくり

- 5-1 道路・橋梁の整備と保全 74
- 5-2 持続可能な市街地の形成 76
- 5-3 水道水の安定供給と污水处理の推進 78

政策6 持続可能なまちづくり

- 6-1 持続可能な行政運営の推進 80
- 6-2 健全な財政運営の推進 82
- 6-3 人材育成と組織体制の充実 84

■ 基本構想

- 1. まちづくりの基本理念 88
- 2. 将来都市像 88
- 3. 人口推計 89

■ 総合戦略

第1章 第3期総合戦略の概要

1. 策定の趣旨 92
2. 計画の実施期間 92

第2章 基本方針

1. 勘案すべき国の基本方針、総合戦略等... 93
2. 総合計画と総合戦略の関係性 ... 94
3. 基本目標と基本的方向の設定 ... 95
4. 施策効果の検証等の実施 95

第3章 人口展望

1. 総人口の将来展望 96
2. 年齢3区分人口の将来展望 97

第4章 総合戦略の施策内容

- 基本目標1 苅田町にしごとをつくり、安心して働けるようにする... 98
- 基本目標2 苅田町に新しいひとの流れをつくる 100
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 103
- 基本目標4 誰もが輝き、安全・安心に暮らせる地域をつくる... 106

■ 用語集

- 用語集（五十音順） 116

■ 資料編

1. 苅田町総合計画審議会委員名簿・
苅田町総合戦略審議会委員名簿... 122
2. 後期基本計画、第3期総合戦略の
策定経過 123
3. 後期基本計画諮問 124
4. 後期基本計画答申 125
5. 第3期総合戦略諮問 126
6. 第3期総合戦略答申 127

序論

後期基本計画

政策1 未来を拓く人づくり

政策2 活力ある産業のまちづくり

政策3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり

政策4 安全で暮らしやすい環境があるまちづくり

政策5 快適な都市機能があるまちづくり

政策6 持続可能なまちづくり

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

序
論

後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

基
本
構
想

総
合
戦
略

用
語
集

資
料
編

序論

第1章 総合計画の概要

- 1. 計画の策定趣旨 6
- 2. 計画の構成と期間 7
- 3. 総合計画の実現に向けて 8
- 4. 時代潮流 10

第2章 苅田町の現状

- 1. 苅田町の概況 12
- 2. 人口・世帯 13
- 3. 産業の状況 19
- 4. 経済構造の特徴 21
- 5. 財政の状況 22
- 6. 町民意識 26



第1章 総合計画の概要

1. 計画の策定趣旨

総合計画は、地方公共団体において、さまざまな施策を総合的かつ計画的に行うためのまちづくりの基本的な指針であり、行政運営の最上位計画です。

法的な策定義務はなくなりましたが、本町では、下記の必要性を踏まえ、総合的かつ計画的な行政経営を推進するために総合計画を策定します。

- 未来を見据え、中長期的な視野に立ち、計画的な行政経営を推進するためには、まちづくりの指針・基点・起点となる中長期的な計画の策定が必要となるため。
- Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（評価）－ Act（改善）に基づくマネジメント（行政経営）の推進を行う本町にあっては、全庁的に設定された政策施策の Plan（計画）が必要となるため。
- まちづくりの目指すべき姿及びその達成度について、町民への説明責任を果たすために、「町民にわかりやすい計画」の策定が必要となり、その達成度を報告することが求められるため。

また、次の基本的な考え方に基づいて策定します。

策定の基本的な考え方

(1) 指標・数値等を活用したわかりやすい計画

まちづくりの施策分野毎の目指す姿を文章だけではなく、成果指標等の数値でも示すことにより、誰にとっても、目指す姿及びその達成度がわかりやすい「成果指標等の活用による目標管理型の計画」とします。

(2) 行政経営サイクル（PDCA サイクル）の起点となる計画

本町では、総合計画で設定される成果指標の達成に向けて、事務事業を組み立て、事務事業の成果を評価・検証し、その結果に基づき見直しや資源配分（事業費・人員配置等）を行う PDCA サイクルによるマネジメントを推進しています。総合計画の成果指標は、その起点として重要な機能を果たします。

(3) 全分野を網羅した計画

本町の最上位計画及びまちづくりの中長期的な指針として、全分野を網羅した体系的な方針（計画）策定を行います。また、全分野の成果指標を定期的に把握し、評価・見直し等の進捗管理を行い、「まちの健康診断」に活用します。なお、進捗結果等は、町民に公開して、まちづくりの達成状況を共有化します。

(4) 職員の目的志向・改革意識を醸成する計画

厳しい財政状況が続く中で、限られた資源を効果的に、そして効率的に配分して、必要とされる行政サービスを的確に行っていくためには、職員がまちづくりの方向性を把握した上で、目的志向及び改革意識をもって業務に取り組むことが必要となります。こうしたことから、このような職員意識が醸成されるような計画づくりを行うものとします。

(5) 効果的効率的な進捗管理ができる計画

各種計画の進捗管理に係る職員負担軽減や町民への説明責任の観点から、総合計画と各種計画の基本単位や成果指標等を共同化することで、効果的効率的な進捗管理を目指します。

(6) 国から策定が求められる全庁的な計画との整合性のとれた計画

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「国土強靱化地域計画」など、国が策定を求める全庁的な計画と町の最上位計画である総合計画の整合性を図るとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、総合計画における地方創生分野の位置づけをさらに関連づけるため一体的に策定します。

2. 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成することとします。

(1) 基本構想

中長期的なまちづくりの方向性や目指す姿を定めるものとします。社会環境、行政経営方針等に変化が生じた場合には、基本計画の策定にあわせて適宜見直しを行うこととします。基本構想の期間は10年とします。

(2) 基本計画

後期基本計画5年の施策別計画として作成します。

- ①施策及び基本事業の目指す姿の達成度を成果指標で「見える化」し、評価できるようにします。
- ②まち・ひと・しごと創生総合戦略、国土強靱化地域計画との関係性を明示します。

(3) 実施計画

基本計画で定める成果指標の成果向上に向けた主要事業や計画期間に多額の費用を要する事業、新規事業を計画立案します。

また、計画期間は3年とし、毎年度ローリング方式で機動的に見直し（追加、削除含む）を行います。

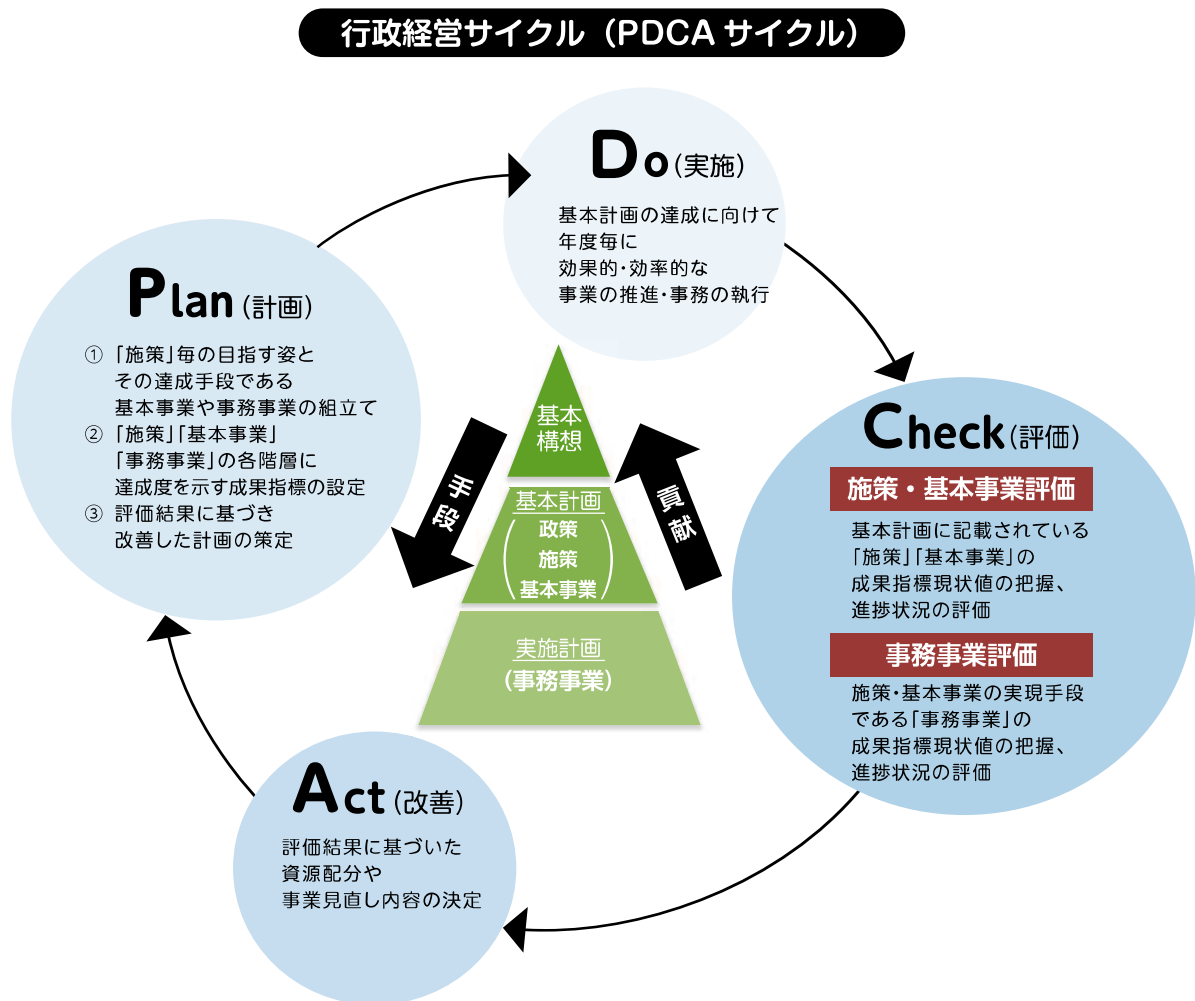


3. 総合計画の実現に向けて

(1) 行政経営サイクル（PDCA サイクル）に基づく計画策定・進捗管理

基本構想を実現する手段として、政策→施策→基本事業→事務事業を設定しており、これを計画（Plan）といいます。その計画に基づいて、予算や人員が配分され事業を実施（Do）します。そして事業の実施によって、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているかを、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを活用して評価（Check）し、その評価結果に基づく資源配分や業務を改善（Act）していく一連の流れを「行政経営サイクル（PDCA サイクル）」といいます。

本町では、第4次総合計画から行政経営（行政評価）の考え方を取り入れたまちづくりを展開しています。



(2) 成果指標に基づく計画策定・進捗管理・評価

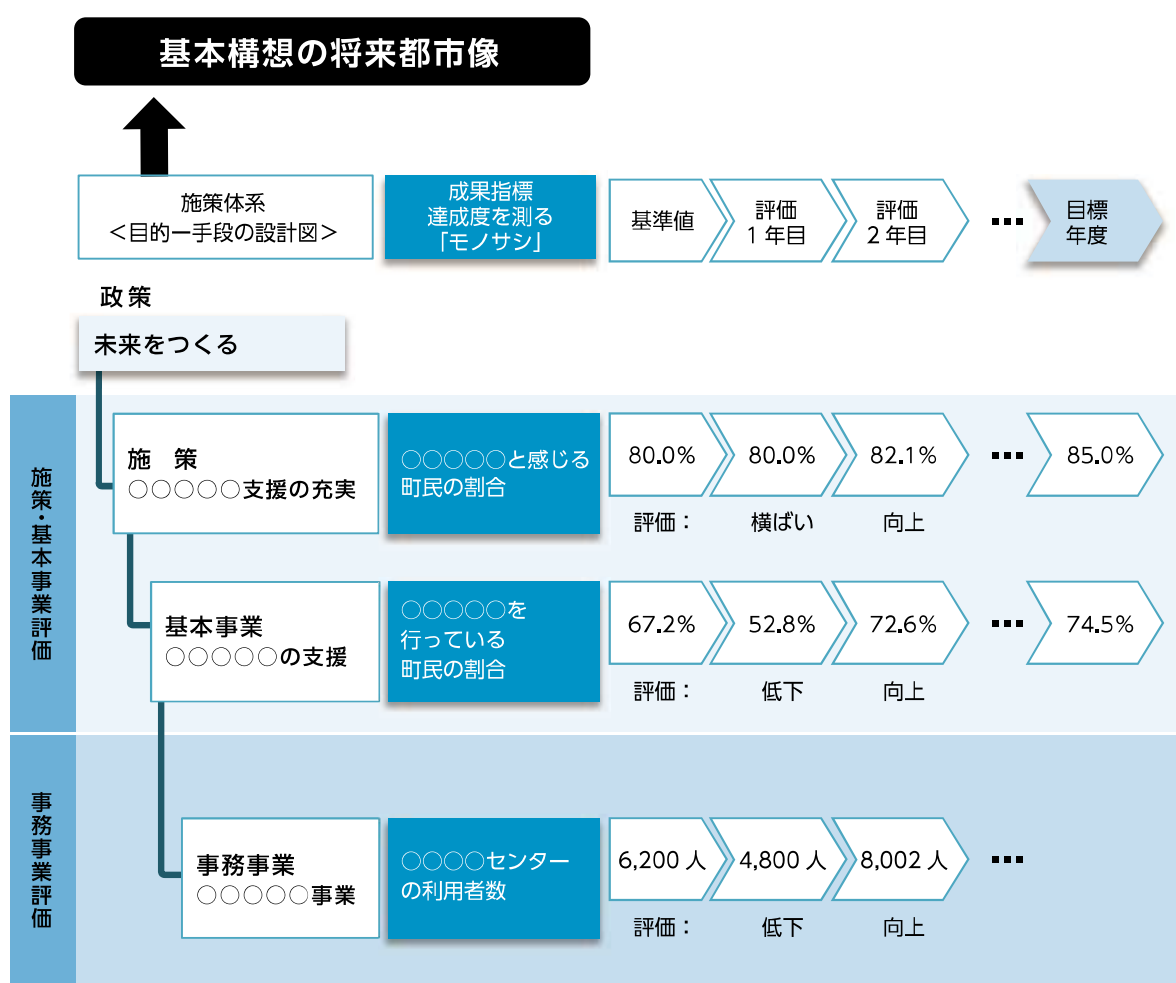
行政評価を活用したマネジメントの特徴として、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを設定し、総合計画や事業の達成度を町民にわかりやすく「見える化」することにあります。

本総合計画においては、「施策」「基本事業」「事務事業」といった施策体系の各階層に成果指標を設定します。

基本計画の構成要素である「施策」「基本事業」には、目標値を設定し、経営計画としての機能を果たします。

総合計画策定後は、毎年度「施策」「基本事業」「事務事業」の成果指標の現状値把握を行い、それに基づく成果動向等の評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直しやスクラップ&ビルド等の対策を講じます。



4. 時代潮流（総合計画策定にあたっての社会情勢の認識）

人口減少社会への移行と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、国の推計では令和42年には総人口は約9,300万人まで減少すると予測されています。また、総人口に占める高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

未婚化・晩婚化、女性の社会進出、ライフスタイル・価値観の多様化等を背景とした少子化と健康志向、医療技術の進歩等による高齢化の進行が、労働力の減少、経済活力の低下等をもたらす一方で、年金、医療、介護等の社会保障費が増加しており、社会経済構造に深刻な影響を与えています。

このため、安心してこどもを産み育てられる環境の充実、安定した雇用環境の確保、健康寿命の延伸に向けた取組、地域で支え合う仕組みの構築等、人口減少や少子高齢化等の進行を可能な限り緩やかにしていくための対応が求められます。

安心・安全に対する意識の高まりと生活での実践

東日本大震災その他の相次ぐ自然災害（台風、豪雨等）、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等により、安心・安全に対する意識が更に高まっています。

また、自然災害や感染症等以外にも、食の安全、防犯、消費者問題、こどもを取り巻く環境等、社会生活全般に対して安心・安全を確保する対策が求められています。

地域の安心・安全を支える住民同士のつながりや共助の取組に加え、新しい生活様式の実践も必要とされています。

多様性を認め、誰もが活躍できる社会へ

少子高齢化による人生100年時代を見据え、高齢者から若者まで、全ての人が活躍できる場を持ち、元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる社会の構築が求められています。

その実現に向け、雇用ルールの見直し、長時間労働の是正、子育て・介護を行いながらの就労環境の整備、女性活躍の見える化等のルールづくりや運用促進が進められています。

また、性差別、性同一性障害等の性的マイノリティへの対応、職場や家庭に加え、顧客や取引先からのハラスメント防止等、多様性や人権等を尊重する価値観に基づいた暮らし方・接し方を整える必要があります。日本人だけでなく、留学・技能実習等の在留資格を持つ外国人、訪日観光客等が地域社会において支障なく生活できる多文化共生のまちづくりも求められています。

社会資本のあり方の見直し

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物、道路、橋梁、公園、下水道等の社会資本（インフラを含む公共施設等）が耐用年数超過後も更新されずに、災害時の被害拡大につながるケースが見られます。一方で、人口減少社会下で、現在の社会資本をそのまま維持することは、財政状況や住民負担を踏まえると難しい状況です。

地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化と厳しい財政状況下での費用負担を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが求められています。

情報技術による生活革新 ～ Society 5.0 ～

パソコン、携帯電話、スマートフォン、AI（人工知能）、GPS（全地球測位システム）等の情報通信技術が飛躍的に発達し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーション及び情報発信・取得において利便性が向上しています。

それらを単に個人として利用するのではなく、仕事、学校教育等、社会全体での利用促進を本格化

させ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく人間中心の豊かな社会（Society 5.0）の実現への取組が進められています。そのためには、ビッグデータとして、公共情報の提供、民間情報との連携等を進めることも必要です。

一方、人と人のつながりの変化、犯罪形態の変化、こどもの生活・発達への影響、年齢・環境により生じる情報量の格差等、新たな問題も生じており、行政としての対応の必要性が高まっています。

環境問題の深刻化と持続可能社会への取組

温暖化をはじめとして、地球規模での環境問題が深刻化しており、国レベルでの対策が求められるとともに、各地域・個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが求められています。

更に、環境問題を包含した地球全体の持続可能性を保つため、国際連合では SDGs を設定し、多くの国、企業、公共団体等が課題の解決を目指して取り組んでいます。

持続的な経済発展への取組

国内経済は、新型コロナウイルス感染症による活動自粛の終了後、インバウンド（訪日外国人旅行）の拡大によるプラス面が見られます。他方、国際情勢の不安定化・多極化・大国主義化が進むとともに、日本の世界全体における GDP シェアは 1990 年代のピーク時から約 5 分の 1 に低下しています。国内の人口減少、国際情勢、世界経済における日本のポジションを受け止めた経済安全保障を含む経済対策が求められています。

令和 7 年現在、国内では、円安による輸入面での原材料やエネルギーコストの上昇、深刻な労働力不足による一部業種等での人件費の転嫁、金利上昇、社会意識の変化（デフレ脱却）を原因として、物価が上昇するコストプッシュ型インフレーションになっています。その中で、人材確保、価格転嫁ができずに事業縮小、サービス縮小をする企業もあり、地域社会への影響が懸念されます。また、中小企業では、賃上げ、人材確保に加え、事業承継や取引先との適正取引による収益性向上も課題となっています。

国では、イノベーション促進、地方創生、グリーン成長戦略、下請法改正などの政策メニューを用意しており、これらの政策を有効に活用して、持続的な経済発展及び産業基盤確保に取り組むことが求められます。

地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景として基盤整備を中心としていた時期から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。

住民ニーズが高度化・多様化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権、行政改革等が進められてきましたが、今後は、人口減少の克服のため、結婚・出産の希望の実現、地域での雇用拡大等、地方創生に向けた取組が更に求められています。

住民の参画・住民と行政の協働により、地域性を活かしたまちづくりが必要です。

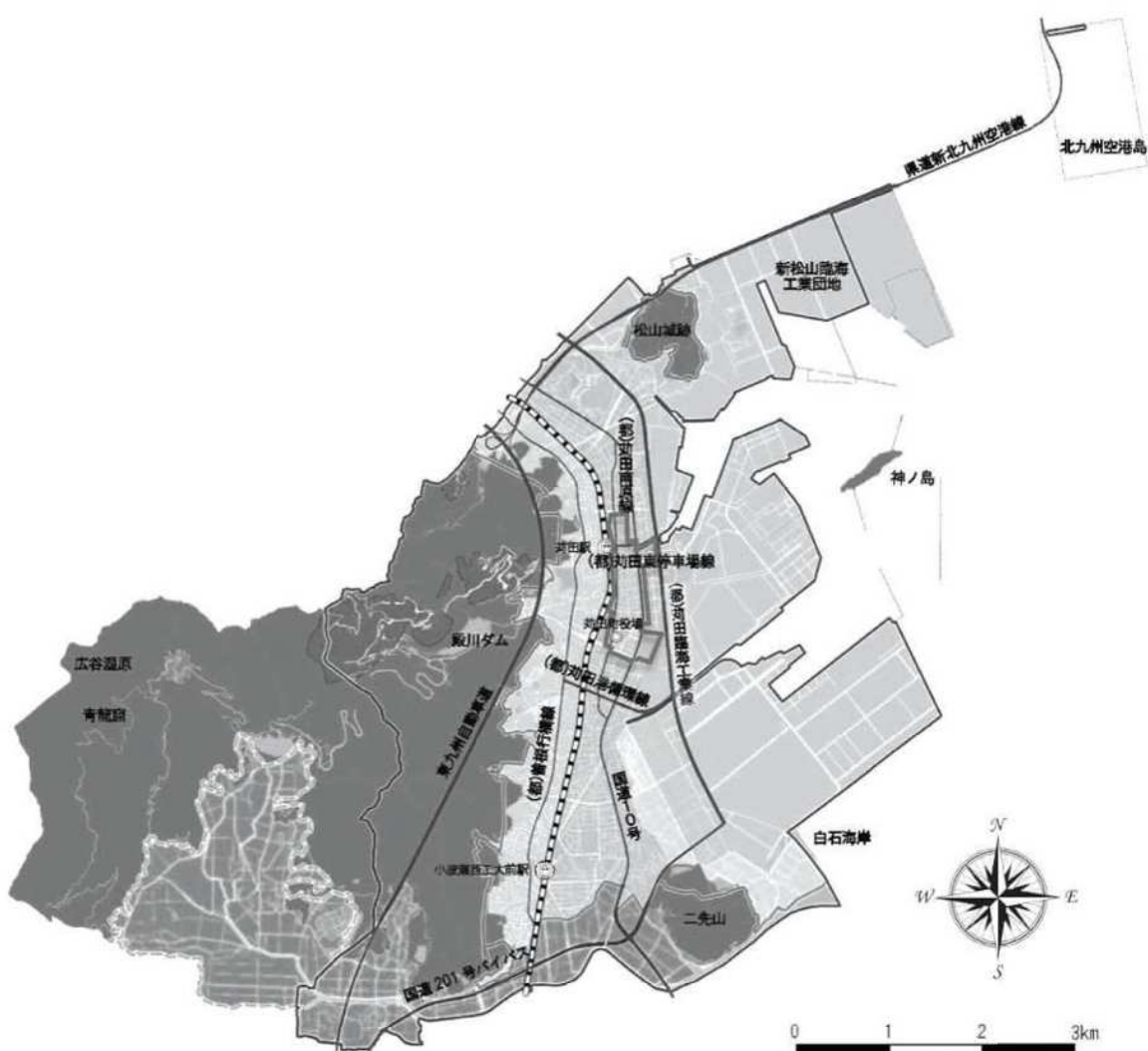
第2章 苅田町の現状

1. 苅田町の概況

本町は、北九州市と行橋市の間に位置する人口約3万7千人、面積約49.5平方キロメートルの町です。東は周防灘に面しており、国際貿易港・苅田港と広大な臨海工業地帯が広がっています。また苅田港沖には北九州空港があり、苅田港、東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジとあわせ、陸・海・空の交通結節拠点となっています。

一方、西にはカルスト台地である平尾台があり、青龍窟（国指定天然記念物）や広谷湿原など豊かな自然があります。市街地には邪馬台国伝説にまつわる三角縁神獣鏡を出土した国指定の石塚山古墳や御所山古墳をはじめとした多くの古墳や遺跡も点在しています。祭の歴史も古く、修験道の祭・等覚寺の松会（国指定重要無形民俗文化財）は約千年、苅田山笠（県指定無形民俗文化財）は約五百年の伝統があります。

こうした自然・文化・歴史や産業が調和し、充実した交通インフラがもたらすネットワークを活かして、人・もの・情報・文化が交流するまちづくりを進めています。



2. 人口・世帯

(1) 人口・世帯の推移

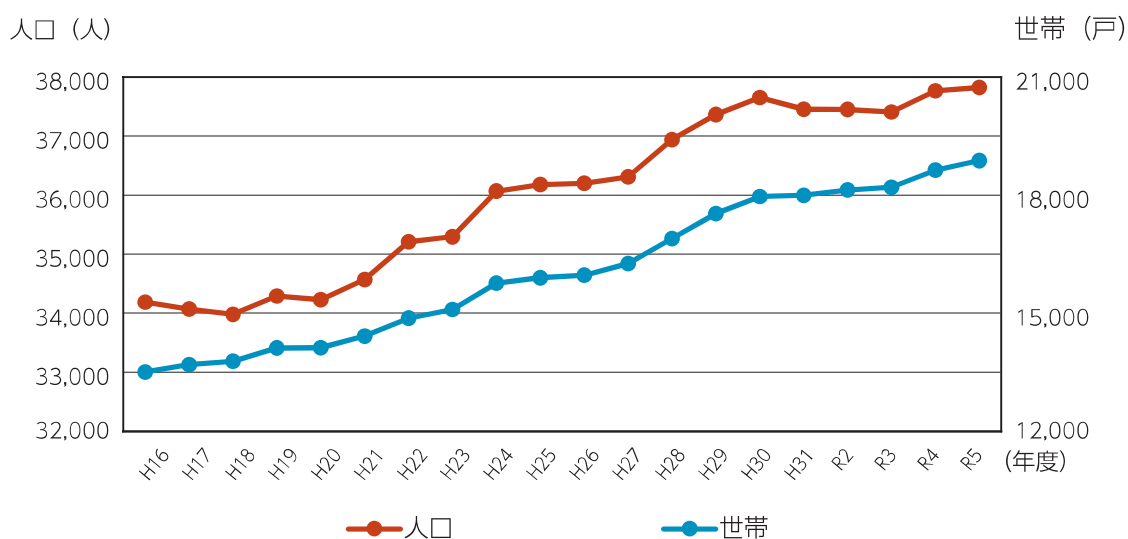
人口は、平成 18 年度まで減少傾向となりましたが、平成 19 年度より再び増加傾向となり、令和 5 年度時点で 37,824 人となっています。

世帯数については、核家族化や単身世帯の影響により、増加しています。

地区別の人口については、平成 27 年度と令和 6 年度の比較では、白川地区が 14% 人口減少し、荻田地区が 3%、小波瀬地区が 8% の人口増加となっています。

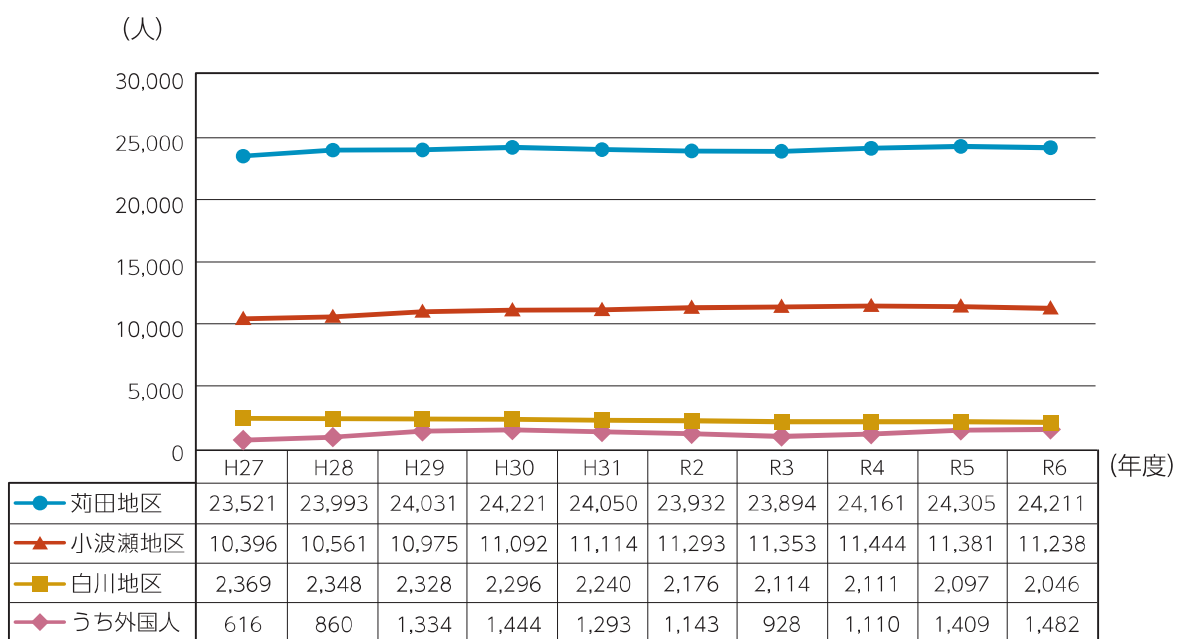
また、外国人が増加傾向にあることも本町の特徴となっています。

■人口・世帯の推移



出典：福岡県「住民基本台帳年報」

■地区別人口の推移



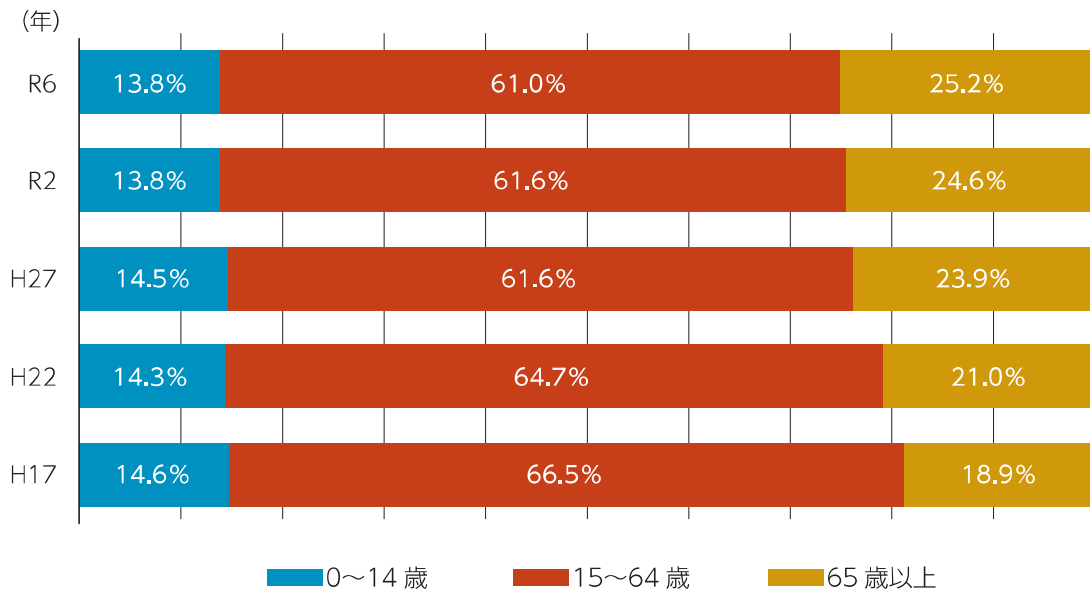
出典：荻田町住民課「住民登録地区別世帯数人口数調査表（各年 12 月末現在）」

(2) 年齢構成の変化

高齢人口（65 歳以上）が徐々に増加し、約 1/4 を占めるようになってきています。

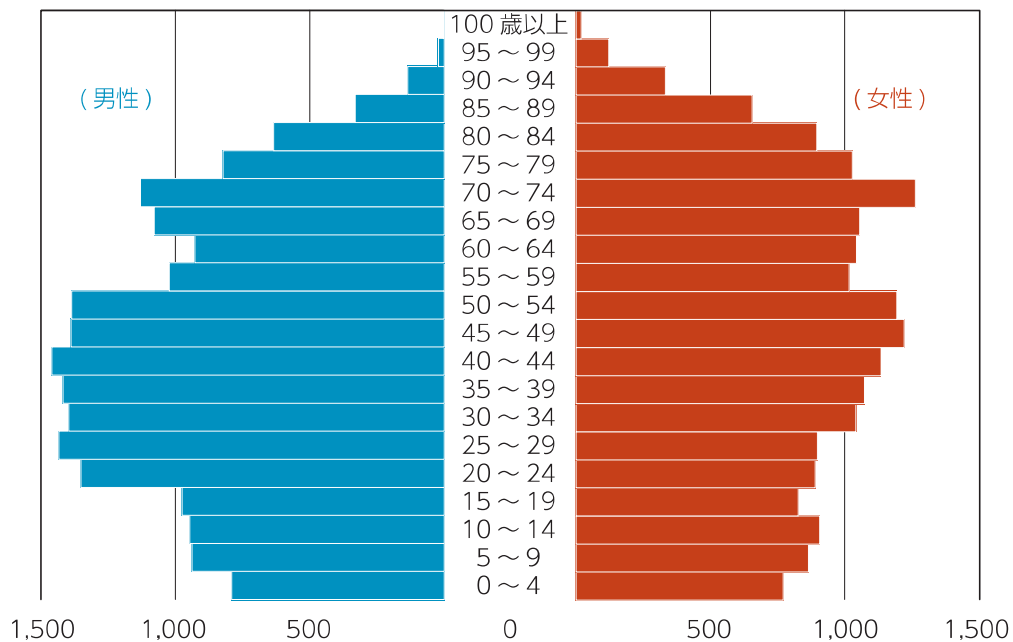
本町の年齢別人口構成比の特徴としては、男性は 20 ～ 54 歳までの働き盛りの方が多く、女性は 30 ～ 79 歳までの各年代で 1,000 人を超えています。高齢者では女性の比率が多くなっています。

■年齢3区分人口構成の推移



出典：R2 以前は総務省「国勢調査」、R6 は福岡県「住民基本台帳年報（令和 6 年 1 月 1 日現在）」
※年齢不詳除く

■年齢別人口構成



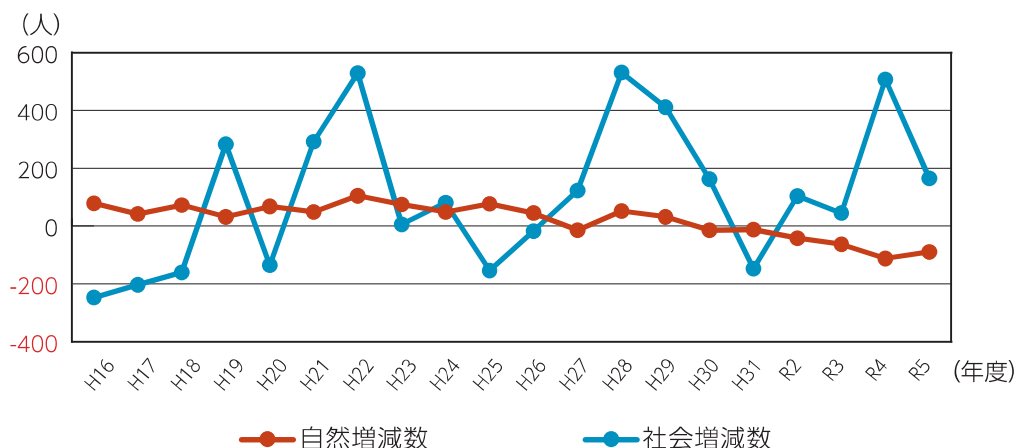
出典：福岡県「住民基本台帳年報（令和 6 年 1 月 1 日現在）」

(3) 人口動態

自然増減数（出生数から死亡数を引いたもの）は、緩やかに減少傾向が続き、平成30年度以降は死亡超過となっており、出生数より死亡数が多くなる自然人口減少が続いている状況です。

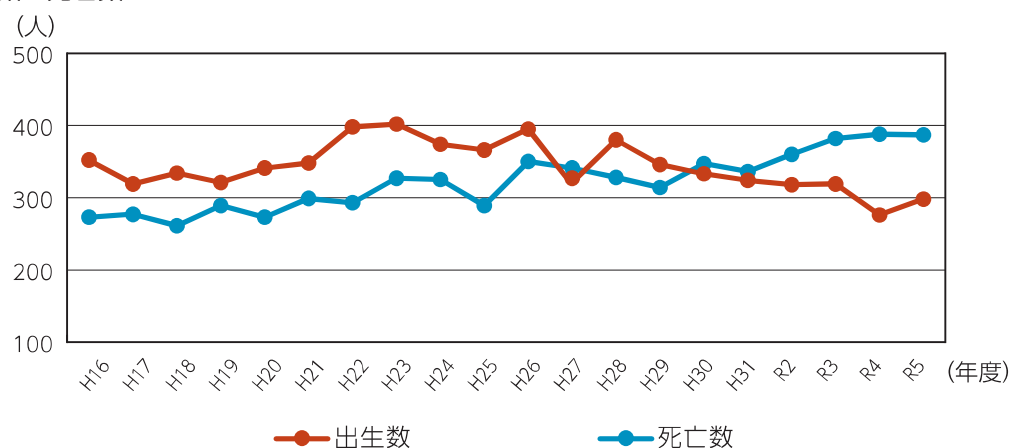
社会増減数（転入数から転出数を引いたもの）は、企業活動や宅地開発等によって乱高下していますが、本町の人口増加の大きな要因となっています。平成29年度以降は減少が続き、平成31年度には一時的に転出超過となりましたが、その後回復しています。

■人口増減動向



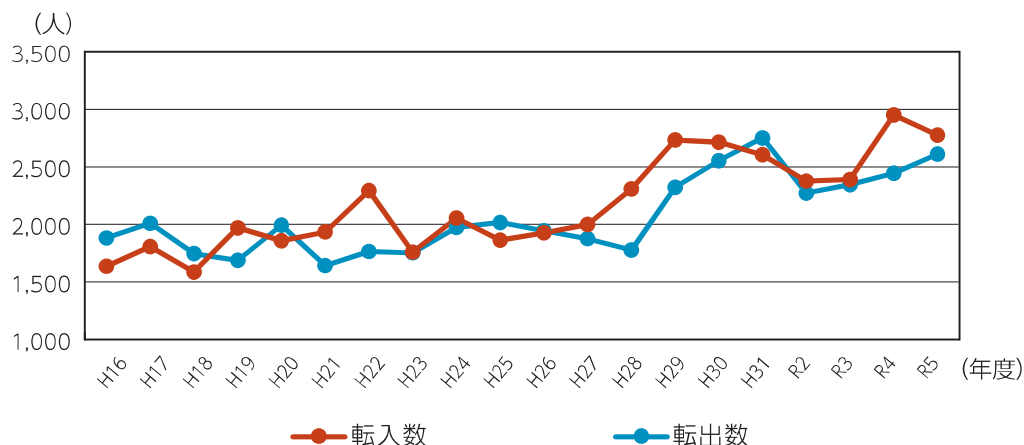
出典：福岡県「住民基本台帳年報」

■出生数・死亡数



出典：福岡県「住民基本台帳年報」

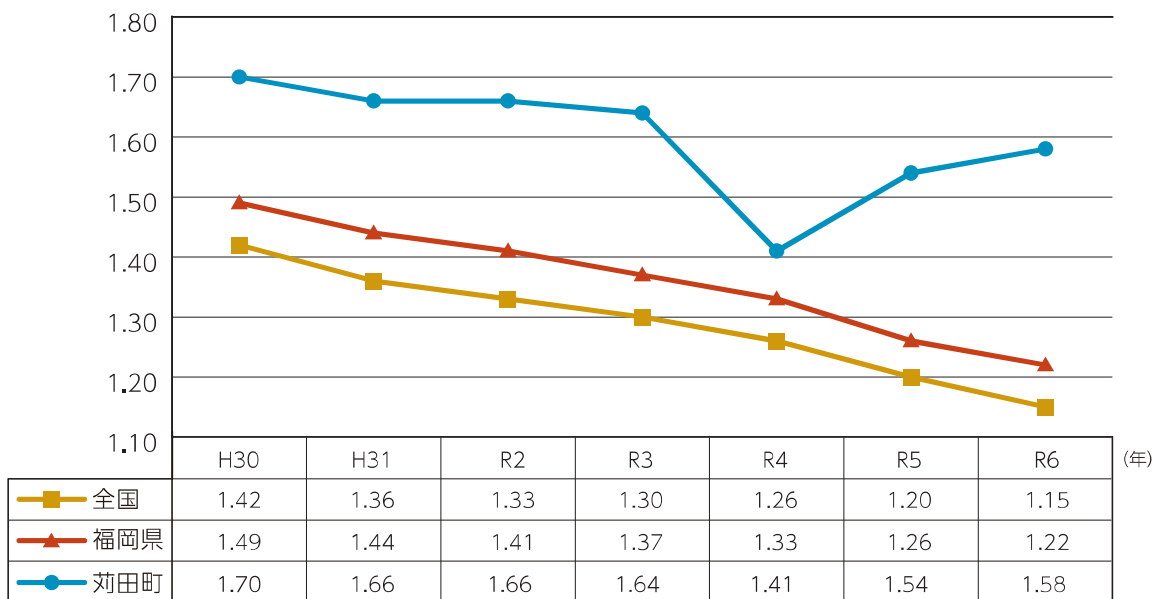
■転入数・転出数



出典：福岡県「住民基本台帳年報」

自然増減に影響を与える合計特殊出生率は、平成30年から令和6年の平均は1.60で、全国、福岡県平均より高い状況が続いています。

■合計特殊出生率



出典：苅田町

〈考察〉 苅田町の出生率が高い事由

苅田町の合計特殊出生率が高い事由としては、20～34歳における未婚率が、全国平均、福岡県平均より低いこと（有配偶率が高いこと）の影響が大きいと推測されます。

～未婚率の年代別特徴～

- 20～24歳・・・全国平均より4～6ポイント低い
福岡県平均より4～6ポイント低い
- 25～29歳・・・全国平均より5～8ポイント低い
福岡県平均より3～7ポイント低い
- 30～34歳・・・H27までは、全国平均、福岡県平均より低い

■各年代の未婚率（日本人＋外国人）

		H22	H27	R2
20～24歳	全国	91.9%	93.2%	93.8%
	福岡県	91.6%	92.4%	92.7%
	苅田町	87.9%	86.4%	88.2%
25～29歳	全国	66.1%	67.1%	67.7%
	福岡県	65.8%	65.9%	65.4%
	苅田町	58.2%	61.3%	62.5%
30～34歳	全国	41.0%	40.9%	41.3%
	福岡県	41.4%	40.4%	40.2%
	苅田町	38.8%	38.5%	40.3%
35～39歳	全国	29.4%	29.5%	29.1%
	福岡県	29.4%	29.2%	28.5%
	苅田町	26.7%	28.4%	28.5%

出典：総務省「国勢調査」

(4) 転出入動向

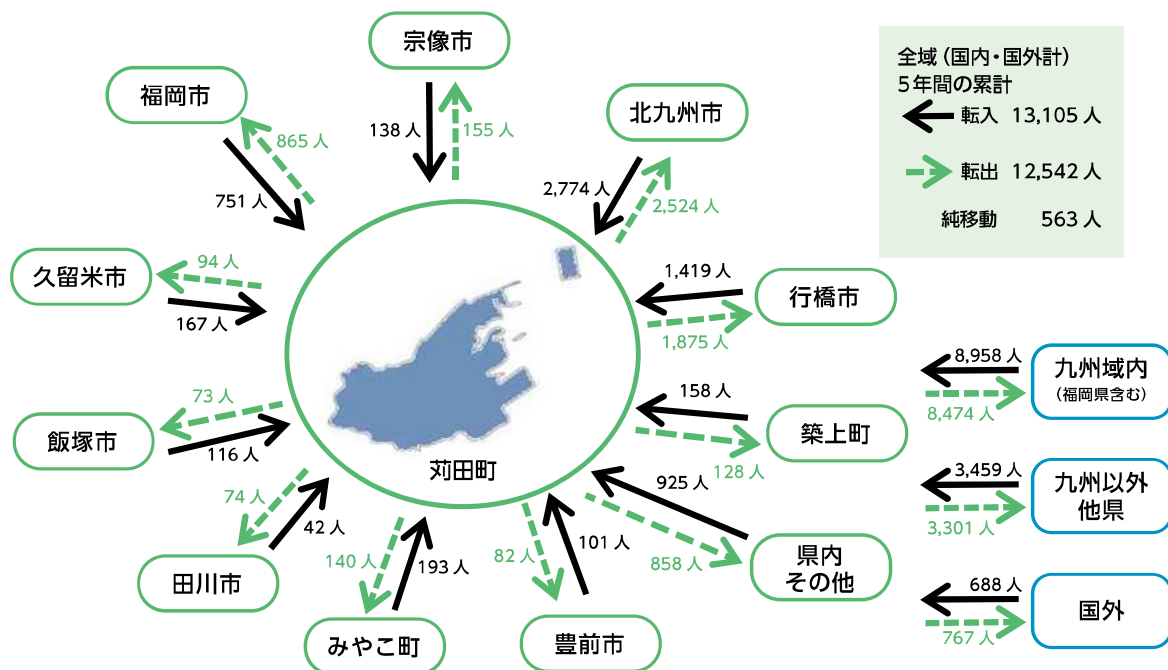
令和2年～令和6年（5ヶ年）における転出入の状況では、転出入ともに1万人を超え、563人の増加となっています。1年あたり平均では、約2,000人の転入や転出があります。

福岡県内の移動は、転出入ともに5割強を占めます。なお、隣接の北九州市と行橋市で全体の3割強を占めていることが特徴です。北九州市は転出入ともに2,000人を超え、全体の2割を占めています。行橋市は転出入ともに1,000人を超えています。

九州域内（福岡県含む）での転出入で、全体の7割近くを占めます。また、国外との転出入も5～6%を占めていることが本町の特徴です。

行橋市への転出が多く、純移動数が5年間で▲456人となっていることに留意が必要です。

■転入・転出の状況－令和2年～令和6年（累計5ヶ年）



単位：人

年		【九州】											九州計	九州以外他県	国外	合計
		北九州市	行橋市	福岡市	みやこ町	宗像市	築上町	久留米市	豊前市	飯塚市	田川市	その他				
R2～R6 (累計5ヶ年)	転入	2,774	1,419	751	193	138	158	167	101	116	42	925	6,784	8,958	3,459	13,105
	転出	2,524	1,875	865	140	155	128	94	82	73	74	858	6,868	8,474	3,301	12,542
	純移動数	250	▲456	▲114	53	▲17	30	73	19	43	▲32	67	▲84	484	158	563
令和2年	転入	564	320	101	43	29	27	26	24	16	7	182	1,339	1,694	512	2,321
	転出	555	351	171	34	26	44	15	9	14	17	168	1,404	1,678	514	2,432
	純移動数	9	▲31	▲70	9	3	▲17	11	15	2	▲10	14	▲65	16	▲2	▲111
令和3年	転入	537	293	142	47	25	30	20	24	23	5	207	1,353	1,732	661	2,479
	転出	494	321	165	22	19	17	15	12	17	15	183	1,280	1,610	563	2,272
	純移動数	43	▲28	▲23	25	6	13	5	12	6	▲10	24	73	122	98	207
令和4年	転入	628	281	195	36	32	33	41	25	25	9	191	1,496	1,991	743	2,867
	転出	502	349	151	26	50	23	28	17	10	12	174	1,342	1,688	706	2,521
	純移動数	126	▲68	44	10	▲18	10	13	8	15	▲3	17	154	303	37	346
令和5年	転入	521	252	171	26	28	43	41	13	24	8	187	1,314	1,849	793	2,795
	転出	514	399	187	21	30	19	19	16	18	11	172	1,406	1,734	734	2,595
	純移動数	7	▲147	▲16	5	▲2	24	22	▲3	6	▲3	15	▲92	115	59	200
令和6年	転入	524	273	142	41	24	25	39	15	28	13	158	1,282	1,692	750	2,643
	転出	459	455	191	37	30	25	17	28	14	19	161	1,436	1,764	784	2,722
	純移動数	65	▲182	▲49	4	▲6	0	22	▲13	14	▲6	▲3	▲154	▲72	▲34	▲79

出典：福岡県「福岡県人口移動調査」

(5) 通勤・通学の状況

令和2年における町民の15歳以上の就業者・通学者数は18,474人で、人口の約5割となっています。

通勤先は、町内が5割を超えていることが、大きな特徴です。通学先は、町内が3割、県内が6割となっています。県内自治体との通勤・通学の状況では、流入流出ともに関係が深い自治体は北九州市、行橋市となっています。

町内への流入・流出状況では、通勤者は7,219人の流入超過（本町に働きにくる町外者のほうが、町外で働く町民より多い）となっています。主に北九州市、行橋市、みやこ町、築上町、豊前市の方が、本町に働きにきています。

■通勤・通学の概況（令和2年）

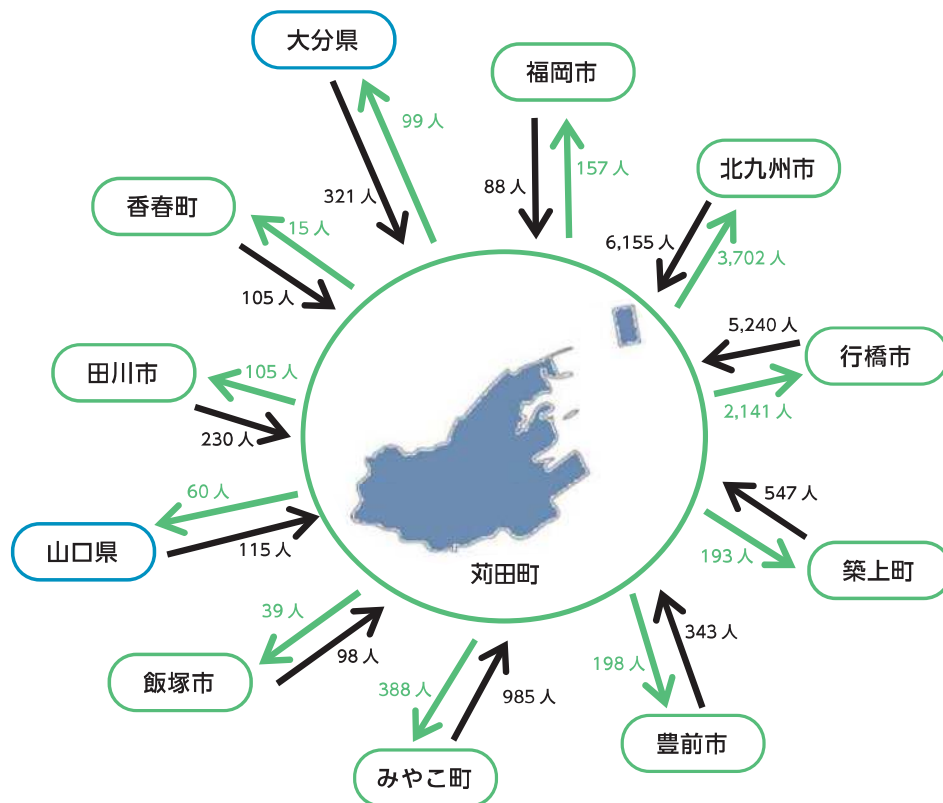
就業・就学区分	人数	従業地 通学地 区分	内訳数	従業地 通学地 構成比
15歳以上の就業者	17,072	町内	9,765	57.2%
		県内	6,431	37.7%
		県外、 「不詳」含む	876	5.1%
15歳以上の通学者	1,402	町内	457	32.6%
		県内	862	61.5%
		県外、 「不詳」含む	83	5.9%

■流入状況（令和2年）

	通勤者	通学者
町内への流入人口	14,526	729
町外への流出人口	7,307	945
流入・流出超過	7,219	▲216

出典：総務省「国勢調査」

■通勤・通学の自治体別状況（令和2年）



出典：総務省「国勢調査」

3. 産業の状況

(1) 産業別就業者数の推移

町民の就業者数は平成 12 年～令和 2 年の間、15,000 人台から 17,000 人で推移しています。

令和 2 年時点の就業者の産業別割合は、以下の通りとなっています。

第 1 次産業（農林水産業）が 194 人で 1.1% を占めています。10 年前の平成 22 年と比べ、19 人減少しています。

第 2 次産業（製造業等）が 6,705 人で 39.3% を占めています。10 年前の平成 22 年と比べ、906 人増加しています。

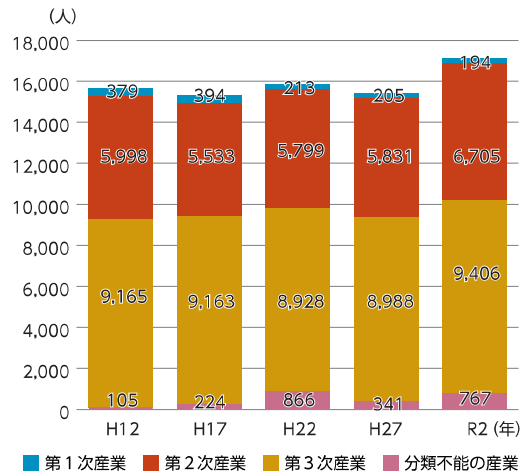
第 3 次産業（商業・サービス業等）が 9,406 人で 55.1% を占めており、就業者数が最も大きい産業となっています。10 年前の平成 22 年と比べ、478 人増加しています。

(2) 農林水産業（第一次産業総生産高）

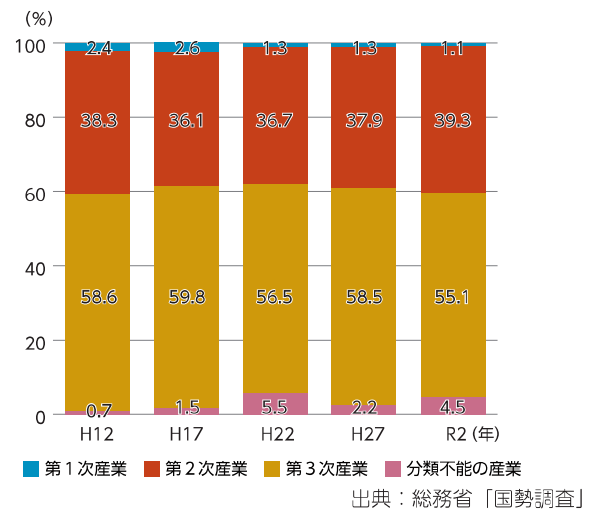
第一次産業生産高は、気候の影響等の外部要因の影響を受けやすいこともあり、年度によりばらつきがあります。

平成 24 年度以降、減少傾向が続いた時期もありましたが、直近では 440 百万円前後で横ばい傾向になっています。

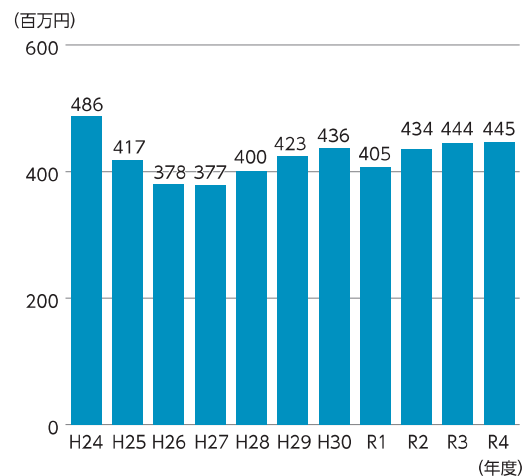
産業別就業者数の推移



就業者数の産業別割合の推移



第一次産業総生産高

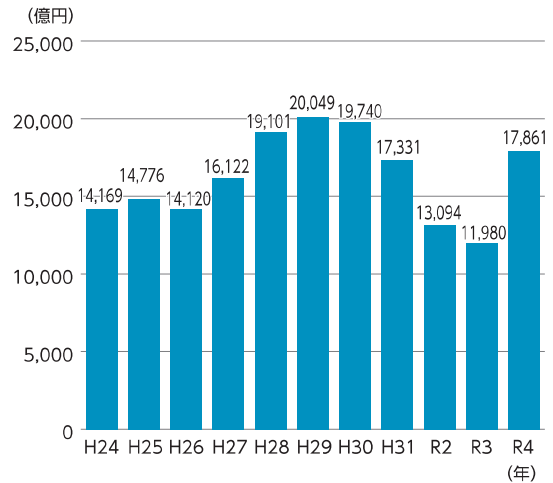


(3) 工業（製造品出荷額等の推移）

製造品出荷額等は、平成 24 年以降、増加傾向で推移していましたが、コロナ禍で減少し、その後回復してきたところです。

令和 4 年の事業所数は、102 事業所となっています。

製造品出荷額等の推移



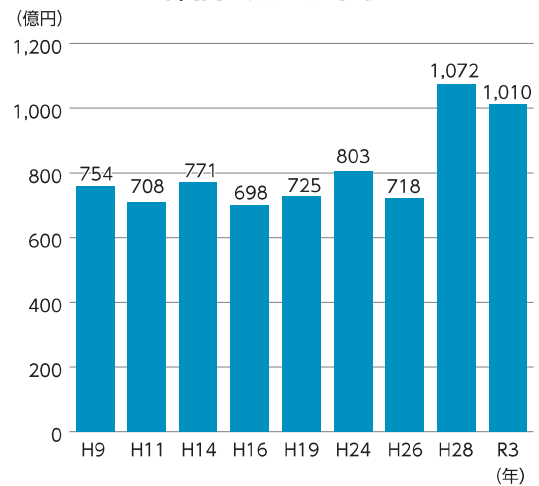
出典：経済産業省「工業統計調査」、
ただし H24、H28 及び R2 は総務省「経済センサス」

(4) 商業（年間商品販売額の推移）

年間商品販売額は、平成 9 年から平成 26 年にかけては約 600 ～ 800 億円の間で推移していましたが、最近では 1,000 億円を超えています。

令和 3 年の卸売業・小売業の事業所数は、306 事業所となっています。

年間商品販売額の推移

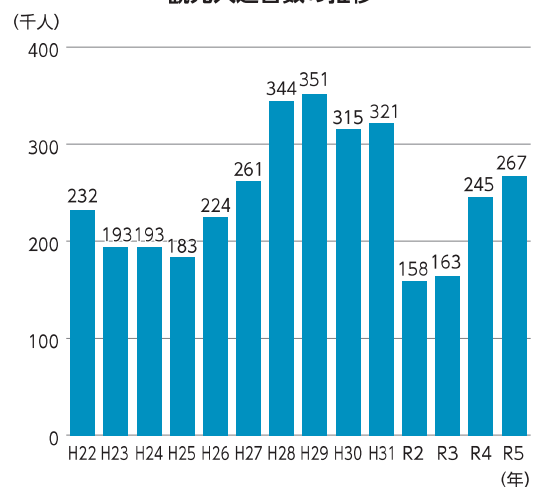


出典：経済産業省「商業統計調査」、
ただし H24、H28 及び R3 は総務省「経済センサス」

(5) 観光（観光入込客数の推移）

平成 26 年以降、増加傾向で、平成 29 年には 35 万人を超えました。コロナ禍により半減しましたが、その後、観光客数は回復途上にあります。

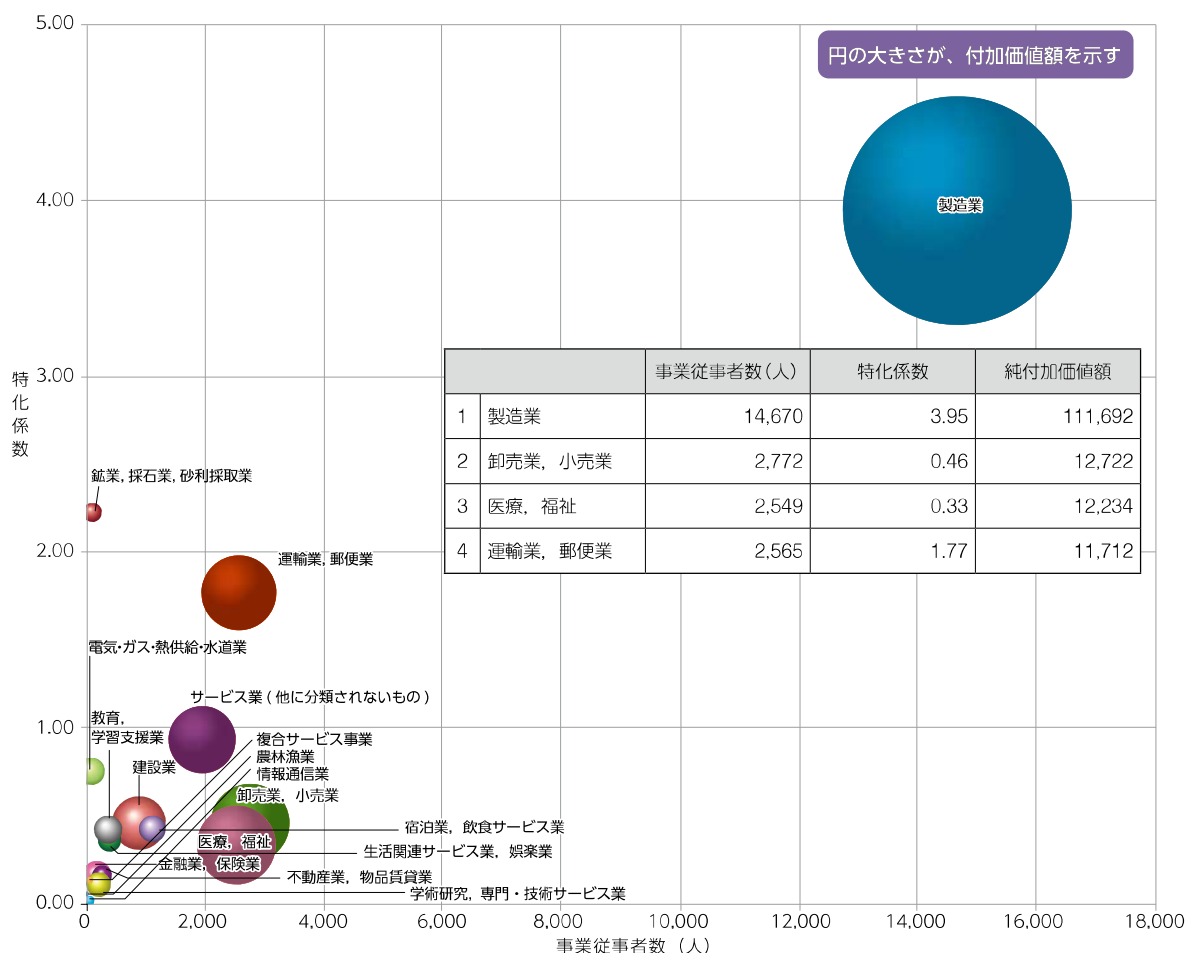
観光入込客数の推移



出典：H29 まで：福岡県商工部観光局観光政策課
「福岡県観光入込客推計調査」
H30 以降：苅田町独自集計

4. 経済構造の特徴

本町の経済構造の特徴としては、自動車関連の製造業が、雇用と税収に多大な貢献をしています。本町で働く 5 割以上の方が製造業従事者です。また、自動車関連の一環としての運輸業の貢献も特徴です。



出典：総務省「令和 3 年経済センサス - 活動調査」

特化係数…… 産業分類ごとに、全国と本町とを比較した指標のこと。1.0 を基準に、数値が大きい場合には、全国よりもその産業が集積している（優位性がある）と言えます。

付加価値額… 事業活動によってどれだけの新しい価値が生み出されたかを表した数値。

5. 財政の状況

(1) 歳入

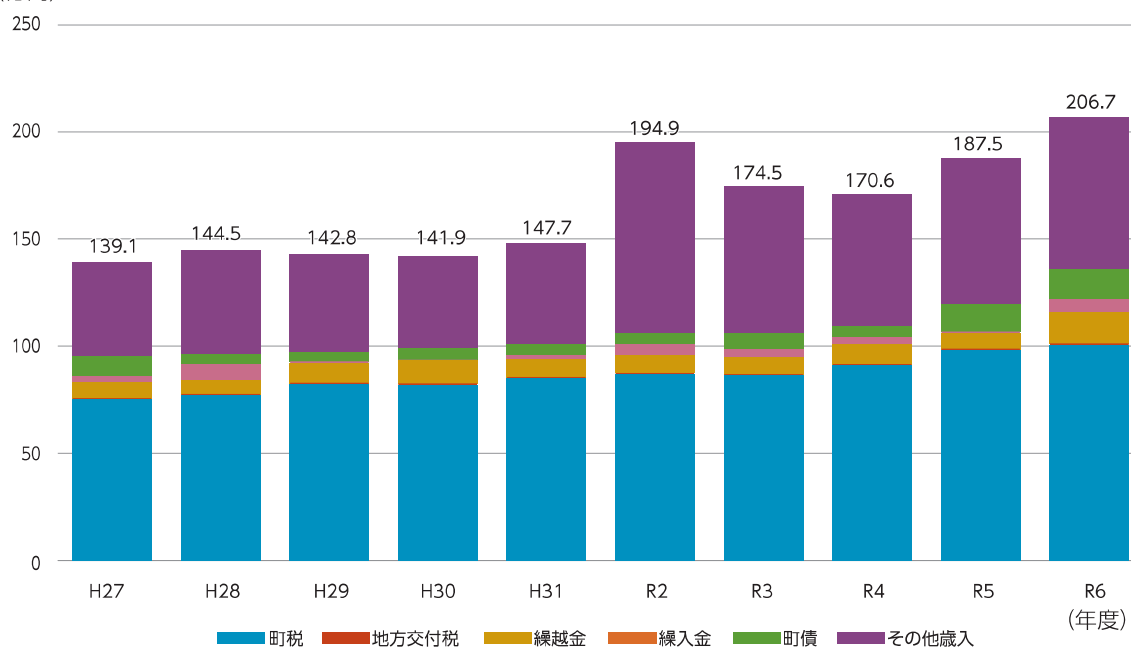
令和6年度の歳入（収入）は、平成27年度と比較して、67.6億円増加し、200億円台となりました。自主財源である町税は、この10年で、25.5億円増加し、100億円を超えました。

本町は、地方債（町債）発行を抑制し、財政健全化に取り組んでいますが、令和5年度以降10億円以上の地方債（町債）発行となっています。

その他の収入も平成27年度の44億円から71億円へ27億円増加しています。その内訳としては、「地方消費税交付金」「寄附金」「国庫支出金」「県支出金」「地方特例交付金」が大きく増加しています。寄附金の1つであるふるさと納税は、平成27年の70万円から令和6年度には9,050万円へと大幅に増加しています。

■歳入の状況

(億円)



単位：億円

区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R6-H27
町税	74.8	76.7	82.0	81.7	84.7	86.6	86.0	90.8	97.9	100.3	25.5
地方交付税	1.0	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	-0.1
繰越金	7.2	6.3	9.0	10.2	8.2	7.9	7.7	9.0	7.0	14.2	7.0
繰入金	3.0	7.1	1.1	0.8	1.7	5.2	3.7	3.2	1.0	6.4	3.3
町債	8.9	5.1	4.0	5.0	5.0	5.2	7.8	5.2	12.5	13.8	4.9
その他歳入	44.1	48.5	45.8	43.2	47.3	89.1	68.4	61.4	68.2	71.0	26.9
合計	139.1	144.5	142.8	141.9	147.7	194.9	174.5	170.6	187.5	206.7	67.6

※億円単位で表示する関係で、「合計」「R6-H27」が実際の計算結果と合わない場合があります。

出典：刈田町財政課

(2) 歳出

歳出（支出）は、平成 27 年度以降 130 億円台で推移していましたが、令和 2 年度から令和 4 年度までは新型コロナウイルス感染症対策のため増加しました。令和 6 年度には 190 億円台となり、過去最大の歳出額となっています。

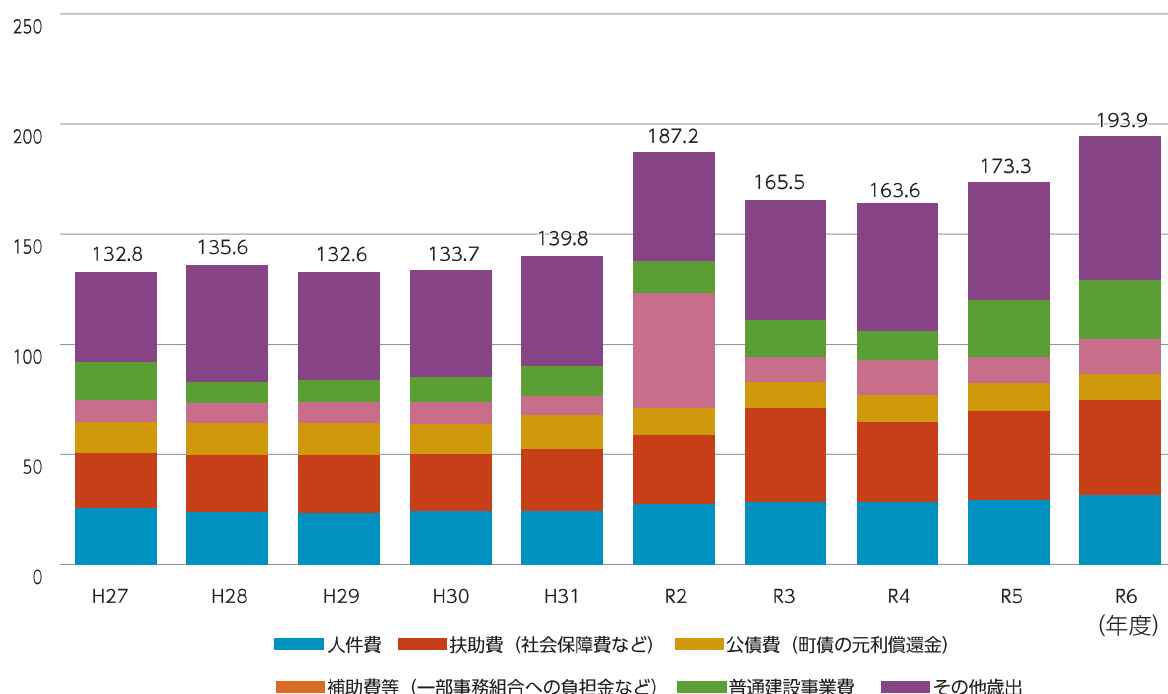
扶助費（社会保障費など）は 10 年間で 17.7 億円増加しています。普通建設事業費は、平成 27 年度以降、10 億円台を維持してきましたが、令和 5 年度以降、20 億円台に増加しました。

その他歳出も 20 億円以上増加しています。その内訳では、積立金が平成 27 年度の 700 万円台から令和 6 年では 16.1 億円と 16 億円増加していることが影響しています。

また、過去の借金の返済にあてる公債費は、14 億円前後で推移していましたが、令和 2 年度以降は 12 億円前後となっています。

■歳出の状況

(億円)



単位：億円

区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R6-H27
人件費	25.1	23.4	23.3	24.0	23.8	27.1	28.0	27.8	28.9	31.4	6.3
扶助費（社会保障費など）	25.1	26.0	26.2	25.7	28.3	31.3	42.7	36.5	40.7	42.9	17.7
公債費（町債の元利償還金）	14.1	14.3	14.3	13.9	15.7	12.3	11.9	12.3	12.4	11.9	-2.3
補助費等（一部事務組合への負担金など）	10.2	9.5	9.6	9.8	8.5	52.5	11.2	16.1	12.0	15.6	5.4
普通建設事業費	17.0	9.4	10.2	11.3	13.6	14.1	16.8	13.0	25.6	27.1	10.0
その他歳出	41.2	52.9	49.0	48.9	49.9	49.9	54.8	57.9	53.8	65.2	23.9
歳出合計	132.8	135.6	132.6	133.7	139.8	187.2	165.5	163.6	173.3	193.9	61.1

※億円単位で表示する関係で、「合計」「R6-H27」が実際の計算結果と合わない場合があります。

出典：苅田町財政課

(3) 財政指標

財政の自立度を示す財政力指数は、平成 27 年度の 1.12 から令和 6 年度は 1.31 となり、普通交付税の不交付団体を継続しています。

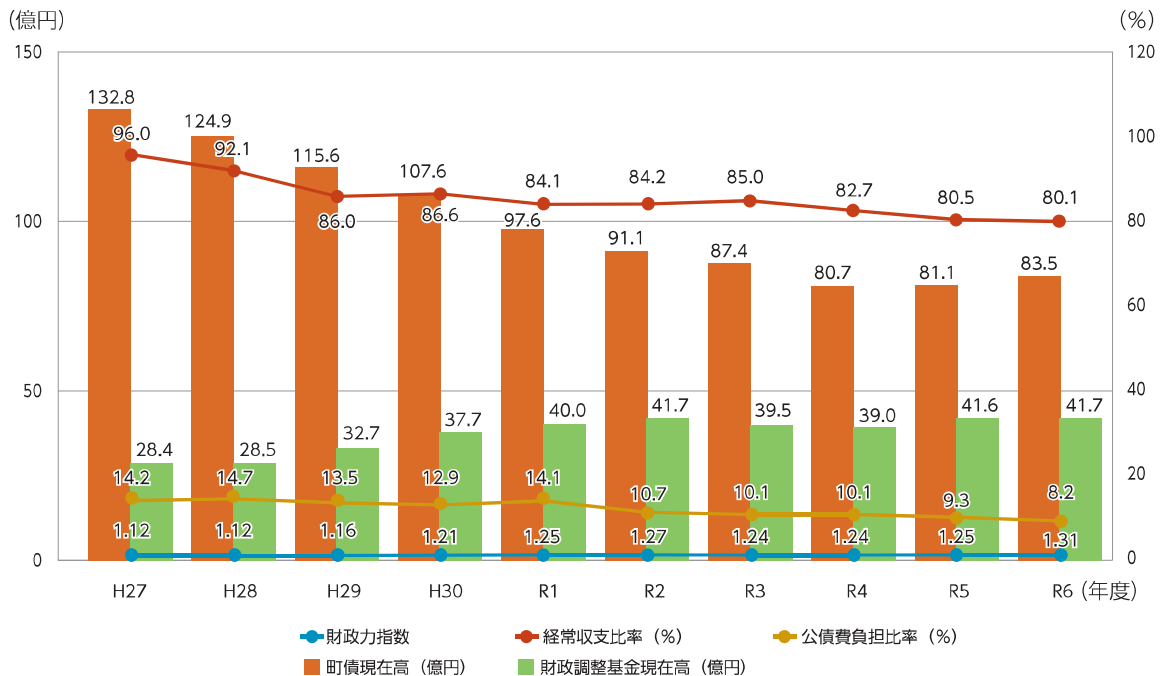
財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、平成 27 年度の 96.0%から 80%台になっており、弾力性が確保されている状態であり、類似団体平均、福岡県平均より良好となっています。

使い道の決まっていない収入のうち借金返済に充てる金額の割合を示す公債費負担比率は、10 年前の 14.2%から 8.2%まで減少していますが、類似団体平均、福岡県平均よりも高い状態です。

まちの借金額である町債現在高は、10 年前と比べ、新たな町債発行を控えているため約 50 億円減少しています。

まちの貯金額を示す財政調整基金現在高は、10 年前の 28 億円から令和 6 年度には 41 億円と 13 億円増加しています。

■財政指標の推移



区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
財政力指数	1.12	1.12	1.16	1.21	1.25	1.27	1.24	1.24	1.25	1.31
経常収支比率 (%)	96.0	92.1	86.0	86.6	84.1	84.2	85.0	82.7	80.5	80.1
公債費負担比率 (%)	14.2	14.7	13.5	12.9	14.1	10.7	10.1	10.1	9.3	8.2
町債現在高 (億円)	132.8	124.9	115.6	107.6	97.6	91.1	87.4	80.7	81.1	83.5
財政調整基金現在高 (億円)	28.4	28.5	32.7	37.7	40.0	41.7	39.5	39.0	41.6	41.7

出典：苅田町財政課

(4) 各種財政指標の類似団体比較

- ①強み …… 財政力指数、経常収支比率
- ②弱み …… 実質公債費比率、ラスパイレス指数

令和5年度	単位	類似団体内 順位 (37団体)	刈田町	類似団体 内平均	福岡県 平均
財政力指数		1位	1.25	0.69	0.52
経常収支比率	%	4位	80.5	87.3	94.1
人口1人当たり人件費・物件費等決算額	円	22位	161,079	157,406	157,377
将来負担比率	%	22位	16.4	0.0	35.8
実質公債費比率	%	27位	9.5	6.5	7.4
人口千人当たり職員数	人	11位	7.40	7.95	8.58
ラスパイレス指数 (R5.4.1)		32位	99.5	97.2	96.3

出典：総務省 市町村財政比較分析表（普通会計決算）

【参考】財政健全化 4 指標の推移

単位：％

調査年	実質公債費比率	将来負担比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率
平成26年	10.6	122.3	－	－
平成27年	10.7	120.7	－	－
平成28年	11.4	105.2	－	－
平成29年	11.5	83.6	－	－
平成30年	11.2	62.5	－	－
令和元年	10.2	43.3	－	－
令和2年	9.4	36.7	－	－
令和3年	9.2	31.0	－	－
令和4年	9.3	17.6	－	－
令和5年	9.5	16.4	－	－
早期健全レベル (刈田町)	25.0以上 (25.0以上)	350.0以上 (350.0以上)	11.25～15.00 (13.20以上)	16.25～20.00 (18.20以上)
財政再生レベル	35.0以上		20.00以上	30.00以上

出典：刈田町財政課

用語解説

- 財政力指数**
地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きくなり、財源に余裕があるといえます。
- 経常収支比率**
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
- 人口1人当たり人件費・物件費等の決算額**
住民1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額です。
- 将来負担比率**
地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。
- 実質公債費比率**
地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。この比率が18%以上の団体は起債に許可が必要になり、25%以上の団体は、一定の地方債の起債が制限されます。
- 人口千人当たり職員数**
人口千人当たりの町の職員数であり、一般的に数値が小さいほど効率的な行政経営がされているといえます。
- ラスパイレス指数**
地方公務員の給与水準を表すもので、国家公務員行政職（一）職員の俸給を100とした場合の地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指します。
- 実質赤字比率**
一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 連結実質赤字比率**
公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

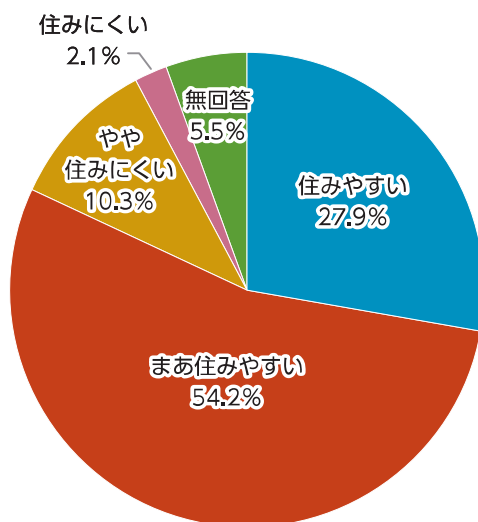
6. 町民意識

(1) 本町の住みやすさ

本町を「住みやすい」「まあ住みやすい」と考えている町民の割合は82.1%となっています。一方、「やや住みにくい」「住みにくい」と考えている町民の割合は、12.4%となっています。

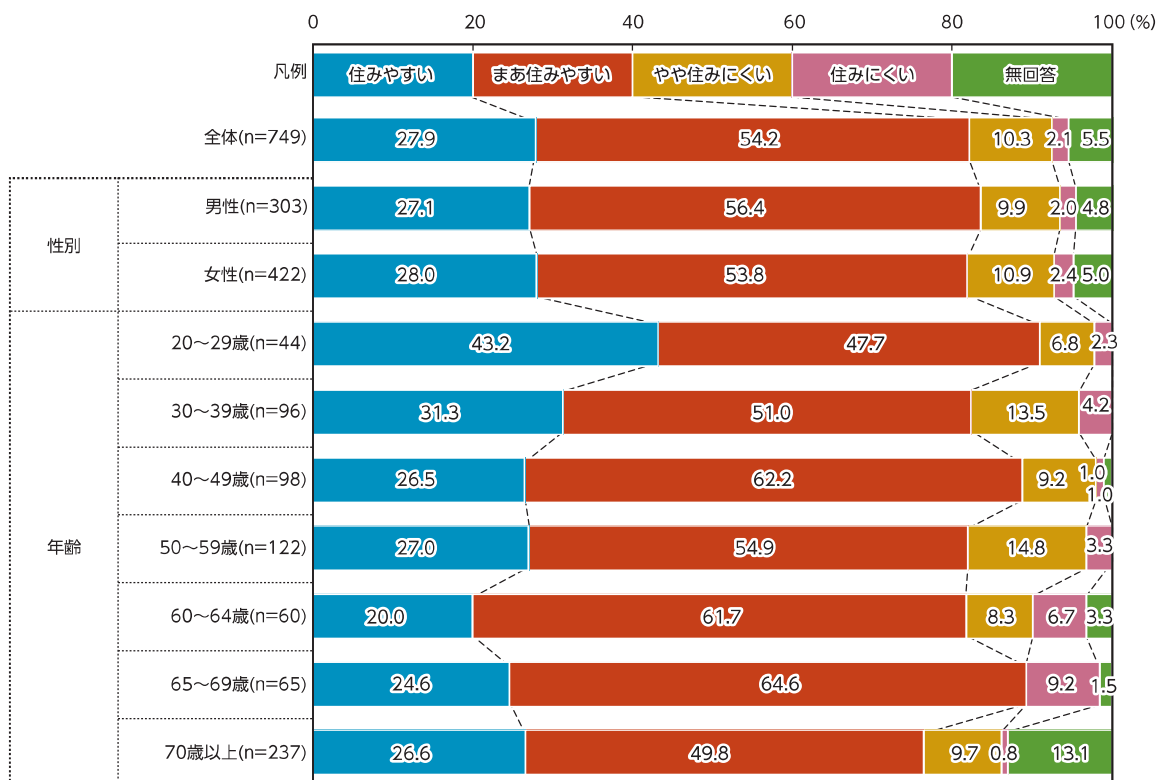
概ね8割強の町民が住みやすいとしています。

■住みやすさ【単数回答】(R7年 n=749)



出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

■住みやすさ（性別、年代別）【単数回答】(R7年 n=749)



出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

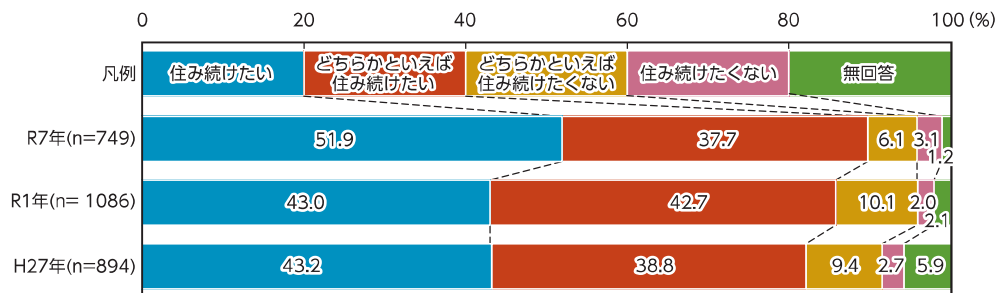
(2) 本町への定住意向

令和 7 年の定住意向では、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と考えている町民の割合が 89.6%となり、「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」9.2%となっています。

【定住意向／経年比較】

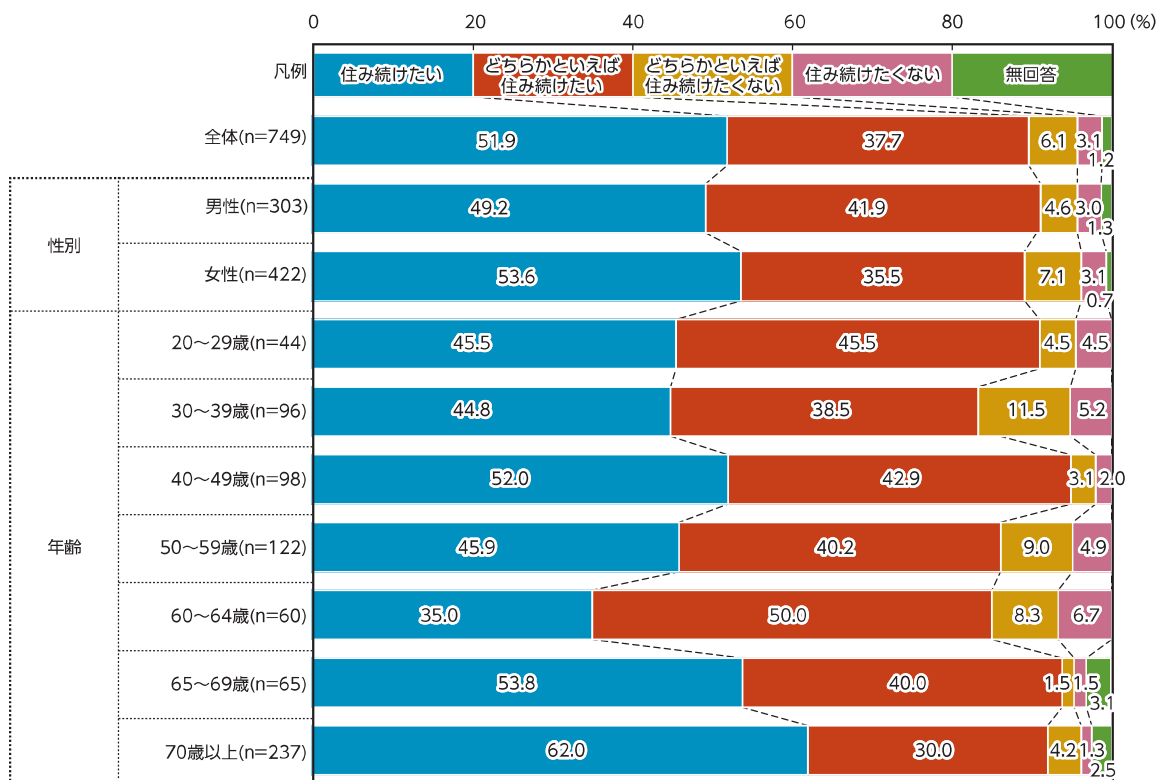
平成 27 年、令和元年調査の結果と比べると、「住み続けたい」という意向は徐々に増加傾向にあるが、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」は平成 27 年に 82.0%、令和元年は 85.7%、令和 7 年 89.6%、概ね町民は肯定的な評価をしています。

■定住意向【単数回答】(R7 年 n=749、R1 年 n=1,086、H27 年 n=894)



出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

■定住意向（性別、年代別）【単数回答】(R7 年 n=749)



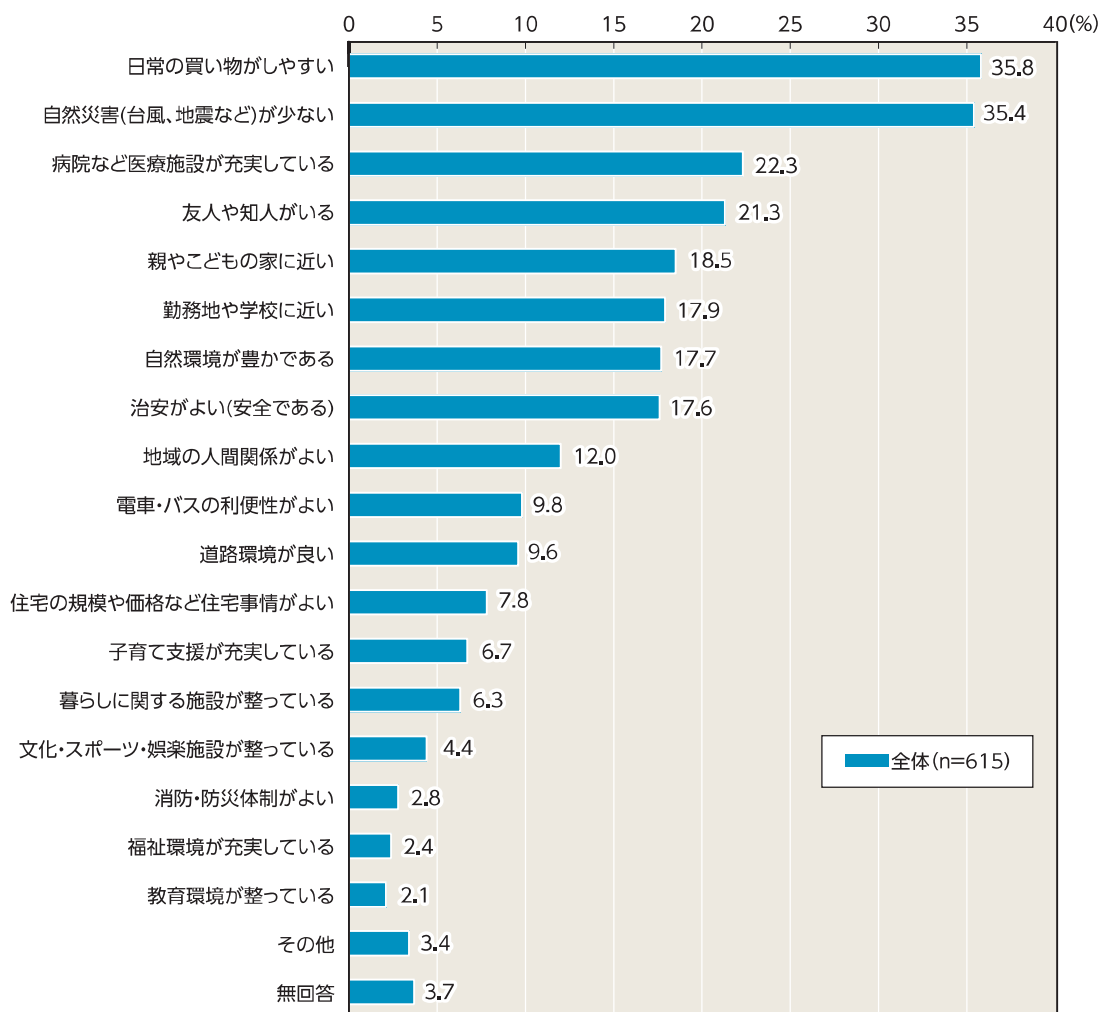
出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

(3) 苅田町の住みやすい理由、住みにくい理由

【住みやすい理由】

「住みやすい」「まあ住みやすい」と回答した方の住みやすい理由の上位項目は、「日常の買い物がしやすい」が35.8%と最も高く、「自然災害（台風、地震など）が少ない」が35.4%、「病院など医療施設が充実している」が22.3%、「友人や知人がいる」が21.3%となっています。

■住みやすい理由【3つまで回答】（R7年 n=615）



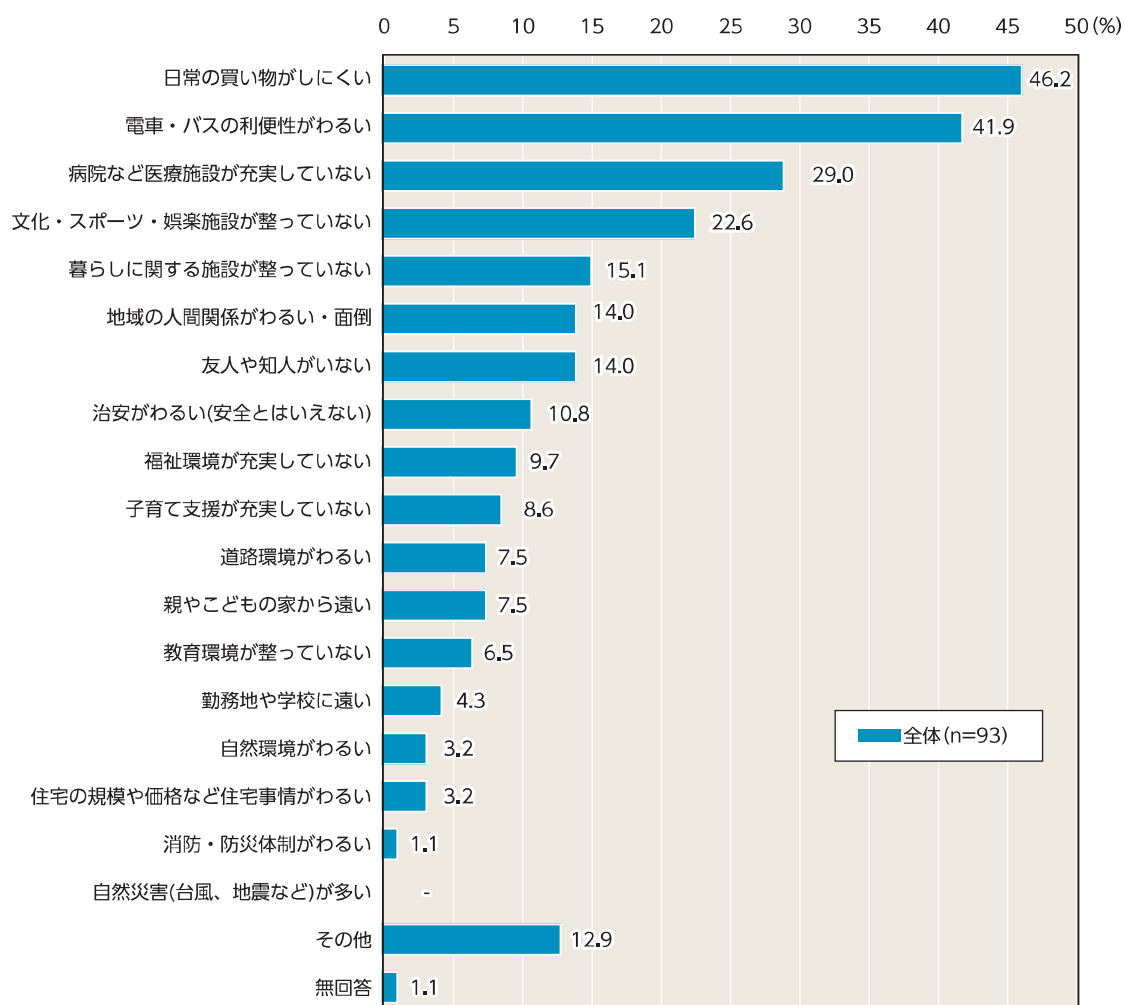
出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

【住みにくい理由】

「住みにくい」「まあ住みにくい」と回答した方の住みにくい理由の上位項目は、「日常の買い物がしにくい」が46.2%と最も高く、「電車・バスの利便性がわるい」41.9%となっており、この2項目が40%を超えています。

続いて、「病院など医療施設が充実していない」、「文化・スポーツ・娯楽施設が整っていない」が20%台となっています。

■住みにくい理由【3つまで回答】(R7年 n=93)



出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

(4) 施策別の満足度・重要度

町民のまちづくりの分野に対する重要度、満足度の分布は下図のとおりです。

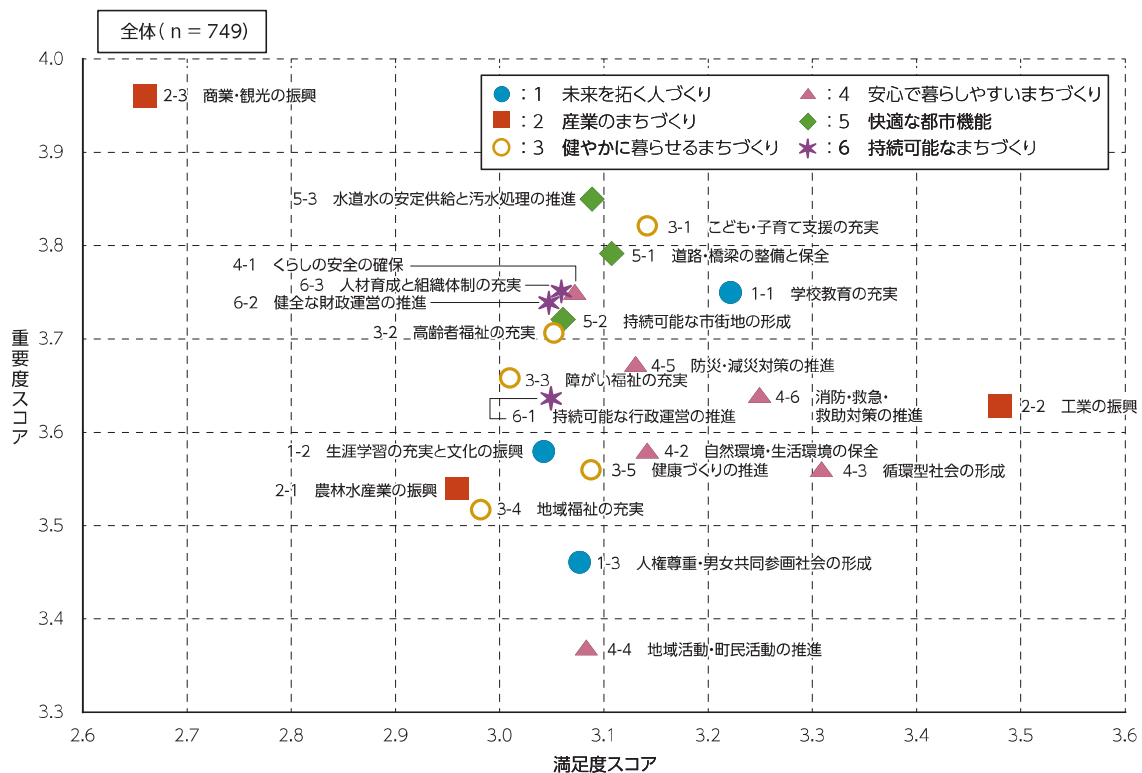
[満足度別にみる施策の傾向]

満足度が最も高い施策分野は「2-2 工業の振興」(3.48) となり、これは周防灘に面して多くの工場が立地しており、県内有数の臨海工業都市であることから高い満足度となっています。次いで「4-3 循環型社会の形成」(3.31) が続きます。

[重要度別にみる施策の傾向]

すべての施策において、重要度スコアが中間点の3点を超えています。そのなかでも「2-3 商業・観光の振興」(3.96) が最も高く、続いて「5-3 水道水の安全供給と汚水処理の推進」(3.85) と「3-1 こども・子育て支援の充実」(3.82) となっています。このことから商店街の活性化や大型商業施設の誘致とともに、水道インフラの整備、学校教育や子育て支援を重視していることがうかがえます。

■政策・施策別 満足度・重要度スコア [単数回答] (R7 年 n=749)



出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

【過去 10 年間の施策の傾向推移】

満足度は、過去 10 年間の推移をみても「2-2 工業の振興」がトップです。令和元年から令和 7 年で順位を上げているのは、「4-6 消防・救急・救助対策の推進」「4-2 自然環境・生活環境の保全」「5-1 道路・橋梁の整備と保全」です。

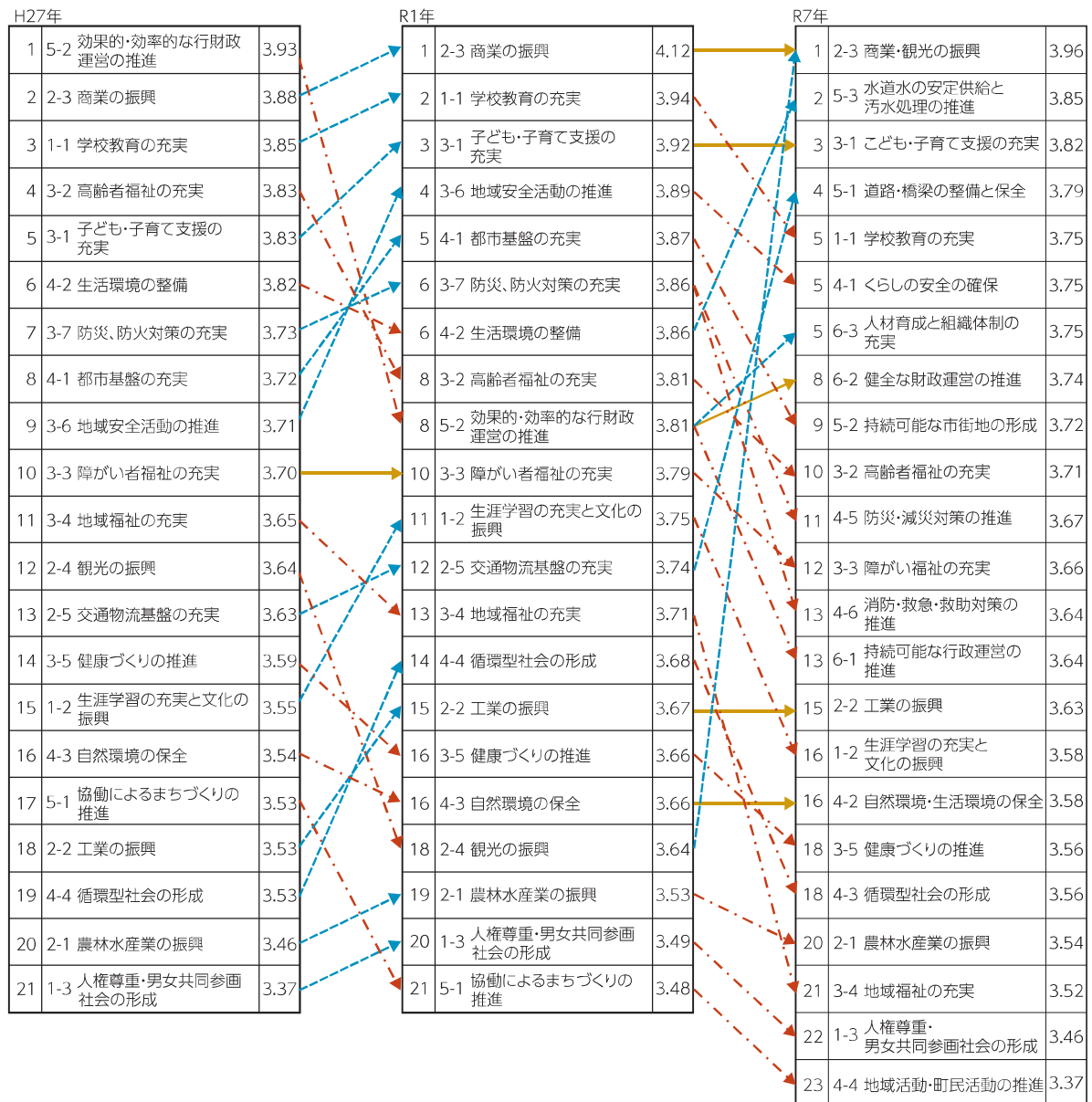
■政策・施策別の満足度スコア（経年比較）【単数回答】 （H27 年 n=894、R1 年 n=1,086、R7 年 n=749）

H27年			R1年			R7年		
1	2-2 工業の振興	3.41	1	2-2 工業の振興	3.35	1	2-2 工業の振興	3.48
2	3-5 健康づくりの推進	3.11	2	4-4 循環型社会の形成	3.26	2	4-3 循環型社会の形成	3.31
3	3-1 子ども・子育て支援の充実	3.07	3	1-1 学校教育の充実	3.10	3	4-6 消防・救急・救助対策の推進	3.25
4	1-1 学校教育の充実	3.06	4	3-1 子ども・子育て支援の充実	3.07	4	1-1 学校教育の充実	3.22
5	1-3 人権尊重・男女共同参画社会の形成	3.01	4	3-5 健康づくりの推進	3.07	5	3-1 子ども・子育て支援の充実	3.14
6	1-2 生涯学習の充実と文化の振興	3.01	6	1-2 生涯学習の充実と文化の振興	3.01	5	4-2 自然環境・生活環境の保全	3.14
7	3-4 地域福祉の充実	3.00	6	3-7 防災、防火対策の充実	3.01	7	4-5 防災・減災対策の推進	3.13
8	4-3 自然環境の保全	3.00	8	4-3 自然環境の保全	2.99	8	5-1 道路・橋梁の整備と保全	3.11
9	2-5 交通物流基盤の充実	2.98	9	1-3 人権尊重・男女共同参画社会の形成	2.98	9	3-5 健康づくりの推進	3.09
10	3-7 防災、防火対策の充実	2.97	9	5-1 協働によるまちづくりの推進	2.98	9	5-3 水道水の安定供給と汚水処理の推進	3.09
11	3-6 地域安全活動の推進	2.97	11	4-2 生活環境の整備	2.97	11	1-3 人権尊重・男女共同参画社会の形成	3.08
12	3-3 障がい者福祉の充実	2.96	12	3-2 高齢者福祉の充実	2.96	11	4-4 地域活動・町民活動の推進	3.08
13	3-2 高齢者福祉の充実	2.94	12	3-4 地域福祉の充実	2.96	13	4-1 暮らしの安全の確保	3.07
14	5-1 協働によるまちづくりの推進	2.93	14	3-6 地域安全活動の推進	2.93	14	5-2 持続可能な市街地の形成	3.06
15	2-1 農林水産業の振興	2.90	15	2-1 農林水産業の振興	2.89	14	6-3 人材育成と組織体制の充実	3.06
16	4-4 循環型社会の形成	2.90	15	3-3 障がい者福祉の充実	2.89	16	3-2 高齢者福祉の充実	3.05
17	4-1 都市基盤の充実	2.88	17	2-5 交通物流基盤の充実	2.88	16	6-1 持続可能な行政運営の推進	3.05
18	4-2 生活環境の整備	2.87	18	4-1 都市基盤の充実	2.86	16	6-2 健全な財政運営の推進	3.05
19	2-3 商業の振興	2.62	19	5-2 効果的・効率的な行政運営の推進	2.77	19	1-2 生涯学習の充実と文化の振興	3.04
20	5-2 効果的・効率的な行政運営の推進	2.61	20	2-4 観光の振興	2.50	20	3-3 障がい福祉の充実	3.01
21	2-4 観光の振興	2.57	21	2-3 商業の振興	2.40	21	3-4 地域福祉の充実	2.98
						22	2-1 農林水産業の振興	2.96
						23	2-3 商業・観光の振興	2.66

出典：苅田町まちづくり町民アンケート報告書

重要度では、「2-3 商業・観光の振興」が、平成 27 年に 2 位（3.88）、令和元年に 1 位（4.12）、令和 7 年に 1 位（3.96）と高位を続けています。

■政策・施策別の重要度スコア（経年比較）【単数回答】
（H27 年 n=894、R1 年 n=1,086、R7 年 n=749）



出典：荻田町まちづくり町民アンケート報告書

「町民意識」に係るグラフ及び表の合計値について

- (1) 各グラフ及び表の内訳に記載された数値を足しあげた場合に、100%にならない場合や合計値と異なる場合があります。これは、小数点の端数表示処理によるものです。小数点第5位等まで表示すれば、100%になることもありますが、読みづらくなるため、報告書では、小数点第1位または第2位にとどめた表記にしています。
- (2) 性別や年齢の属性が未回答の場合は、表や図に記載していません。そのため、全体の標本数（n 数）と性別や年齢の標本数の合計が合わない場合があります。

後期基本計画

第1章 後期基本計画の概要

- 1. 後期基本計画の構成 35
- 2. 総合計画と各種計画との関連性 36

第2章 施策別計画

- 1-1. 学校教育の充実 40
- 1-2. 生涯学習の充実と文化の振興 42
- 1-3. 人権尊重・男女共同参画社会の形成 44
- 2-1. 農林水産業の振興 46
- 2-2. 工業の振興 48
- 2-3. 商業・観光の振興 50
- 3-1. こども・子育て支援の充実 52
- 3-2. 高齢者福祉の充実 54
- 3-3. 障がい福祉の充実 56
- 3-4. 地域福祉の充実 58
- 3-5. 健康づくりの推進 60
- 4-1. くらしの安全の確保 62
- 4-2. 自然環境・生活環境の保全 64
- 4-3. 循環型社会の形成 66
- 4-4. 地域活動・町民活動の推進 68
- 4-5. 防災・減災対策の推進 70
- 4-6. 消防・救急・救助対策の推進 72
- 5-1. 道路・橋梁の整備と保全 74
- 5-2. 持続可能な市街地の形成 76
- 5-3. 水道水の安定供給と汚水処理の推進 78
- 6-1. 持続可能な行政運営の推進 80
- 6-2. 健全な財政運営の推進 82
- 6-3. 人材育成と組織体制の充実 84

第1章 後期基本計画の概要

1. 後期基本計画の構成

将来都市像である「一人ひとり」が輝く「もっと」快適 住みやすいまち 苅田の実現を目指し、6つの政策と23の施策を設定した後期基本計画を定めます。

1 未来を拓く人づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実と文化の振興
- (3) 人権尊重・男女共同参画社会の形成

2 活力ある産業のまちづくり

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 工業の振興
- (3) 商業・観光の振興

3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり

- (1) こども・子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい福祉の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 健康づくりの推進

4 安全で暮らしやすい環境があるまちづくり

- (1) くらしの安全の確保
- (2) 自然環境・生活環境の保全
- (3) 循環型社会の形成
- (4) 地域活動・町民活動の推進
- (5) 防災・減災対策の推進
- (6) 消防・救急・救助対策の推進

5 快適な都市機能があるまちづくり

- (1) 道路・橋梁の整備と保全
- (2) 持続可能な市街地の形成
- (3) 水道水の安定供給と污水处理の推進

6 持続可能なまちづくり

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 健全な財政運営の推進
- (3) 人材育成と組織体制の充実

2. 総合計画と各種計画との関連性

(1) 経営計画としての総合計画

本町では総合計画を、全施策の目指す姿を網羅した最上位計画として位置づけるとともに、「苅田町の経営計画」として、【政策推進】、【行政改革（行政経営）】、【健全財政】の3側面を包含した計画としています。

(2) 地方創生、国土強靱化の全庁的計画と連携した総合計画

人口減少と東京一極集中の克服を図るため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）」及び災害による人的・物的被害の未然防止や減災を目指す「国土強靱化地域計画」は、国から全市町村に策定が求められています。この2つの計画は、総合計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進や事業計画にも大きく影響するものです。

そこで、整合・調和のとれた策定及び推進により限られた資源の有効活用を図ります。また、各計画の進捗管理や町民への説明においても、総合計画の成果指標を活用し、わかりやすく報告するとともに、進捗管理や町民への説明に係る業務の効率化を図ります。

なお、総合計画の施策体系と「地方創生総合戦略」、「国土強靱化地域計画」の関連性は次のとおりです。

■ 施策体系一覧と各種全庁的計画との関連性

政策名	施策名	基本事業名	総合戦略	国土強靱化
1	未来を拓く人づくり	1 確かな学力の向上とたくましい心身の育成	●	
		2 ICT活用教育による学びの質の向上	●	
		3 教育環境の整備	●	●
		4 学校・家庭・地域の連携と協働	●	
		5 多様性を踏まえた教育の実践	●	
	生涯学習の充実と文化の振興	1 学習機会の充実	●	●
		2 生涯スポーツの推進	●	●
		3 図書館サービスの充実	●	
		4 文化財の保存と活用	●	●
	人権尊重・男女共同参画社会の形成	1 人権教育・人権啓発の推進		
		2 人権擁護の推進		
		3 男女共同参画の推進		
2	農林水産業の振興	1 多様な担い手で支える営農体制の確立	●	
		2 農業基盤の整備・保全	●	●
		3 森林の維持		
		4 漁業経営の安定化	●	
	工業の振興	1 立地及び事業環境の整備	●	●
		2 企業立地の促進	●	
		3 事業所の総合的な支援	●	●
	商業・観光の振興	1 商業の活性化	●	
		2 町内の観光資源による愛着づくりとにぎわい創出	●	
3	こども・子育て支援の充実	1 子育て不安の軽減	●	
		2 保育サービスの充実	●	●
		3 放課後の居場所づくり（児童）	●	
		4 母子保健の推進	●	
		5 児童発達の支援	●	
		6 こどもの人権尊重	●	
	高齢者福祉の充実	1 介護予防・社会参加の推進	●	
		2 日常生活支援の充実	●	
		3 地域ぐるみの認知症対策の推進	●	
		4 介護保険サービスの適正運営		●
		5 高齢者の人権尊重	●	
	障がい福祉の充実	1 自立支援の推進		●
		2 地域生活支援の推進	●	●
		3 障がい者の人権尊重	●	
	地域福祉の充実	1 住民同士の支え合いの促進	●	
		2 相談体制の充実	●	●
		3 町営住宅の整備	●	●
	健康づくりの推進	1 生活習慣の改善	●	
		2 早期発見・早期治療の推進	●	
		3 こころの健康づくり	●	
		4 地域医療体制の充実	●	●

政策名		施策名	基本事業名	総合戦略	国土強靱化
4	安全で暮らしやすい環境があるまちづくり	1 暮らしの安全の確保	1 交通安全対策の推進	●	●
			2 防犯対策の推進	●	
			3 青少年犯罪の抑制	●	
			4 消費生活の安全	●	
		2 自然環境・生活環境の保全	1 自然環境の保全		
			2 生活衛生・公害の防止		
			3 再生可能エネルギーの利用		
		3 循環型社会の形成	1 ごみの排出抑制の推進		
			2 リサイクルの推進		
			3 ごみの適正な処理		●
		4 地域活動・町民活動の推進	1 自治会活動の活性化	●	●
			2 町民活動の活性化	●	●
			3 産学官連携の推進	●	●
			4 国際化・多文化共生の基盤づくり	●	●
		5 防災・減災対策の推進	1 防災意識の高揚	●	●
			2 地域防災力の向上	●	●
			3 防災・災害情報の提供	●	●
			4 災害時支援力・対応力の向上	●	●
			5 浸水対策の推進	●	●
			6 津波対策の推進	●	●
		6 消防・救急・救助対策の推進	1 防火意識の高揚と予防対策の推進	●	●
			2 消防団活動の充実	●	●
			3 救急救命体制の整備	●	●
			4 資機材等の適正な維持管理	●	●
5	快適な都市機能があるまちづくり	1 道路・橋梁の整備と保全	1 道路の整備促進	●	●
			2 道路・橋梁の適切な維持管理	●	●
		2 持続可能な市街地の形成	1 地域の特性を踏まえた適切な土地利用の推進	●	
			2 駅周辺の整備	●	●
			3 公共交通の利便性向上	●	
			4 魅力ある景観の保全・創出	●	
			5 公園・緑地の整備と管理	●	●
			6 住宅の適正管理と有効活用	●	●
		3 水道水の安定供給と汚水処理の推進	1 安全で災害に強い水道の供給	●	●
			2 下水道の整備と管理	●	●
			3 合併処理浄化槽による汚水処理の推進	●	●
			4 健全な上下水道経営の推進		
6	持続可能なまちづくり	1 持続可能な行政運営の推進	1 成果志向の行政運営		
			2 広報・広聴の推進	●	
			3 デジタル行政の推進と情報システムの適正管理	●	
			4 個人情報保護と公開		
			5 広域行政の推進		
			6 確実な事務執行と窓口処理		
			7 人口減少対策の推進	●	
		2 健全な財政運営の推進	1 歳入の確保		
			2 歳出の適正管理		
			3 公共施設マネジメントの推進		●
			4 適正な会計処理		
		3 人材育成と組織体制の充実	1 人材育成の充実		
			2 効果的な組織づくりと人員の充実		
			3 健康で安心して働ける職場づくり		

序論

後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

第2章 施策別計画

施策別計画の見方

基本構想実現の手段となる「政策」の名称です。

政策実現の手段となる「施策」の名称です。

区分の種類の説明

「成果」

施策の達成度を示す指標

「社会」（適当な成果指標がない場合）

社会的に施策分野の動向を示す指標

施策を実施することで目指す将来の姿です。

施策の目指す姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）と基準値、目標値です。

施策の目指す姿を実現するに当たっての課題や方向性を示しています。

施策推進のための個別計画や関連する計画です。

施策に関係のある指標の過去の推移を示すグラフです。

政策1 未来を拓く人づくり

施策1-1 学校教育の充実

■ 施策の目指す姿

こどもたちが確かな学力とたくましい心身を育み、学校で楽しく学んでいます。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童の割合	成果	67.3% (R6)	67.5% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた児童の割合です。
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の割合	成果	62.7% (R6)	65.0% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた生徒の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 教育現場を担う教職員の指導力向上を進め、こどもたちが変化を乗り越え、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着へつなげていきます。
- 授業においてICTの活用をさらに深化させ、学習指導の効果を高めます。
- こどもたちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、老朽設備改修や体育館への空調設備等の学習環境整備を中長期的かつ計画的に進めていきます。
- 地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携、協働する体制づくりを推進していきます。
- こどもの特性に応じた教育や必要な支援が求められています。多様な学びの場を用意するとともに、学校生活支援員の充実やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図ります。
- 教職員のワークライフバランスの実現と健康でやりがいをもって働く環境を整備することで、こどもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上に取り組めます。

■ 学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒の割合

出典：QU調査

部門別計画 刈田町学校施設等個別施設計画（令和3年度～）

施策実現の手段となる「基本事業」名称と目指す姿です。

施策と関連性のある持続可能な開発目標（SDGs）を表示しています。

基本事業の目指す姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）と基準値、目標値です。

SDGsとの
関連性

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 確かな学力の向上 とたくましい心身 の育成	学習内容の基礎や基本を 習得し、主体的・協働的 に学んでいます。	小学6年生の「全国学力・学習状況調査」 全国平均以上の科目数 (2科目中)	1科目 (R6)	2科目 (R12)
		中学3年生の「全国学力・学習状況調査」 全国平均以上の科目数 (2科目中)	0科目 (R6)	2科目 (R12)
		小学5年生の「体力・運動能力 調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 1区分 (R6) 女子 1区分 (R6)	6区分 (R12) 4区分 (R12)
		中学2年生の「体力・運動能力 調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 3区分 (R6) 女子 4区分 (R6)	6区分 (R12) 4区分 (R12)
2 ICT活用教育による 学びの質の向上	ICT教育実践や情報化に 取り組むことで、教育の 質が向上しています。	授業において、PC・タブレット などのICT機器をつかった割合	小学校 68.0% (R6)	85.0% (R12)
			中学校 71.0% (R6)	85.0% (R12)
3 教育環境の整備	安心・安全で快適な学校 生活を送るとともに、教 員が充実した活動を行っ ています。	教室で授業をするのに支障があった件数 (後期計画期間累計)	0件 (R6)	0件 (R8-R12の累計)
		学力向上や快適な学校生活を送るための 施設・備品改善件数 (後期計画期間累計)	481件 (R3-R6の累計)	1,200件 (R8-R12の累計)
		学校管理下(通学)における事故発生件数	2件 (R6)	0件 (R12)
		超過勤務時間が月45時間超の教員割合	29.9% (R6)	15.0% (R12)
4 学校・家庭・地域 の連携と協働	学校の実情についての共 通理解をもち、相互に連 携・協働ができています。	様々な学習や活動を支援するボランティ ア活動団体の登録人数	298人 (R6)	500人 (R12)
		コミュニティ・スクール設置学校数	6校 (R6)	8校 (R12)
5 多様性を踏まえた 教育の実践	個別最適な学びを実現し ています。	学校生活支援員1人当たりの 児童・生徒数	小学校 6.2人 (R6)	6.0人 (R12)
			中学校 7.0人 (R6)	6.0人 (R12)
		不登校率 (1,000人当たり)	小学校 19.75人 (R6)	4.00人 (R12)
			中学校 86.87人 (R6)	35.00人 (R12)

用語解説

■ コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

論

中期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

41

施策別計画の中での専門用語に関する解説です。

■ 施策の目指す姿

こどもたちが確かな学力とたくましい心身を育み、学校で楽しく学んでいます。

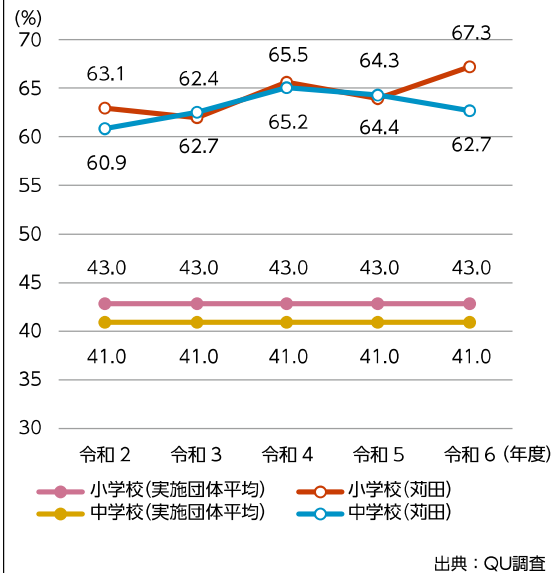
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童の割合	成果	67.3% (R6)	67.5% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた児童の割合です。
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の割合	成果	62.7% (R6)	65.0% (R12)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた生徒の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 教育現場を担う教職員の指導力向上を進め、こどもたちが変化を乗り越え、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着へつなげていきます。
- 授業において ICT の活用をさらに深化させ、学習指導の効果を高めます。
- こどもたちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、老朽設備改修や体育館への空調設置等の学習環境整備を中長期的かつ計画的に進めていきます。
- 地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携、協働する体制づくりを推進していきます。
- こどもの特性に応じた教育や必要な支援が求められています。多様な学びの場を用意するとともに、学校生活支援員の充実やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図ります。
- 教職員のワークライフバランスの実現と健康でやりがいをもって働く環境を整備することで、こどもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上に取り組みます。

学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒の割合



部門別計画

荏田町学校施設等個別施設計画（令和3年度～）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 確かな学力の向上 とたくましい心身の育成	学習内容の基礎や基本を 習得し、主体的・協働的 に学んでいます。	小学6年生の「全国学力・学習状況調査」 全国平均以上の科目数 (2科目中)	1科目 (R6)	2科目 (R12)
		中学3年生の「全国学力・学習状況調査」 全国平均以上の科目数 (2科目中)	0科目 (R6)	2科目 (R12)
		小学5年生の「体力・運動能力 調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 1区分 (R6)	6区分 (R12)
			女子 1区分 (R6)	4区分 (R12)
		中学2年生の「体力・運動能力 調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 3区分 (R6)	6区分 (R12)
			女子 4区分 (R6)	4区分 (R12)
2 ICT活用教育による 学びの質の向上	ICT教育実践や情報化に 取り組むことで、教育の 質が向上しています。	授業において、PC・タブレット などのICT機器をつかった割合	小学校 68.0% (R6)	85.0% (R12)
			中学校 71.0% (R6)	85.0% (R12)
3 教育環境の整備	安心・安全で快適な学校 生活を送るとともに、教 員が充実した活動を行っ ています。	教室で授業をするのに支障があった件数 (後期計画期間累計)	0件 (R6)	0件 (R8～R12の累計)
		学力向上や快適な学校生活を送るための 施設・備品改善件数 (後期計画期間累計)	481件 (R3～R6の累計)	1,200件 (R8～R12の累計)
		学校管理下(通学)における事故発生件数	2件 (R6)	0件 (R12)
		超過勤務時間が月45時間超の教員割合	29.9% (R6)	15.0% (R12)
4 学校・家庭・地域の 連携と協働	学校の実情についての共 通理解をもち、相互に連 携・協働ができています。	様々な学習や活動を支援するボランティ ア活動団体の登録人数	298人 (R6)	500人 (R12)
		コミュニティ・スクール設置学校数	6校 (R6)	8校 (R12)
5 多様性を踏まえた 教育の実践	個別最適な学びを実現し ています。	学校生活支援員1人当たりの 児童・生徒数	小学校 6.2人 (R6)	6.0人 (R12)
			中学校 7.0人 (R6)	6.0人 (R12)
		不登校率 (1,000人当たり)	小学校 19.75人 (R6)	4.00人 (R12)
			中学校 86.87人 (R6)	35.00人 (R12)

用語解説

- **コミュニティ・スクール** 学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

生涯学習の充実と文化の振興

■ 施策の目指す姿

こどもから高齢者までが、生涯を通じて学習し、芸術・文化やスポーツ活動に取り組んでいます。

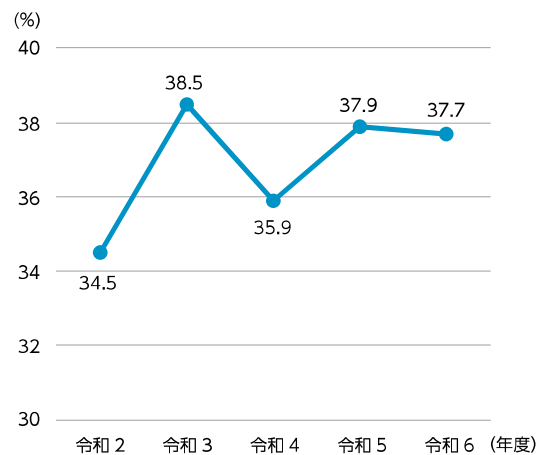
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
生涯学習をしている町民の割合	成果	29.4% (R7)	33.0% (R12)	町民アンケートで、何か習い事や趣味の活動として生涯学習を行っている回答した町民の割合です。
週1日以上、スポーツや運動をしている町民の割合	成果	37.7% (R6)	40.0% (R12)	町民アンケートで、週に1日以上スポーツを行っている回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化やグローバル化など社会情勢の急激な変化の中、町民が生涯にわたって主体的に学習活動が継続できる環境を整備し、町民の心豊かな生活を支援する社会教育の機会の充実を図る必要があります。公民館講座や文化活動、青少年の体験活動等に参加できる機会の充実を図ります。
- スポーツ活動に対するニーズは「遊び」「健康づくり」「リフレッシュ」「技術向上」など世代に応じて多様化しています。あらゆる世代の町民がスポーツ活動に気軽に参加・体験できる機会と場所の充実を図ります。
- 誰もが読書に親しめる環境づくりに取り組むとともに、図書資料の充実や利便性の向上を図り、多くの町民が利用しやすい図書館を目指します。
- 町内の貴重な文化・歴史・自然遺産の調査を通じて、適切な保存、次世代への確実な継承を推進していきます。また、地域史への理解・愛着醸成を促すために、情報発信を担うボランティアを育成するとともに、文化財を生涯学習の題材・知的観光資源として活用します。
- 歴史資料館は令和7年度に閉館し、令和12年度を目途に再整備を行います。

週1日以上、スポーツや運動をしている町民割合の推移



出典：刈田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

刈田町生涯学習基本計画（令和2年度～）
 刈田町子ども読書活動推進計画（令和5年度～）
 史跡御所山古墳保存管理計画（平成28～令和17年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 学習機会の充実	生涯学習の機会が充実し、 学びたいときに学べる環 境になっています。	学習機会が充足していると思う町民の割合	44.6% (R6)	47.6% (R12)
		公民館の年間利用者数	94,765人 (R6)	120,000人 (R12)
		芸術文化イベントの参加人数	2,151人 (R6)	2,215人 (R12)
		青少年体験活動の参加人数	427人 (R6)	500人 (R12)
2 生涯スポーツの 推進	スポーツ活動に参加す る機会が増え、町民が 生涯スポーツに親しん でいます。	スポーツ行事・教室への参加人数	2,169人 (R6)	2,300人 (R12)
		社会体育施設の年間利用者数	123,107人 (R6)	130,000人 (R12)
3 図書館サービスの 充実	公共図書館を多くの町民 が利用しています。	図書館の年間来館者数	119,703人 (R6)	123,294人 (R12)
4 文化財の保存と 活用	文化財が適切に調査・保 存され、町民の生涯学習 や来町者の観光資源とし て活用されています。	文化財の寄託・寄贈・借用・特別利用・ 指定件数	117件 (R6)	117件 (R12)
		文化財被害件数	1件 (R6)	0件 (R12)
		文化財活用事業の参加者数及び歴史資料 館・指定文化財の見学人数	1,718人 (R6)	1,718人 (R12)

■ 施策の目指す姿

誰もが基本的人権が守られ、お互いに認め合い、一人ひとりの人権が尊重されています。男女平等の意識が育まれ、様々な分野に男女が共同して参画しています。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
人権が尊重されている町であると思う町民の割合	成果	74.4% (R6)	76.2% (R12)	町民アンケートで、人権が尊重されている町であると思う「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。
社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思う町民の割合	成果	17.9% (R6)	20.4% (R12)	町民アンケートで、社会全体でみて男女の地位は「平等」になっていると思うと回答した人の割合です。

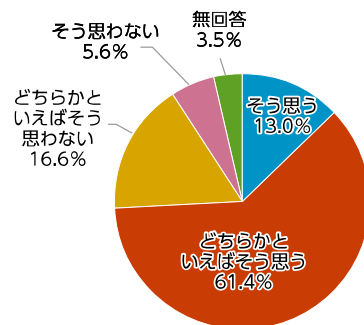
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

■ 本町では、「部落差別解消推進法」の制定を受け、令和4年に「刈田町部落差別をはじめあらゆる差別解消をめざす人権擁護条例」を公布しました。この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を根絶し、人権が尊重される社会の実現を目指す基本方針を示すものです。この理念を踏まえ、町民一人ひとりの人権意識を向上させるため、講演会の開催や企業や学校との連携といった教育・啓発活動を積極的に実施します。

■ 「女性活躍推進法」などの新たな法令も踏まえ、女性はその個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、刈田町男女共同参画行動計画に基づいた取組を進めます。職場におけるハラスメントの防止や研修の実施、「かんだ女性ホットライン」の設置による相談支援など、具体的な施策に取り組み、男女が互いに尊重し合い、責任を分かち合える社会づくりを推進します。

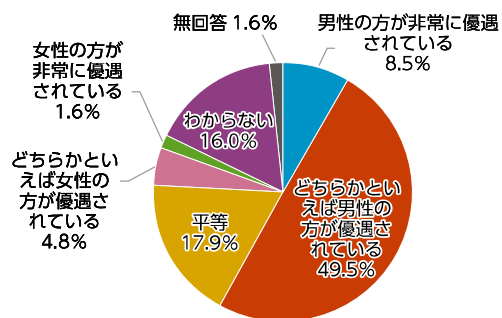
■ 多様性を尊重する社会の形成も重要なテーマです。本町では、LGBTQの方々を含むすべての人が自分らしく暮らせる環境づくりを目指し、令和5年にパートナーシップ宣誓制度を導入しています。また、パートナーシップ宣誓制度の広域連携を進めることで、町を超えた取組を推進し、より包摂的で安心できる社会づくりを目指します。

人権が尊重されている町であると思う町民の場合



出典：令和7年度 刈田町まちづくり町民アンケート

社会全体でみて男女の地位は平等になっていると思う町民の場合



出典：令和7年度 刈田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

刈田町人権教育行動計画（平成14年度～）
第3次刈田町男女共同参画行動計画（令和5～14年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 人権教育・ 人権啓発の推進	人権教育や啓発が行われ、人権が尊重されています。	町主催の人権啓発研修等を受講した人数	521人 (R6)	550人 (R12)
		この1年間に人権侵害をするような言動をした町民の割合	20.3% (R6)	15.0% (R12)
2 人権擁護の推進	人権擁護のための相談体制などが充実し、人権侵害の悩みや不安が軽減されています。	この1年間に人権侵害を受けたことがある町民の割合	9.7% (R7)	7.7% (R12)
		女性からの人権相談のうちDV及びハラスメント被害相談件数	213件 (R6)	238件 (R12)(※)
3 男女共同参画の 推進	性別による固定的な役割り分業意識が解消され、社会の対等なパートナーとして、様々な分野において男女が共同して参画しています。	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の解消に共感する町民の割合	57.2% (R6)	67.2% (R12)
		審議会等における女性委員の占める割合	32.4% (R6)	37.4% (R12)

※ 最終的には基準値より下がることを目指しますが、相談機関の更なる周知を行い、積極的に相談に来ていただくことにより、相談に来ないままで良くない結末を迎えることを避けるため、現時点では基準値より上がることを目指します。

用語解説

■ DV

domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」のことです。殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的、子どもを利用した暴力なども含みます。

■ ハラスメント

相手の尊厳を傷つけたり、不快感や精神的・身体的苦痛を与えたりする「嫌がらせ」や「迷惑行為」の総称です。

■ かんだ女性ホットライン

女性に対する暴力（殴る蹴る、精神的な暴力など）のほか、夫婦・家族・子ども・対人関係など一般的な悩みの相談窓口です。

■ LGBTQ

L（レズビアン）女性として女性が好きな人
G（ゲイ）男性として男性が好きな人
B（バイセクシュアル）性別に関わらず恋愛対象になる人
T（トランスジェンダー）生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きている人
Q（クエスチョニング）性的指向や性自認がまだはっきりしていない人
それぞれの頭文字をとったもので、性的少数者の総称の一つです。

■ パートナリシップ 宣誓制度

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本において、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

施策 2-1 農林水産業の振興

■ 施策の目指す姿

苅田らしい持続可能な農林水産業の確立を目指し、いきいきと取り組んでいます。

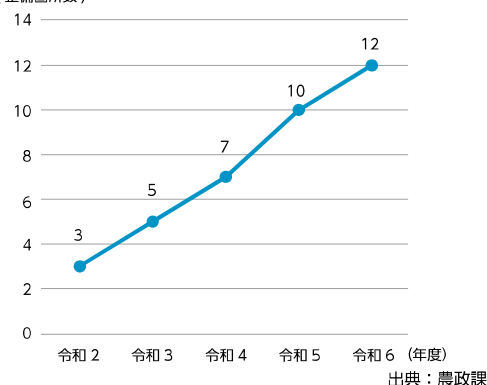
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
担い手農家・農業生産法人に集積されている農地面積割合	成果	23.6% (R6)	30.0% (R12)	農地面積のうち、農用地利用集積計画申請書に記載されている利用権設定面積の割合です。大きいほど農作業の省力化が進んでいると言えます。
1経営体当たりの漁業生産額	成果	1,432千円 (R6)	1,500千円 (R12)	苅田町漁業協同組合業務報告書による当期取扱高から1経営体当たりの平均を出したものです。

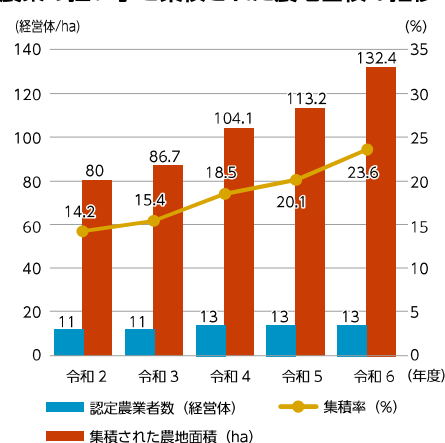
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 農業を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化と担い手不足、遊休農地の増加が進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し活力を取り戻すことが喫緊の課題です。
- 農業振興を図るうえで、優良農地の保全は不可欠です。国の施策に沿いながら、担い手となる農業法人や新規就農者を確保し、作業負担の軽減を支援しつつ、経営体ごとの集積・集約を進めることにより生産基盤の強化に取り組みます。
- 農業インフラは全体的に老朽化が進んでいますが、長期的な更新費用を圧縮することを念頭において、適切な維持管理と長寿命化を図ります。また、良好な生態系環境や水源涵養などの農村が持つ多面的な機能を維持・発揮する取組を支援します。
- 森林保全の面では、水源涵養や土砂等災害の抑制など、公益的機能を保全することが必要です。このため、荒廃森林を間伐するなど整備を進めます。
- 漁業においては、高齢化等により就業者数が減っています。出荷設備の更新等といった経営基盤を整備するとともに、つくり育てる栽培漁業を支援します。

農道、水路、ため池、農業用施設の整備・改修数
(整備箇所数)



農業の担い手と集積された農地面積の推移



部門別計画

苅田農業振興地域整備計画（昭和 49 年度～）
 苅田町森林整備計画（平成 29 年度～）
 農道個別施設計画（平成 30 年度～）
 林道施設（橋梁）の個別施設計画（平成 31 年度～）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 多様な担い手で支える 営農体制の確立	多様な担い手の育成により、継続的な農業経営が確立されています。	新規就農者数 (後期計画期間累計)	0人 (R6)	1人 (R8~R12の累計)
		認定農業者数 (含む農業生産法人数)	12人 (R6)	13人 (R12)
2 農業基盤の整備・ 保全	農業生産基盤の整備や保全により、農業生産が維持できています。	組織的に、「農村環境を守り、質を高める地域共同活動」に取り組まれている面積	157ha (R6)	157ha (R12)
		農道、水路、ため池、農業用施設の整備・改修箇所数 (後期計画期間累計)	2箇所 (R3~R6の平均)	10箇所 (R8~R12の累計)
3 森林の維持	森林の適切な維持管理などが行われ荒廃した森林が減少しています。	荒廃森林整備事業で減少した未整備森林面積	131.4ha (R6)	111.0ha (R12)
		荒廃森林整備事業を実施するための協定締結筆数 (後期計画期間累計)	10件 (R6)	50件 (R8~R12の累計)
4 漁業経営の安定化	出荷設備の整備や栽培漁業の推進により、漁業の経営基盤が整い経営が安定します。	新規漁業就業者数 (後期計画期間累計)	8人 (R3~R6の累計)	10人 (R8~R12の累計)
		栽培漁業水揚げ金額	20,600千円 (R6)	20,000千円 (R12)

用語解説

■ 担い手農家・農業生産法人

基幹職業として安定した農業経営をしている者（法人）ですが、ここでは農業経営基盤促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者（法人）を指しています。

■ 農村環境を守り、質を高める地域共同活動

農業・農村は、水源涵養や自然環境と生物多様性の保全、土壌流出の防止など様々な働きを持っており、これを地域ぐるみで維持・発揮するための活動が行われています。

■ 栽培漁業

稚魚（貝）を一定期間、人為的な環境下で育てたうえで自然海域へ放流し、成長したものを漁獲する漁法で、資源の減少を防ぎながら安定した漁業を可能にします。

■ 施策の目指す姿

陸・海・空のアクセスに恵まれた立地環境のもと、製造業を中心とした臨海工業都市として、発展を続けています。

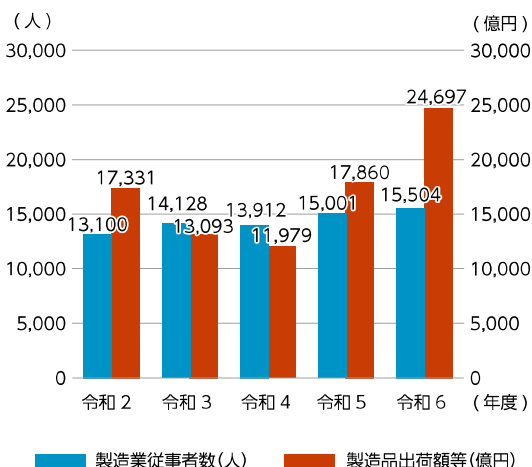
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
製造業従業者数	成果	15,504人 (R6)	18,504人 (R12)	経済構造実態調査における町内の製造業事業所で働いている人の数です。
製造品出荷額等	社会	24,697億円 (R6)	33,697億円 (R12)	経済構造実態調査における町内の製造業事業所の1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計です。
苅田港貿易額	社会	14,900億円 (R6)	18,000億円 (R12)	苅田港における1年間の輸出額及び輸入額です。
北九州空港貿易額	社会	1,499億円 (R6)	1,720億円 (R12)	北九州空港における1年間の輸出額及び輸入額です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 臨海部の工業用地には、自動車やセメント産業をはじめとする日本でも有数の企業が数多く立地し、北部九州の中核的な生産拠点となっています。持続的な産業活動と雇用の確保のため、既存の基幹産業の成長を促し、地域の産業基盤をより強固なものとするために、継続して企業の誘致を行います。
- 町内には大企業に加え、優れた技術力を持つ中小企業も多く立地しています。しかし、少子高齢化の進行に伴い、働き手不足が深刻な課題となっています。そのため、企業が求める人材を確保し、安定した操業を支援することが重要です。産学官の連携等を活用した支援の取組をとおり、地元での雇用確保を進めます。
- 本町は、陸・海・空の総合的な交通インフラを強みとしています。持続可能な臨海工業都市として発展を続けるため、引き続き港湾施設、基幹道路網、空港施設の機能向上を目指し、これらの整備促進に向けた働きかけを推進していきます。

製造業従事者数及び製造品出荷額等



出典：経済構造実態調査 製造業事業所調査

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 立地及び事業環境 の整備	道路や港湾、空港などの 交通・物流基盤が整い国 内外への物流機能が向上 しています。	苅田港における貨物取扱量	3,082万t (R6)	3,721万t (R12)
		北九州空港における貨物取扱量	36,687t (R6)	42,000t (R12)
2 企業立地の促進	企業立地の促進により、 地域経済の活性化、産業 の振興及び雇用の創出等 が図られています。	企業誘致件数 (総合計画期間累計)	11件 (R3～R6の累計)	22件 (R3～R12の累計)
		立地企業の新規町民雇用者数 (総合計画期間累計)	29人 (R3～R6の累計)	58人 (R3～R12の累計)
3 事業所の総合的な 支援	企業の経営力強化及び労 働生産性の向上によって、 地元の企業に働きたい人 が増えています。	各種支援を受けている事業所数	26事業者 (R6)	36事業者 (R12)
		町内の工業系学校卒業生の地元への 就職者数	28人 (R6)	30人 (R12)

■ 施策の目指す姿

町内の商店や観光資源が町内外の人に十分に認知され、町内を散策し、買い物や観光を楽しむ人が増加し、町に賑わいが生まれています。

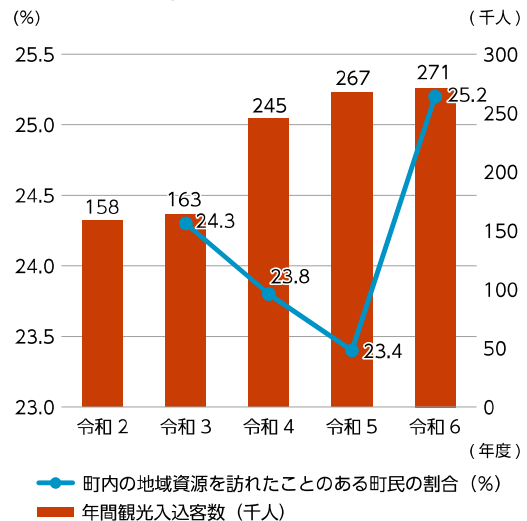
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
日常の買い物を町内でしている町民の割合	成果	81.7% (R7)	85.0% (R12)	町民アンケートで、日常の買い物の場所として、「町内」「町内で多く」と回答した町民の割合です。
町内の地域資源を訪れたことのある町民の割合	成果	25.2% (R6)	30.0% (R12)	町民アンケートで、町内の地域資源を「訪れたことがある」と回答した町民の割合です。
年間観光入込客数	成果	271千人 (R6)	330千人 (R12)	観光入込客統計に基づく、町を訪れた観光客の人数です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 国道 10 号線や県道門司行橋線沿線への大型店舗の進出に伴い、商店街における店舗数及び来街者数は減少傾向にあります。このような郊外型商業施設への人の流れは、全国的な傾向である一方、徒歩や自転車で気軽に買い物ができる商店街が必要である住民も依然として存在しています。そのため、意欲ある事業者や創業希望者へのサポートを行い、引き続き魅力的な店舗の誘致及び商業集積の促進に努めます。さらに、関係団体との連携を図りながら、イベントの開催等を通じて商店街の活性化及びその魅力向上を推進していきます。
- 磯浜緑地については、好立地を活かした町の賑わい創出に向けて民間の活力を導入するなど、利活用に向けた取組を進めていきます。
- 本町を訪れる人の多くはビジネス目的であるため、地元の飲食店などを来町者に周知し、利用促進を図ります。
- 観光入込客数は、コロナ禍で落ち込んだものの、近年回復のきざしがみられます。本町の歴史・文化、自然などの観光資源の磨き上げを行うとともに、有効な情報発信を行い、誘客を図ります。

町内の地域資源を訪れたことのある町民の割合（％）
年間観光入込客数（人）



出典：年間観光入込客数調査

部門別計画

苅田町観光振興計画（平成 21 年度～）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 商業の活性化	創業者等が増え、商店街が活性化し、町内で買い物を楽しむ人が増えています。	商店街への来街者数	338人/日 (R2~R6の平均)	355人/日 (R12)
		創業支援相談件数	15件 (R6)	20件 (R12)
2 町内の観光資源による愛着づくりとにぎわい創出	観光ガイドの案内やSNSの情報を通じて、町内の観光資源に興味を持ち、町に愛着を感じる人が増えています。	体験型観光客数	469人 (R6)	603人 (R12)
		苅田まちづくり観光協会のホームページへのアクセス数	116,083件 (R6)	123,047件 (R12)
		苅田まちづくり観光協会SNSのフォロー数	3,865件 (R7)	10,327件 (R12)

■ 施策の目指す姿

安心して子育てができる環境が整っています。

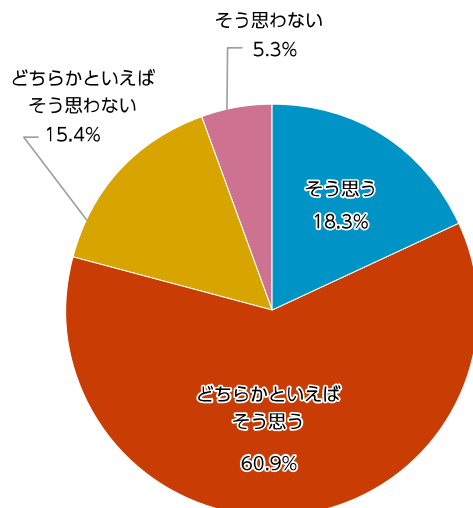
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
安心して子育てができる環境が整っていると思う中学生以下のこどもを持つ保護者の割合	成果	79.2% (R6)	80.0% (R12)	町民アンケートで、こどもを安心して育てることができる環境が整っていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した中学生以下のこどもを持つ保護者の割合です。
この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者割合	成果	94.9% (R6)	95.0% (R12)	乳幼児健診の設問で、この地域で子育てをしたいと「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した乳幼児の保護者の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、年少人口は平成 29 年以降年々減少しており、安心してこどもを産み、子育てをすることができる環境整備が重要であり、町では令和 7 年度に設置した「こども課」を中心に取り組みます。
- 子育て世帯の求めるニーズは複雑化・複合化し、子育てへの不安や負担を感じる家庭も増えています。令和 6 年度に新設されたこども家庭センターでは関係機関との連携により、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- 児童虐待や家庭の問題など、支援を必要とするこどもや若者が増加しています。こども家庭センターでは、専門職を配置し相談対応や関係機関との連携により、こどもを守る体制の強化を図ります。
- 共働き世帯の増加などにより保育園や放課後児童クラブのニーズが高まり、待機児童が発生していることから、保育士及び支援員の確保や受入れ増加策の検討など、待機児童の解消に向け取り組んでいきます。
- 令和 7 年度策定のこども計画では、こどもや若者の意見を聴く機会を確保します。

安心して子育てができる環境が整っていると思う中学生以下のこどもを持つ保護者の割合



出典：令和 7 年度 刈田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

第 3 期刈田町子ども・子育て支援事業計画（令和 7 ～ 11 年度）
いきいきかんだ 21（第 3 次健康づくり計画）（令和 7 ～ 18 年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 子育て不安の軽減	相談や情報交換をする場や機関を活用して、子育てに対する不安が軽減されています。	親や配偶者以外に身近に子育てに関する相談や情報交換ができる人・場所がない保護者の割合	12.2% (R7)	10.0% (R12)
		育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	76.4% (R6)	90.0% (R12)
2 保育サービスの充実	保護者の生活実態などに合わせた保育メニューが提供されています。また、保護者が安心してこどもを預け、就労することができます。	保育園の待機児童数	0人 (R6)	0人 (R12)
3 放課後の居場所づくり（児童）	小学校に就学している児童が、放課後等を安全・安心に過ごすことができます。	放課後児童クラブの待機児童数	3人 (R6)	0人 (R12)
		放課後児童クラブの維持管理・運営上の事故件数	3件 (R6)	0件 (R12)
		放課後子どもひろばに登録して放課後を過ごしている児童数	352人 (R6)	450人 (R12)
4 母子保健の推進	母子の健康が管理され、母子ともに健やかに暮らしています。	乳幼児健診受診率	98.0% (R6)	98.0% (R12)
		低出生体重児の出生率	9.2% (R6)	7.0% (R12)
		幼児（3歳児）の虫歯有病率	7.9% (R6)	5.0% (R12)
5 児童発達の支援	発達を支援するサービスやサポートの周知を行い、状態にあわせて継続的にサービスを利用できています。	町の事業において、発達支援が必要と判断した児が発達相談に繋がった割合	—	70.0% (R12)
6 こどもの人権尊重	家庭や学校、地域、関係機関と連携し、児童虐待を防止する体制により、児童虐待の防止や深刻化を防いでいます。	児童虐待（措置通知）件数	3件 (R6)	0件 (R12)

用語解説

■ こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。

■ 低出生体重児

出生時に体重が2,500g未満の新生児のことです。

■ こども計画

こども・若者に関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくために、国の「こども大綱」、県の「福岡県こども計画」を踏まえて策定するものです。

施策 3-2 高齢者福祉の充実

■ 施策の目指す姿

高齢者が生きがいをもち、健康を保ちながら、住み慣れた地域でその人らしく暮らしています。

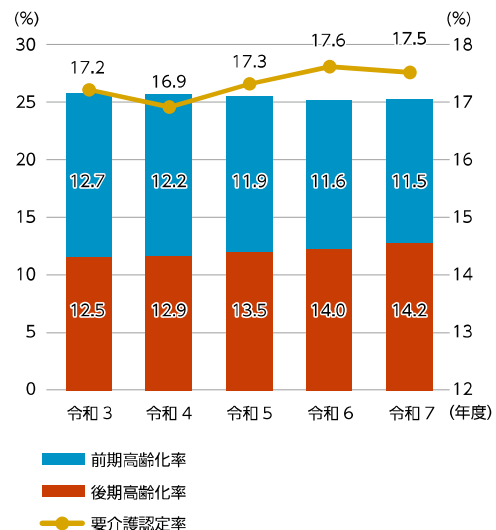
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自立高齢者の割合	成果	82.4% (R6)	82.4% (R12)	介護保険事業状況報告（年報）に記載された年度末被保険者数（第1号被保険者）に対する年度末被保険者数（第1号被保険者）から年度末認定者数（第1号被保険者）を除いた数の割合です。
介護保険認定者のうち在宅生活している高齢者の割合	成果	86.0% (R6)	89.0% (R12)	介護保険利用者の在宅生活の状況を把握する指標です。介護保険認定者数に対する介護保険認定者数から施設入所者数を除いた数の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町の高齢化率は、令和2年時点の24.5%から、令和7年4月時点では25.6%に増加しています。今後も医療・介護などの社会保障費の増加が懸念されます。
- 健康づくりや仲間づくりなど、やりがいや生きがいを求めて社会に参加する高齢者の活動が介護予防活動につながるため、より一層活性化されるような環境づくりに取り組んでいきます。
- 住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けられるよう、庁内の部署や関係機関との連携、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等の活動を通じて、地域の支え合いや高齢者の居場所づくり、認知症への対策を推進していきます。
- 増加する高齢者人口や多様化するニーズに対応するため、人材確保等の取組や安定的なサービス提供体制の維持を図るとともに、適切なサービスの提供に努めます。
- 高齢者の人権や尊厳が守られるよう、虐待や権利擁護に関する相談窓口の周知や、関係機関との連携を図ります。

前期高齢化率（65歳～74歳）・
後期高齢化率（75歳以上）と要介護認定率



出典：住民基本台帳、介護保険事業状況報告

部門別計画

パンジープラン 21 第9期計画（令和6～8年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 介護予防・社会参加の推進	高齢者が自分の有する能力を活かしながら、いきいきと活動しています。また元気なうちから介護予防に取り組むことで自身の体の変化等に向き合い自分に合った生活を送っています。	前期高齢者（65歳～74歳）で介護認定を受けていない人の割合	96.2% (R6)	96.5% (R12)
		社会参加している高齢者の割合	36.1% (R6)	38.5% (R12)
		介護予防に取り組む高齢者の割合	8.9% (R6)	10.0% (R12)
2 日常生活支援の充実	高齢者が相談しやすい環境の中で、必要に応じた生活支援サービスを利用しつつ、在宅で生活ができます。	在宅生活支援サービスの延べ利用者数	2,481人 (R6)	2,800人 (R12)
		地域包括支援センターで相談を受けた人数	3,912人 (R6)	4,900人 (R12)
		第2層協議体（つながり隊等）による生活支援活動の活動数	33回 (R6)	38回 (R12)
3 地域ぐるみの認知症対策の推進	認知症に対する正しい理解を普及啓発することで認知症になっても地域で共に支え合う仕組みが整っています。	要介護認定者の認知症高齢者の平均年齢	87.0歳 (R6)	87.0歳 (R12)
		徘徊高齢者等SOSネットワーク及びチームオレンジに見守られている人数	62人 (R6)	87人 (R12)
4 介護保険サービスの適正運営	継続可能な介護保険サービスが構築され、高齢者が安心して生活しています。	受給者1人当たり給付月額の福岡県平均に対する割合	89.0% (R6)	89.0% (R12)
5 高齢者の人権尊重	各種相談事業などにより、高齢者の人権や権利が守られています。	高齢者の人権・権利が損なわれた件数	7件 (R7)	4件 (R12)

用語解説

■ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人です。

■ 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じて必要な医療・介護等が提供されるよう地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う人です。

■ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護・権利擁護に関する幅広い相談に応じ、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門スタッフが必要な助言や支援、情報提供を行う機関です。

■ 第2層協議体（つながり隊等）

各小学校区において、地域課題や町民のニーズを共有し、高齢者が住みやすい地域づくりや生活支援の体制整備について、町民が主体となり協議を行う場です。

■ 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク

認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者等が行方不明になった時に、警察だけでなく地域の関係機関や事業所が捜索に協力することにより、できるだけ早く発見し保護するためのネットワークです。

■ チームオレンジ

認知症地域支援推進員等の認知症サポーターが支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みです。

■ 施策の目指す姿

障がいのある人とその家族が安心して生活し、社会参加できています。

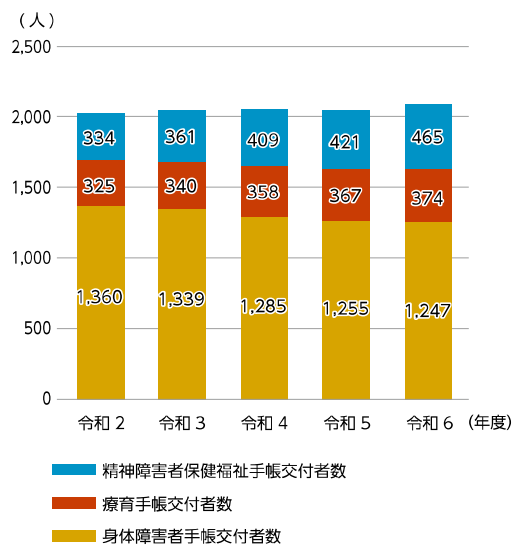
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
障がいのある人のうち、在宅で生活している人の割合	成果	92.1% (R6)	—	障がいのある人が地域で生活している割合です。
障がい福祉サービスの実利用者数の合計	成果	1,058人 (R6)	1,058人 (R12)	障がいのある人の自立に向けた障がい者支援サービスの実利用者数の合計です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるように、一人ひとりの状況に応じて、適切なサービスが利用できる支援体制の継続や、地域の一員として参画できる環境と参加機会の充実を図ります。
- 本町の障がい者手帳（身体・療育・精神）の所持者数は令和7年8月現在 2,096人（重複含む）で、増加の傾向です。また、各種支援を必要とする方の増加に加え、生活課題や支援ニーズも多様化しているため、庁内の部署や関係機関と連携しながら適切な支援を継続していきます。
- 改正障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められています。障がいや障がい者への理解や合理的配慮の提供の推進に取り組みます。
- 地域生活支援拠点等、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、医療的ケア児支援体制の地域生活に関する体制整備を行います。
- 多様化するニーズへの対応や切れ目のない支援を図るため、人材確保に対する取組を進め、安定的なサービス提供体制の維持を図ります。

障がい者手帳交付数（身体・療育・精神）



出典：福祉課

部門別計画

荻田町障がい者長期計画（令和4～8年度）
 荻田町障がい者福祉計画（令和6～8年度）
 荻田町障がい児福祉計画（令和6～8年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 自立支援の推進	障がいの特性や能力に応じて適切なサービスが受けられ、社会参加や生きがいをを持った生活ができています。	自立支援給付サービスの実利用者数の合計	584人 (R6)	622人 (R12)
		就労支援サービスを利用して特性にあわせて就労している障がい者数	284人 (R6)	329人 (R12)
2 地域生活支援の推進	地域の特性や本人の状況に応じて生活が送れるよう、適切なサービスが受けられています。	地域生活支援事業（町単独事業含む）の実利用者数の合計	474人 (R6)	574人 (R12)
3 障がい者の人権尊重	障がいのある人が自立して日常生活又は社会生活を営むことができるように支援が受けられています。	障がいのある人の権利が損なわれた件数	0件 (R6)	0件 (R12)

用語解説

■ 自立支援給付

在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所、入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスです。

■ 地域生活支援事業

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう町が実施する事業です。相談支援事業や外出における支援、通所による地域生活支援の促進を図る事業等があります。

■ 施策の目指す姿

地域で助け合う仕組みがあり、機能しています。

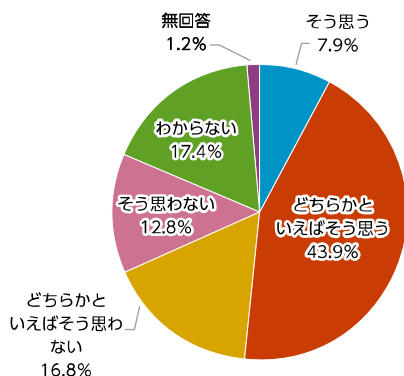
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
地域で互いに助け合っていると思う町民の割合	成果	51.8% (R6)	55.6% (R12)	町民アンケートで、お住まいの地域で、互いに支え合い、助け合っていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。

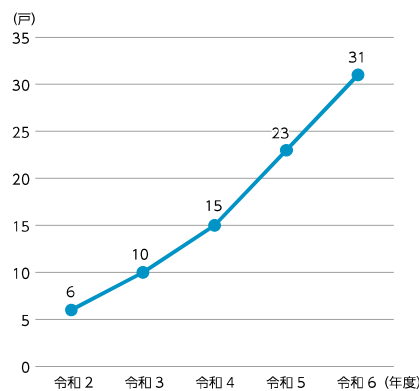
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 近年、核家族化や共働き世帯の増加、高齢化の進展に伴い、人々のつながりが希薄になり社会的孤立が大きな課題となっています。また、経済的な問題だけでなく、急な病気や失業など予期せぬ事態に直面し、複合的な課題を抱えることで「制度の狭間」にあって十分な支援が届かないなどの問題が顕在化しています。既存の制度では解決がむずかしい複合的な課題に対して、地域住民が主体的に解決に取り組む体制づくりを推進します。
- 高齢・障がい・子育て・生活困窮など対象者の属性に関わりなく、複数の分野にまたがる複合的な相談に対して、各分野が連携し、情報を共有しながら、包括的な支援を推進していきます。
- 町営住宅については、築年数が耐用年数を超過した住戸への対応などが課題となっています。建物状態と町としての必要戸数を算定した公営住宅長寿命化計画に基づき計画的な管理を行い、低額所得などの住宅確保要配慮者に対して、令和16年度で460戸程度の良好な住環境を提供します。

地域で互いに助け合っていると思う町民の割合



出典：令和7年度 刈田町まちづくり町民アンケート

町営住宅の目標管理戸数達成のための
建替・除却戸数（基本計画期間累計）

出典：刈田町公営住宅長寿命化計画

部門別計画

第3次刈田町地域福祉計画・第5次刈田町地域福祉活動計画（令和6～10年度）
刈田町公営住宅長寿命化計画（令和7～16年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 住民同士の支え合いの促進	あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みができます。	地域福祉活動に参加している町民の割合	29.9% (R6)	32.6% (R12)
		「小地域福祉活動」の実施地区数	35地区 (R6)	37地区 (R12)
2 相談体制の充実	悩み事や困り事を相談できます。	「ふくしの総合相談庁内ネットワーク」における相談終結件数	2件 (R6)	2件 (R12)
		家族以外に相談先がある町民の割合	80.9% (R7)	100% (R12)
3 町営住宅の整備	町営住宅の整備・再編・維持管理が適切に行われています。	町営住宅の目標管理戸数達成のための建替・除却戸数 (後期計画期間累計)	8戸 (R6)	75戸 (R8～R12の累計)

用語解説

■ 小地域福祉活動

■ ふくしの総合相談庁内ネットワーク

行政区を活動範囲にそこに生活する住民が、地域の福祉問題を自分たちの問題としてとらえ、子供からお年寄りまで、また健康な人も病気の人も、障害のある人もない人も、共に安心して豊かに、住み慣れた地域社会で生活できるように福祉の力を一緒に作り上げていこうとする活動です。

地域住民の誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる社会を実現するため、対象を限定することなく、福祉サービスのコーディネートや福祉の総合相談を行い、地域住民の福祉向上を図るために、複合的困難事案を抱えた相談者に対して、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施するネットワーク体制のことです。

■ 施策の目指す姿

町民が心身ともに健康な生活を送っています。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
15歳～64歳の事故を除く死亡者数 (10万人当たり)	成果	158.3人 (R6)	150.0人 (R12)	福岡県保健統計年報に基づく、不慮の事故・他殺を除いた15歳から64歳の死亡者数（人口10万人当たり）です。
生活習慣病死亡率	成果	46.2% (R6)	44.0% (R12)	福岡県保健統計年報に基づく、全死亡者に占める生活習慣病死亡者の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

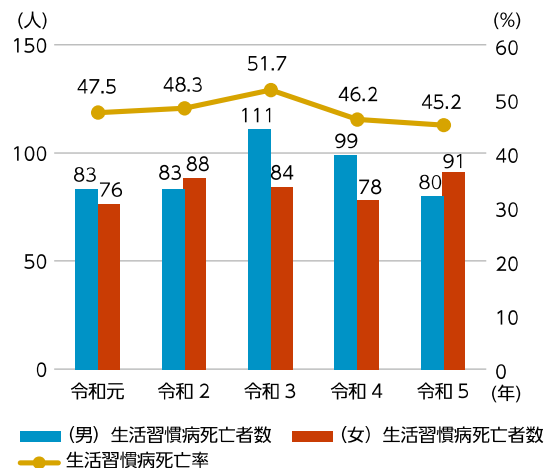
■ 国は2040年（令和22年）までに健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指しています。健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防への取組が重要となっています。誰もが生涯を通じて健康に過ごせるよう、健康に対する意識を高め、健康づくりの習慣や行動ができる能力を身に付けることができるよう支援していきます。

■ 本町では特定健診やがん検診などを実施していますが、令和5年度の特定健診受診率は44.3%で近年減少傾向です。また、令和4年度の全死亡者のうちの25.1%が「がん」によるものです。健（検）診の受診率向上に向けて、意識啓発や受診しやすい体制の整備に取り組んでいきます。

■ 本町では、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと地域医療体制は整ってきていますが、引き続き、休日や夜間などの急傷病時にも、安心して診療を受けられる医療体制の維持や住民が気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及・啓発に関係機関と連携して取り組んでいきます。

■ 本町では、基本的な感染予防対策の周知や予防接種受診勧奨等を行い、感染力が強い病気（麻疹や風疹）や毎年流行する病気（インフルエンザ）等に対する予防対策を推進し、感染症のまん延防止に取り組んでいきます。

生活習慣病死亡者数と生活習慣病死亡率



出典：福岡県保健統計年報（死因別分類）

部門別計画

いきいきかんだ21（第3次苅田町健康づくり計画）（令和7～18年度）
 第3次苅田町食育推進計画（令和8～12年度）
 第3期苅田町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）（令和6～11年度）
 第4期苅田町特定健康診査等実施計画（令和6～11年度）
 苅田町自殺対策計画（令和6～10年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 生活習慣の改善	健康に関する正しい知識が身に付き、自ら健康増進に取り組んでいます。	1人当たりの健康づくり取り組み項目数 (17項目中)	6.6項目 (R6)	8.5項目 (R12)
		食育について関心を持っている町民の割合	74.8% (R6)	80.0% (R12)
2 早期発見・早期治療の推進	生活習慣病・がんについての早期発見・早期治療が行われています。	健康診査や人間ドックを受けている町民の割合	70.0% (R6)	75.0% (R12)
		がん検診を受けている町民の割合	36.2% (R6)	50.0% (R12)
3 こころの健康づくり	こころの健康が保たれ、健やかに暮らしています。	自殺死亡率	15.9 (R6)	11.7 (R12)
4 地域医療体制の充実	町民が安心して治療を受けることができます。	休日・夜間の急病時に「行橋京都休日・夜間急患センター」で医療を受けられることを知っている町民の割合	52.1% (R6)	55.0% (R12)
		かかりつけ医を持っている町民の割合	67.4% (R6)	70.0% (R12)

用語解説

■ 生活習慣病

生活習慣が原因で起こる疾患の総称です。がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患などがあげられます。

■ 食育

生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。様々な経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むことです。（食育基本法）

■ 自殺死亡率

自殺死亡者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものです。

■ 施策の目指す姿

交通事故や犯罪、消費者トラブルが少なくなっています。

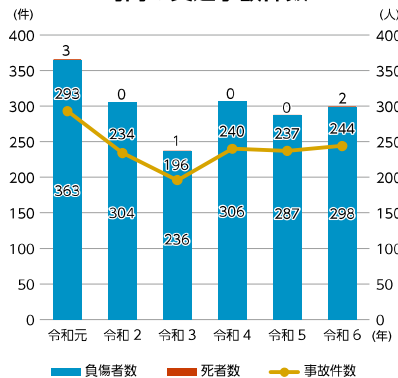
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
交通事故発生件数	成果	244件 (R6)	195件 (R12)	車両などによって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものの件数です。少ないほど安全な町と考えられます。
刑法犯認知件数	成果	302件 (R6)	300件 (R12)	被害の届出、告訴、告発などにより、警察が犯罪として認知した事件の件数です。少ないほど安全な町と考えられます。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

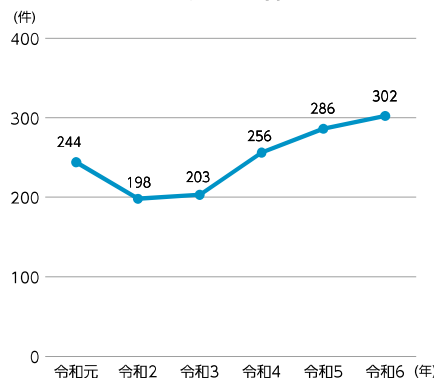
- 交通事故の発生件数は増加傾向で、死亡事故も発生しています。交通事故の未然防止を図るため、交通事故多発交差点や危険箇所などに交通安全施設の整備・充実を図ります。また、交通安全運動の街頭キャンペーンなどで交通安全の意識啓発に努め、交通事故0の社会をめざします。
- 刑法犯認知件数は増加しており、引き続き町民、自治会、事業者、警察などと協働で防犯パトロールや啓発活動に取り組みます。また、地域の防犯組織の設立や各自治会が行う防犯活動を支援し、犯罪0の社会をめざします。
- 青少年の非行が社会問題となっています。青少年の悩みや問題行動の解消に向け、関係機関や地域が一体となって非行防止活動に取り組むとともに、不審者や事故等から子どもたちを守る活動を推進していきます。
- 多様化・複雑化していく消費生活相談に対応するため、相談員を研修会などへ派遣し、更なる専門知識の習得を進めます。また、自立した消費者を育成するため、出前講座などによる意識啓発を実施するとともに、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

町内の交通事故件数



出典：福岡県警察本部「交通事故統計」

刑法犯認知件数



出典：福岡県警察本部「犯罪統計」

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 交通安全対策の 推進	交通安全に関する意識が 向上し、交通ルールを遵 守しています。	町民が第1当事者（過失割合が高い）と なった県内での事故件数	143件 (R6)	108件 (R12)
2 防犯対策の推進	防犯対策の設備や仕組み が設置・導入されて犯罪 が起きにくい環境になっ ています。	防犯灯、防犯カメラ等の防犯対策設備の 新規設置基数 (後期計画期間累計)	25基 (R6)	85基 (R8~R12の累計)
3 青少年犯罪の抑制	地域と一体となった青少 年非行防止活動が行われ、 青少年の規範意識が育ま れています。	青少年の刑法犯数	18件 (R6)	18件 (R12)
4 消費生活の安全	町民が正しい消費生活知 識を得て、消費者被害に あわないようになってい ます。	消費トラブルの相談機関・解決方法の認 識数 (全8項目の平均)	1.5個 (R6)	3.0個 (R12)
		消費者被害救済割合	23.8% (R6)	26.7% (R12)

用語解説

■ 地域の防犯組織

自ら地域のために防犯活動を行っている組織です。（例：PTA、パトラン）

自然環境・生活環境の保全

■ 施策の目指す姿

町民や企業による自然環境保護に関する取組や地球に負荷を与えない暮らしが定着し、自然環境が保全されています。

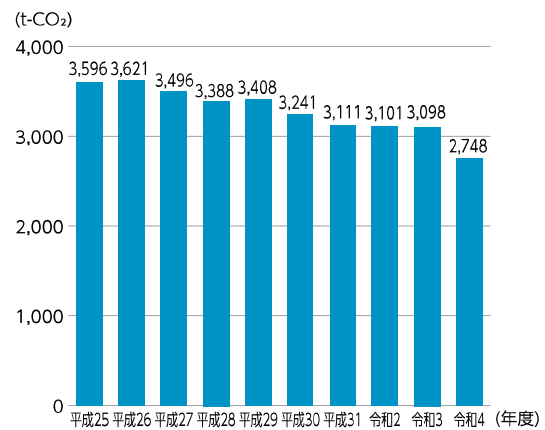
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自然環境に不満がない町民の割合	成果	86.1% (R6)	88.0% (R12)	町民アンケートで、本町の自然環境に「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した町民の割合です。
清潔で衛生的な環境になっていると思う町民の割合	成果	81.8% (R6)	83.0% (R12)	町民アンケートで、住まいの周辺が清潔で衛生的な生活ができる環境になっていると思う「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 平尾台・広谷湿原、高城山、白石海岸などの豊かな自然環境は、多様な生態系を維持し、町民生活に潤いとやすらぎを与えています。これらの自然環境を利用しながら、人と自然のつながりを理解し、日々の生活の中で環境保全・自然共生社会を意識した町民や企業の行動を推進します。
- 環境にやさしい町をつくるためには、環境保全の大切さや環境問題の現状を知り、日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を身に付け、定着させることが重要です。そのため、町民、事業者が環境に対する理解を深め、自発的に環境にやさしい行動を実践できるように、環境教育・学習を推進します。
- 地球温暖化防止のため、政府は2050年（令和32年）カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、町としても温室効果ガス排出量の段階的な削減が求められています。省エネルギーや再生可能エネルギーに対する町民や事業者の意識を高め、自主的な取組を促すことにより、温室効果ガス排出量を削減していきます。

本町の二酸化炭素総排出量の推移



出典：荻田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

部門別計画

第3次かんた環境未来図－荻田町環境基本計画－（令和6～15年度）
 荻田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和8～15年度）
 第5次荻田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6～10年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 自然環境の保全	自然の大切さや環境保全の重要さが認識され、環境意識が向上しています。	殿川のホタルの確認数	306匹 (R6)	350匹 (R12)
		温室効果ガス（CO ₂ ）総排出量	2,748千t-CO ₂ (R6)	2,143千t-CO ₂ (R12)
2 生活衛生・公害の防止	清潔で衛生的な環境が保たれています。	公害苦情件数 （騒音・振動・悪臭）	9件 (R6)	7件 (R12)
		河川的环境基準適合地点数	3地点 (R6)	3地点 (R12)
3 再生可能エネルギーの利用	CO ₂ の排出量が削減され、地球温暖化が防止されています。	再生可能エネルギー発電設備の導入容量	231,512kw (R6)	 (※)

※ 事業所も含めた町内全体の再生可能エネルギーを対象としており、目標値の設定が困難であるため、目指す方向性のみの標記としています。

用語解説

■ 温室効果ガス

太陽の光は、地球の大気を通過し、地表面を暖めます。暖まった地表面は、熱を赤外線として宇宙空間へ放射しますが、大気はその熱の一部を吸収します。これは、大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスが存在するためです。このような性質を持つガスを「温室効果ガス（Greenhouse Gas）」と呼びます。大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながります。

■ 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものです。

■ 再生可能エネルギー

恒久的に使用できるエネルギーで次の3つの特徴があります。

- ① エネルギー源が枯渇しない
- ② 温室効果ガスが発生しない
- ③ 様々な立地で調達できる：（例）風力発電・水力発電・太陽光発電・地熱発電・バイオマス発電

施策 4-3 循環型社会の形成

■ 施策の目指す姿

ごみ処理に係る環境負荷が減り、環境にやさしい町になっています。

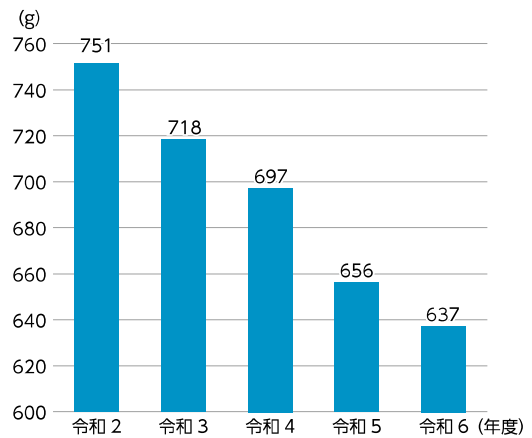
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	成果	637.0g (R6)	506.0g (R12)	町内の1年間の家庭系ごみ総量を、人口と1年間の日数で割った数字です。少ないほど環境負荷軽減となります。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 可燃ごみの固形燃料化（RDF）処理を荻田エコプラントで行っていますが、施設は老朽化しています。そのため、次期ごみ処理方式への移行に向けて、更なるごみの減量化に取り組んでいきます。
- 令和5年度の町民1人当たりの1日の家庭系ごみ排出量は656gであり、平成31年度の736gと比較すると80g減少しています。循環型社会の形成に向け、引き続き3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable（リニューアブル）への取り組みを推進していきます。

町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



出典：荻田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

部門別計画

第3次かんた環境未来図－荻田町環境基本計画－（令和6～15年度）
荻田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和6～15年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 ごみの排出抑制の 推進	多くの町民が、ごみの発生や排出を抑制する取組を行っています。	ごみの排出抑制のための取組平均数 (全11項目)	3.8項目 (R7)	5.0項目 (R12)
2 リサイクルの推進	廃棄物の資源化が促進されています。	リサイクル率 (RDF化を除く値)	15.1% (R6)	15.8% (R12)
3 ごみの適正な処理	ごみの排出ルールが守られ、不法投棄のない町になっています。	ごみの不法投棄の処理件数	49件 (R6)	45件 (R12)
		町民1人当たりのごみ処理経費	23,710円 (R6)	23,000円 (R12)

施策
4-4

地域活動・町民活動の推進

■ 施策の目指す姿

地域活動や NPO・ボランティア団体等の活動、地域間交流が活発に行われ、町民による自主的なまちづくりが推進されています。

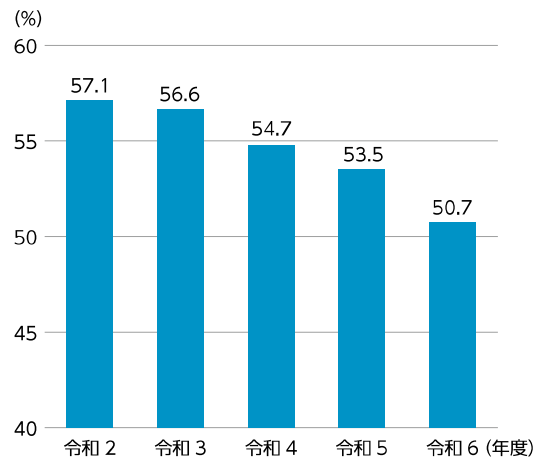
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自治会活動が活発に行われていると思う町民の割合	成果	50.9% (R6)	57.0% (R12)	町民アンケートで、自治会活動が活発に行われていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。
ボランティア・NPO活動に参加している町民の割合	成果	6.3% (R6)	8.0% (R12)	町民アンケートで、ボランティア・NPO活動に「現在、参加・活動又は所属している」と回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 昨今の社会構造の変化や人と人とのつながりの希薄化により、自治会の加入率は年々低下しており、特に防災・防犯活動への影響が懸念されます。このため、令和3年度に「苅田町自治会に係る加入促進及び活動推進に関する条例」を制定しました。魅力ある自治会を目指し、いろいろな人が参加しやすい自治会づくりに努めます。
- まちづくりに自主的に取り組む公益的活動を推進するため、活動の主体となる町民一人ひとりが自主的に町民活動に取り組める環境を整備していきます。
- 西日本工業大学と包括連携協定を締結し、様々な課題に取り組んでいます。また、多くの企業とも社会貢献活動協定を締結しており、今後も企業や学校と協働していきます。
- 外国人住民の数は毎年増加しており、生活を支援する受入れ体制の整備と、多言語対応の情報発信の拡充を図ります。
- 外国人住民が地域社会で円滑に生活し、交流を深めるため、日本語教育の推進を図るとともに、多文化共生を支える『やさしい日本語』の普及啓発に取り組めます。

自治会加入率



出典：総務課

部門別計画

苅田町多文化共生推進プラン（令和8～12年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 自治会活動の 活性化	自治会活動に参加する町 民が増えます。	自治会加入率	50.7% (R6)	56.7% (R12)
		自治会活動に参加している町民の割合	49.5% (R6)	55.0% (R12)
2 町民活動の活性化	NPO・ボランティア団 体等の活動に参加意欲の ある方が増加し、町内で 活動する団体が増えてい ます。	町民活動団体・ボランティア活動団体数	58団体 (R6)	62団体 (R12)
		ボランティア・NPO活動に参加意欲が ある町民の割合	37.7% (R6)	50.0% (R12)
3 産学官連携の推進	産学官がそれぞれの特 性、技術を活かして連 携しています。	産・学・官が協働で行うまちづくりに関 する事業数	4事業 (R7)	6事業 (R12)
4 国際化・多文化共 生の基盤づくり	他国の文化を理解する町 民が増え、多言語での行 政サービスや安心・安全情 報が提供されています。	多文化共生推進プランに基づき取り組ん でいる事業数	27事業 (R6)	30事業 (R12)

用語解説

やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮し、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

■ 施策の目指す姿

災害への対応力が高まり、災害時の被害が最小限にくい止められています。

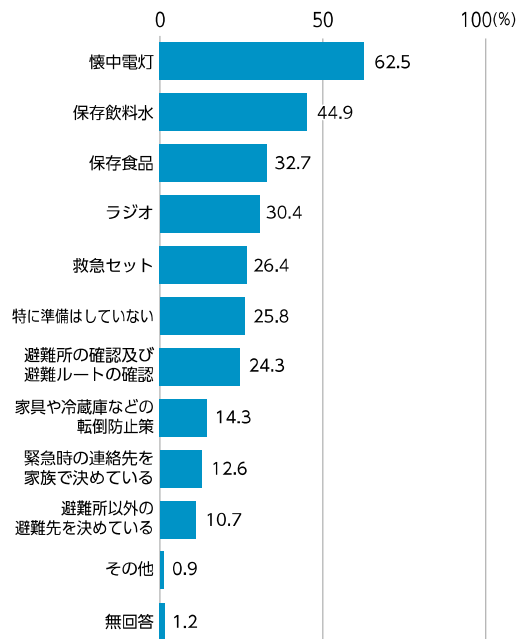
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自然災害による被災世帯・事業所数 (後期計画期間累計)	成果	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)	台風、大雨などの自然災害で家屋被害などが生じた件数です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 近年、国内において大規模な自然災害が多く発生しており、町民の防災意識の高揚や地域防災力の更なる強化のため、防災訓練等の実施に取り組んでいきます。
- 全ての町民及び企業への防災情報マップの配布に取り組んでいます。今後も、広報誌やホームページなど様々な媒体を用いて、多くの町民にわかりやすい防災・災害情報発信に取り組んでいきます。
- 災害発生時には、避難に支援が必要な方々が多くいるため、平常時から名簿の管理や避難時の支援体制の構築、近隣地方公共団体及び町内事業所との応援協力体制の更なる確立に取り組んでいきます。
- 国土強靱化地域計画に基づき、浸水・津波対策をはじめとした、大規模自然災害等に備えるための総合的な取組を推進します。
- 国内では、集中豪雨増加や土地利用の変化による浸水被害が増加しており、本町においても、令和7年8月の大雨では床上浸水1件、床下浸水11件の被害が発生しています。限りある財政状況の中、計画的な浸水対策を図るため令和6年度に策定した「荻田町公共下水道事業雨水管理総合計画（令和7～26年度）」に基づき段階的な浸水対策事業を実施していきます。

家庭で行っている災害時の備え



出典：令和7年度 荻田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

荻田町地域防災計画（平成10年度～）
荻田町南海トラフ地震防災対策推進計画（令和6年度～）
第2期荻田町国土強靱化地域計画（令和8～12年度）
荻田町公共下水道事業雨水管理総合計画（令和7～26年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 防災意識の高揚	災害発生時の避難行動が迅速化され、被害発生が最小限に食い止められています。	家庭で行っている災害時の備えの取り組み項目数 (9項目中)	2.6項目 (R6)	5.0項目 (R12)
2 地域防災力の向上	地域において、災害発生時における協力体制が整っています。	自治会の自主防災組織の設置率	72.9% (R6)	100% (R12)
		防災訓練に参加した町民の割合	25.4% (R7)	30.0% (R12)
		個別避難計画が策定されている避難行動要支援者の割合	14.6% (R6)	100% (R12)
3 防災・災害情報の提供	各種媒体・方法で町民が数々の情報を得て、災害時等に適切な判断をし、被害が最小限に食い止められています。	災害情報取得手段の平均数 (全5手段)	1.4手段 (R7)	3.0手段 (R12)
4 災害時支援力・対応力の向上	災害発生時に迅速な避難や避難者支援及び復旧作業ができる体制や対策が整っています。	災害時の支援事業者数 (協定締結数)	59件 (R6)	64件 (R12)
		自主参集しなければならない災害規模を正しく理解している町職員の割合	72.4% (R6)	100% (R12)
		防災訓練に参加した職員の割合	26.5% (R6)	100% (R12)
		行政財産の耐震化率	51.5% (R6)	65.8% (R12)
5 浸水対策の推進	浸水対策が行われ、被害を軽減できています。	床下浸水件数 (後期計画期間累計)	0件 (R6)	0件 (R6～R12の累計)
6 津波対策の推進	津波発生時に町民が速やかに避難所に避難し、被害が最小限に食い止められています。	防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合 (自宅)	18.8% (R6)	50.0% (R12)
		防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合 (職場)	11.5% (R6)	25.0% (R12)
		津波時の避難協定数	4箇所 (R6)	9箇所 (R12)

用語解説

■ 地域防災計画

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施するため、住民の生命・身体・財産を保護するとともに、被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とした町の災害対策に関する計画です。

■ 国土強靱化地域計画

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

■ 公共下水道事業雨水管理総合計画

下水道による浸水対策を実施するうえで、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた計画です。

■ 個別避難計画

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」が、避難を円滑にできるよう事前に作成する計画です。計画には、避難先、避難経路、そして誰がどのように支援するかが含まれています。

■ 避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者、外国人、妊産婦などの方々をいいます。

■ 行政財産

地方公共団体において公用若しくは公共用に供し、又は供することと決定した財産です。(例：役場庁舎など)

■ 施策の目指す姿

防火及び救命への対応力が高まり、被害が最小限にくい止められ、安全に暮らすことができています。

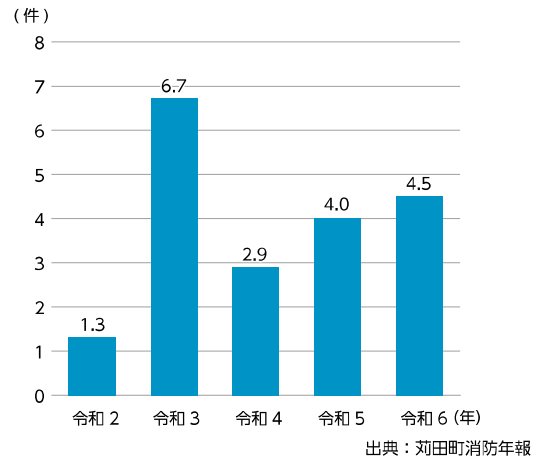
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
人口1万人当たりの火災件数	成果	4.5件 (R6)	2.9件 (R12)	火災件数を人口1万人当たりの件数に換算したもので、火災件数を比較する場合に用いる指標です。
心肺機能停止患者の生存率	成果	12.0% (R6)	14.9% (R12)	救急隊が搬送した心臓及び呼吸が停止していた患者のうち、1ヵ月後に生存していた人の割合です。

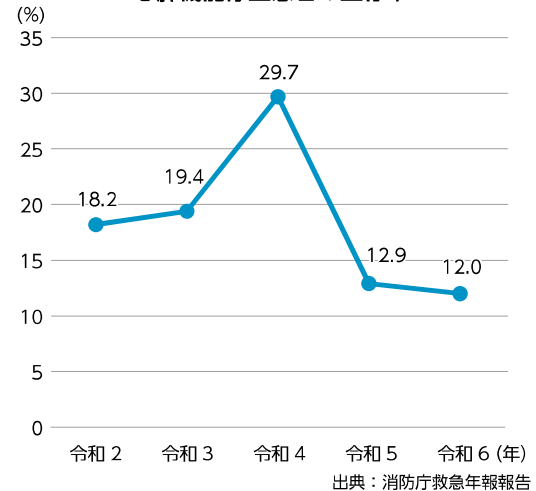
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 住宅火災から生命・財産を守るため、火災予防の啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理と消火器の設置を推進します。
- 地域防災力の中核となる消防団員の確保及び育成に取り組むことで、地域で発生する火災や風水害に対して迅速かつ的確に対応可能な体制を維持します。
- 救命率向上につながる AED の取り扱い及び心肺蘇生法に関する受講者は着実に増えています。このまま今後も講習修了者を増やすことで、救急現場で救急隊が到着するまでの間に、町民による救命活動が実施できる体制を作ります。
- 救急車で病院に運ばれた人のうち、約5割が「軽症」と診断されています。このため、救急車が必要か迷った場合の救急電話相談 #7119 の周知や、救急車の適正な利用をこれまで以上に呼びかけます。
- 町民から求められる消防活動に応えるため、施設・設備を適切に更新するとともに、資機材等についても点検・維持管理を行います。

人口1万人当たりの火災件数



心肺機能停止患者の生存率



基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 防火意識の高揚と 予防対策の推進	火災予防や初期消火の意識啓発によって、火災被害が最小限に食い止められています。	消火器と住宅用火災警報器の両方を持っている町民の割合	15.6% (R6)	16.6% (R12)
		危険物施設の火災発生件数及び流出事故発生件数	4件 (R6)	0件 (R12)
2 消防団活動の充実	非常備消防体制が充実・強化され災害による被害が最小限に食い止められています。	消防団員の充足率	78.0% (R6)	91.9% (R12)
3 救急救命体制の 整備	高度な救命処置と適正な救急車利用により救命率が向上します。	町民による心肺停止患者への蘇生法の実施率	73.2% (R6)	74.2% (R12)
		軽症での救急車利用率	46.9% (R2～R6の平均)	45.9% (R12)
4 資機材等の適正な 維持管理	資機材等を充実するとともに、常に使用できるように維持管理されています。	資機材のトラブルにより、消防・救急・救助活動に支障が出た件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)

用語解説

■ AED
(自動体外式除細動器)

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

■ 資機材

消防・救急・救助活動を行うときに使用する装備機材のことです。

道路・橋梁の整備と保全

■ 施策の目指す姿

道路・橋梁の適正な整備と維持管理によって、安全に移動できる環境が整っています。

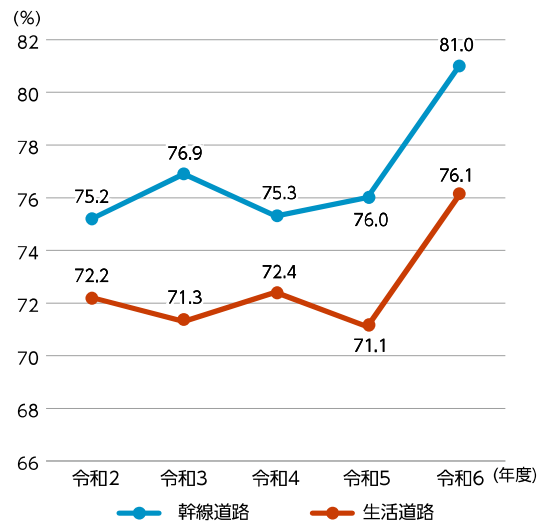
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
幹線道路に不満がない町民の割合	成果	76.9% (R2～R6の平均)	79.2% (R12)	町民アンケートで、幹線道路の整備状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合です。
生活道路に不満がない町民の割合	成果	76.1% (R6)	76.1% (R12)	町民アンケートで、生活道路の整備状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 住宅地開発や企業誘致等による土地利用の促進や町内外の移動を円滑にするため、幹線道路の整備を推進していきます。
- 生活道路の整備については、日常生活における安全性・利便性向上の重要性が増しており、優先順位を検討して効率的な整備促進を図ります。
- 橋梁や舗装などの道路施設の老朽化対策を推進する必要があるため、個別施設計画に基づき施設の長寿命化と安全性の確保を図ります。

幹線道路・生活道路に不満がない町民の割合



出典：荻田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

荻田町都市計画マスタープラン 2020（令和2～21年度）
 荻田町橋梁個別施設計画（令和6～15年度）
 荻田町横断歩道橋個別施設計画（令和6～15年度）
 荻田町大型カルバート個別施設計画（令和6～15年度）
 荻田町舗装個別施設計画（令和3～12年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 道路の整備促進	幹線道路の整備により都市間ネットワークが構築され、渋滞の緩和や町内外への移動が円滑になっています。	幹線道路整備延長 (総合計画期間累計)	0.8Km (R3～R6の累計)	1.5Km (R3～R12の累計)
2 道路・橋梁の適切な維持管理	生活道路・橋梁の適切な維持管理により利用者の利便性、安全性が向上しています。	橋梁の健全度Ⅳ（危険）の件数	0箇所 (R6)	0箇所 (R12)
		生活道路補修・改良延長 (総合計画期間累計)	5.2Km (R3～R6の累計)	8.2Km (R3～R12の累計)

用語解説

■ 幹線道路

地域内又は都市内において骨格的な道路網を形成する道路です。

■ 生活道路

幹線道路と住宅地を結ぶ道路です。

■ 施策の目指す姿

暮らしに必要な都市機能が集約され、公共交通網を基軸として、安全性、快適性に優れた住環境が形成されています。

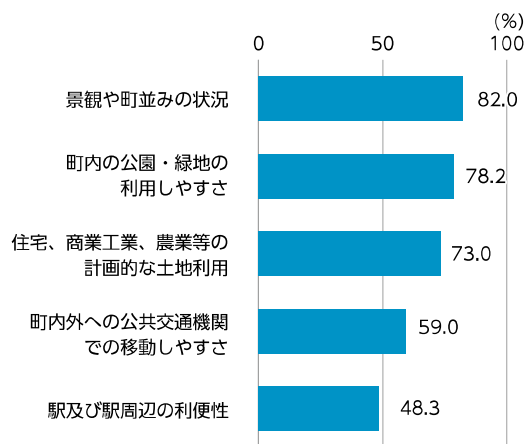
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
住環境に不満がない町民の割合	成果	68.1% (R6)	68.6% (R12)	町民アンケートで、住環境に関する各分野（土地利用、駅及び駅周辺、公共交通、景観・町並み、公園・緑地）の状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合の平均値です。
市街化区域内人口割合	成果	92.2% (R6)	92.6% (R12)	町の総人口のうち、市街化区域内に住んでいる人の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 企業立地に対応する職住近接型の良好な住宅地確保が求められていることから、引き続き与原土地区画整理事業北側施行区域の事業推進を図ります。
- 市街化区域内の未利用地の宅地化や郊外集落におけるコミュニティの維持などが求められており、地域の特性を踏まえた適切な土地利用を推進していきます。
- 小波瀬西工大前駅周辺の交通環境、駅や駅周辺の利用環境の向上のため、関係機関との協議を継続し、整備を推進していきます。
- 高齢化が進行する中、交通事業者などと連携を進めるとともにコミュニティバスの利用促進を図ることで、公共交通の維持、住民の移動手段の確保に取り組みます。
- 自然や歴史資源、産業施設等、苅田町らしい魅力ある景観の保全・形成に向けた取組を推進していきます。
- 安全で利用しやすい公園とするため、公園施設の適切な整備や更新、継続的な維持管理を行っていきます。
- 近年、各地で大規模な自然災害が頻発しているため住宅の耐震化や空き家対策等を推進し、既存住宅を活用しながら災害に強い都市の形成を図ります。

住環境に関する各分野に不満がない町民の割合



出典：令和7年度 苅田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

苅田町都市計画マスタープラン 2020（令和2～21年度）
 苅田町地域公共交通計画（令和6～11年度）
 苅田町公園施設長寿命化計画（令和5～14年度）
 京築広域景観計画（平成24年度～）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 地域の特性を踏 まえた適切な土 地利用の推進	各地域の特性を踏まえた土地の有効活用が行われています。	与原土地区画整理事業での仮換地使用収益開始率	70.9% (R6)	100% (R12)
		市街化区域の開発面積 (総合計画期間累計)	22.69ha (R3～R6の累計)	42.86ha (R3～R12の累計)
		市街化区域の新規住宅建築件数 (総合計画期間累計)	702件 (R3～R6の累計)	1,807件 (R3～R12の累計)
		市街化区域外の新規住宅建築件数 (総合計画期間累計)	36件 (R3～R6の累計)	92件 (R3～R12の累計)
2 駅周辺の整備	駅や駅周辺を、安全で円滑に移動し、便利で快適に利用しています。	駅や駅周辺に不満がない町民の割合	48.7% (R2～R6の累計)	48.7% (R12)
3 公共交通の利便性 向上	公共交通の利便性が高まり、町内外への移動がより円滑になっています。	コミュニティバスの利用者数	54,289人 (R6)	78,569人 (R12)
		公共交通に不満がない町民の割合	59.0% (R6)	59.0% (R12)
4 魅力ある景観の 保全・創出	景観資源が保全・活用され、調和のとれた町並みになっています。	景観や町並みに不満がない町民の割合	82.0% (R6)	82.5% (R12)
5 公園・緑地の整備 と管理	公園・緑地の整備とともに、適切な維持管理を行うことで、快適で潤いのある空間が形成されています。	公園・緑地に不満がない町民の割合	78.2% (R6)	80.0% (R12)
		公園遊具施設の機能に関する総合判定結果が「使用不可」の件数	5件 (R6)	0件 (R12)
6 住宅の適正管理と 有効活用	住宅の耐震化・老朽危険空き家の除却等により災害対策を推進し、空き家についても空き家バンクの活用を推進することで町内の住宅が有効利用されています。	住宅の管理適正化件数 (後期計画期間累計)	7件 (R6)	90件 (R8～R12の累計)

用語解説

■ 市街化区域

都市計画のうち、既に市街地を形成する区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のことです。

■ 仮換地使用収益開始率

土地を利用しやすくなるように再配置する土地区画整理事業において、これまでの宅地に代わって指定される土地（仮換地）の全面積に対する土地利用（使用収益）ができるようになった土地の面積の割合のことです。

■ 仮換地

土地区画整理事業により整理された後に換地処分が実施される土地を、処分前にそれぞれの土地所有者に対して仮に割り当てる換地のことです。

■ 公園遊具施設の機能に関する総合判定結果

遊具の健全度について調査を行い、施設ごとの劣化や損傷の状況、安全性などを確認し、補修もしくは更新の必要性について総合的な判定を行った結果です。

施策
5-3

水道水の安定供給と汚水処理の推進

■ 施策の目指す姿

水道水の安定供給と汚水処理が適切にされることで、公共水域の水質が保全され、水資源が有効活用されています。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
水道水供給事故件数 (100世帯以上に影響したもの) (後期計画期間累計)	成果	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)	浄水場の不具合や漏水等により、100世帯以上に水道水が供給できなかった件数です。
汚水処理人口普及率	成果	94.0% (R6)	95.2% (R12)	汚水処理施設の普及状況を表す指標です。総人口のうち、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を利用できる人の割合です。

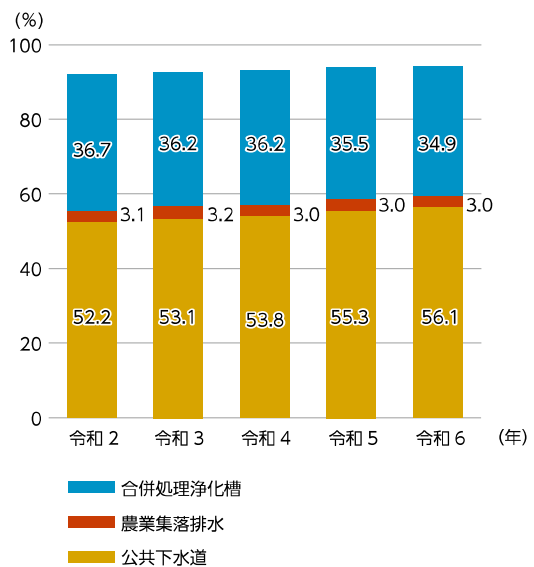
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

■ 水道事業を取り巻く環境は、今後の人口減少や節水機器の普及などによる料金収入の減少、老朽化した管路を含む水道施設の更新費用の増大による財政状況の悪化が見込まれます。また、災害への備えである水道施設の耐震化や技術者不足、近年の物価高騰や財政状況に見合う料金水準の見直しなどが水道事業を取り巻く課題となっています。これらの課題に対応するため、経営の効率化や広域連携の推進、管路や施設の効率的な維持管理に取り組みます。

■ 本町の汚水処理の方法は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つがあります。令和6年度末の汚水処理人口普及率は94.0%となっており、公共下水道分は56.1%、農業集落排水分は3.0%、合併処理浄化槽分は34.9%となっています。

■ 公共下水道事業認可区域については、更なる公共下水道の整備を進めていきます。また、公共下水道事業認可区域外については合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境の保全に取り組んでいきます。

汚水処理人口普及率



出典：汚水処理人口調査

部門別計画

荇田町水道事業ビジョン（令和3～12年度）
 荇田町水道事業経営戦略（令和3～12年度）
 荇田町公共下水道事業全体計画（平成6年度～）
 荇田町下水道事業経営戦略（令和6～15年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 安全で災害に強い 水道の供給	安全な水道水を安定的に 利用できています。	管路更新率	0.57% (R6)	0.8% (R12)
		耐震管率	8.8% (R6)	14.0% (R12)
		浄水施設の機能不全件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
2 下水道の整備と 管理	快適な生活環境が形成さ れ、公共水域の水質が保 全されています。	公共下水道水洗化率	84.8% (R6)	87.8% (R12)
		農業集落排水水洗化率	57.7% (R6)	57.7% (R12)
		公共下水道整備率	40.5% (R6)	45.5% (R12)
3 合併処理浄化槽に よる汚水処理の推進	快適な生活環境が形成さ れ、公共水域の水質が保 全されています。	合併処理浄化槽処理人口率	85.4% (R6)	87.2% (R12)
4 健全な上下水道経 営の推進	上下水道の経営が健全に 行われることで、持続可 能な上下水道事業が実施 されています。	上水道の経常収支比率	100.7% (R6)	107.5% (R12)
		有収率 (上水道)	90.2% (R6)	92.0% (R12)
		下水道の経常収支比率 (連結)	108.4% (R6)	109.0% (R12)
		有収率 (公共下水道)	99.0% (R6)	99.0% (R12)
		有収率 (農業集落排水)	98.0% (R6)	99.0% (R12)

用語解説

- **公共下水道事業認可区域** 公共下水道が供用開始されている区域及び年次ごとの整備計画のある区域です。
- **水洗化率** 実際に公共下水道や農業集落排水に接続している人口の割合です。
- **経常収支比率** 料金収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。
- **有収率（上水道）** 浄水場から供給された配水量のうち、料金徴収の対象となる使用水量の割合です。
- **有収率（下水道）** 処理された汚水量のうち、使用料金徴収の対象となる有収水量の割合です。

施策
6-1

持続可能な行政運営の推進

■ 施策の目指す姿

効果的・効率的に行政運営が行われることで、行政サービスが向上しています。

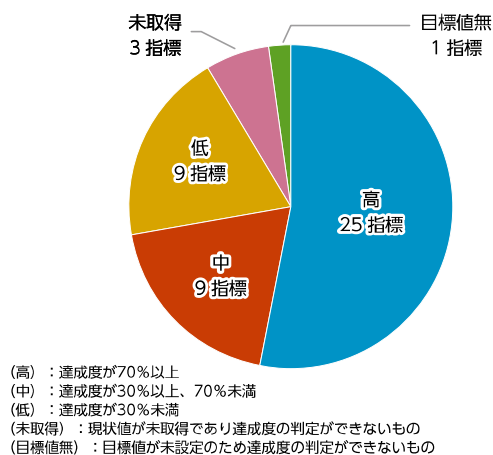
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
施策成果指標の目標達成割合	成果	—	100% (R12)	町の行政運営の状況を把握する指標です。総合計画の「施策」に設定した成果指標の目標値に対する達成状況です。

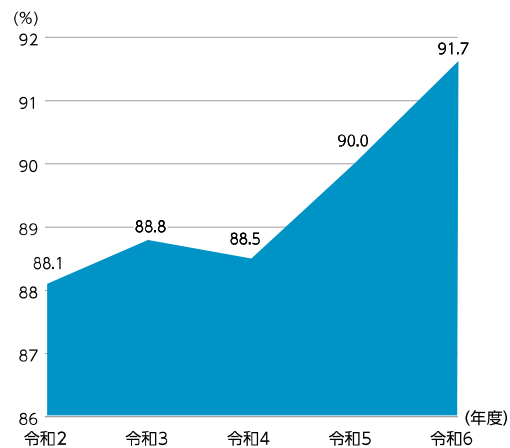
■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化や人口減少社会の進行によって、対応すべき行政課題は多様化・複雑化しています。このため、限られた経営資源を最大限に活用し、AIなどのデジタル技術を利用して、効果的・効率的な行政運営を一層推進していきます。
- 情報発信は、広報紙、ホームページ及びSNS、dボタンによるデータ放送が整備されています。世代やニーズに応じた情報発信手段を活用し、町民一人ひとりが自分に合った手段を選び、必要な町政情報を取得できるように取り組んでいきます。
- パブリックコメントやワークショップなどを活用し、町民と町との意見交換ができる機会を設けます。また、ホームページの問合せフォームや各課の窓口において、引き続き町民から直接意見を聞く機会を確保していきます。
- 単独市町村ではなく複数の市町村による広域的な取組が効果的・効率的な行政サービスの提供につながる場合には、広域連携の実施を検討します。
- 人口減少に対応するため、シティプロモーションの実施やシビックプライドの醸成によって、関係人口を増加させ、移住・定住の促進に努めます。また、結婚の機会が創出できるように取り組んでいきます。

第5次総合計画前期基本計画の施策成果指標の目標達成状況（施策）



町からの広報・情報提供に不満がない町民の割合



基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 成果志向の行政 運営	町民のニーズを反映し、 効果的・効率的に行政運 営が行われています。	基本事業成果指標の目標達成割合	—	100% (R12)
		PDCAや成果を意識して業務にあたっ ている組織だと思う職員の割合	56.5% (R6)	67.5% (R12)
2 広報・広聴の推進	町民へ適切でわかりやす い情報提供が行われると ともに、町への意見提出の 機会が確保されています。	町からの広報・情報提供に不満がない町 民の割合	91.7% (R6)	92.0% (R12)
		町民が意見を行政に伝える機会に不満が ない町民の割合	85.7% (R6)	90.0% (R12)
3 デジタル行政の推 進と情報システムの 適正管理	行政事務・行政サービス がDX、AI活用により効率 的になり、それを支える各 情報システムが問題なく 稼働されています。	主要情報システムの予期せぬ停止時間	1.0時間 (R6)	0時間 (R12)
		IT化・デジタル化を行った行政事務・行 政サービス数 (総合計画期間累計)	167件 (R3～R6の累計)	338件 (R3～R12の累計)
4 個人情報保護と 公開	個人情報適切に管理さ れ、保護と説明責任が果 たされています。	個人情報漏洩件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
		情報公開請求における不服申立による変 更件数 (後期計画期間累計)	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
5 広域行政の推進	周辺自治体との連携によ り、効率的で利便性のある 行政サービスが提供さ れています。	広域連携事業数	11事業 (R6)	11事業 (R12)
6 確実な事務執行と 窓口処理	公平・公正で確実な事務 処理と窓口対応によって、 町民生活に支障がない状 態を維持できています。	町が行う事務手続きや窓口業務が適正か つ円滑に執行されていると思う町民の割合	84.8% (R6)	87.5% (R12)
7 人口減少対策の 推進	移住・定住の促進や、結婚 支援によって、人口減少が くい止められています。	社会増加数 (後期計画期間累計)	407人 (R2～R6の累計)	800人 (R8～R12の累計)
		婚姻件数	156人 (R6)	200人 (R12)

用語解説

■ DX

Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略称で「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を意味します。

■ シティプロモーション

地方自治体が、地域のイメージ向上やブランドの確立、地域経済の活性化などを目的として行う「宣伝・広報活動」のことです。

■ シビックプライド

まちや地域に対して持つ誇りや愛着を表現する言葉であり、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、当事者意識に基づく自負心のことです。

施策
6-2

健全な財政運営の推進

■ 施策の目指す姿

計画的な財政運営が行われ、健全な財政状況を維持しています。

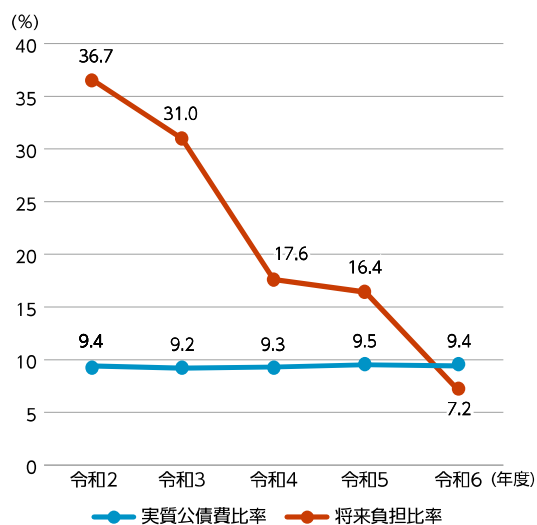
■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
実質赤字比率	成果	— (R6)	— (R12)	一般会計等に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、赤字額が大きく、一般会計等の財政運営が深刻であることを意味します。
連結赤字比率	成果	— (R6)	— (R12)	水道事業や下水道事業等の公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、赤字額が大きく、町全体の財政運営が深刻であることを意味します。
実質公債費比率	成果	9.4% (R6)	13.0% (R12) (※ 1)	借入金等の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、借金の返済に一般財源が圧迫され、財政の弾力性が低下することを意味します。
将来負担比率	成果	7.2% (R6)	95.0% (R12) (※ 1)	借入金等の抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、将来に見込まれる負担が大きいということを意味します。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 経済情勢が町税収入に与える影響が懸念される中、多様化する町民ニーズに対応するための費用や、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費、新庁舎建設を含めた公共施設の老朽化に伴う維持・更新に要する経費など、歳出の増加が想定されます。中期的な財政見通しを立てて、計画的に財政運営を行い、財政の健全性を維持していきます。
- 財源に限られる中、公共施設等を効率的に運営し、行政サービスとまちづくりの持続性を確保するため、荻田町公共施設等総合管理計画及び各施設の個別施設計画に基づき、長期的な視点を持って新庁舎建設を含む公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿命化等に取り組めます。
- 社会経済活動全体のデジタル化が進展していることから、公金業務についても効率化・電子化を促進し、引き続き適正な会計処理に努めます。

実質公債費比率及び将来負担比率



出典：財政健全化判断比率

部門別計画

荻田町公共施設等総合管理計画（令和4～13年度）
荻田町公共施設個別施設計画（令和3～32年度）

基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 歳入の確保	歳入を安定的に確保できています。	町税の徴収率 (国民健康保険税を除く)	97.91% (R6)	98.00% (R12)
		基金残高	9,880百万円 (R6)	5,500百万円 (R12) (※2)
2 歳出の適正管理	将来に過度な負担が残らないように、限られた財源で歳出をまかなっています。	経常収支比率	80.1% (R6)	80.0% (R12)
		地方債残高	8,350百万円 (R6)	13,000百万円 (R12) (※1)
3 公共施設マネジメントの推進	公共施設のトータルコストが削減し、費用が平準化しています。	個別施設計画に基づく工事(設計)着手件数 (後期計画期間累計)	10件 (R3~R6の累計)	16件 (R8~R12の累計)
4 適正な会計処理	適正な公金の支払いが行われています。	再振込件数	60件 (R6)	30件 (R12)

※1 本来下がると良い指標ですが、今後の大型事業に伴う歳出の増加を考慮して、基準値よりも上がる目標としています。

※2 本来上がると良い指標ですが、今後の大型事業に伴う歳出の増加を考慮して、基準値よりも下がる目標としています。

用語解説

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費や社会保障関係費、借入金の返済額などの毎年かかる固定的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの毎年収入される財源がどの程度充当されているかを比率で示しています。この比率が高いほど、財源に余裕がない状態が進んでいることを表します。

施策
6-3

人材育成と組織体制の充実

■ 施策の目指す姿

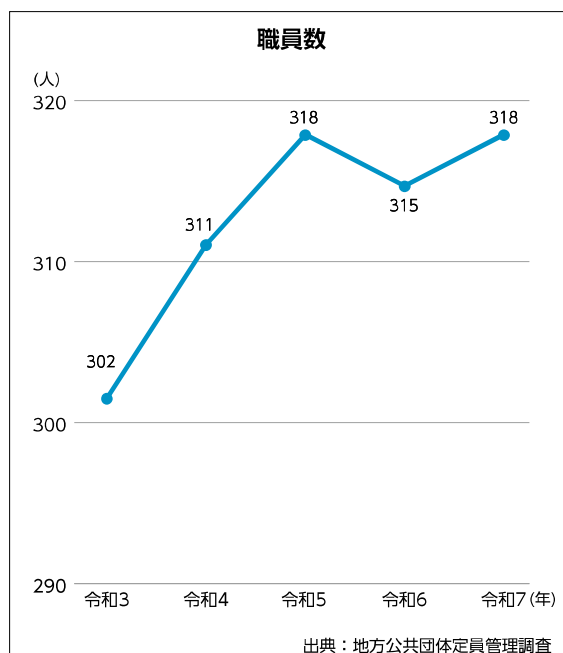
職員の資質向上が図られるとともに、機能的な組織体制が構築され、行政サービスが向上しています。

■ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
組織・職員の抱える問題・行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員の割合	成果	59.2% (R6)	70.0% (R12)	職員アンケートで、迅速かつ適切に対応ができていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した職員の割合です。

■ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 地域における総合的な行政主体として多様化・高度化する町民ニーズに対応し、町民に身近な行政サービスを提供するという地方公共団体の役割はますます増してきています。
- 職員の成長を後押しする人事評価制度を土台とし、多様な研修やOJTなどにより効果的な人材育成を実施します。これにより、職員の能力向上と組織全体の活性化を促進し、町民からの信頼を高めます。
- 全国的・全産業的な人材不足の環境下で、本町の採用も順調とは言えません。質の高い行政サービスの実現に向けて、優秀な人材確保や定着に取り組めます。
- デジタル技術を活用した業務効率化や働き方改革を推進し、ワークライフバランスの向上を図ることで、職員のモチベーション向上と健康維持を促進し、より活気のある職場環境を構築することで、行政サービスの質の向上につなげます。
- 社会の急速な変化や多様化する町民ニーズに対応するため、柔軟な思考力と行動力を持つ職員の育成に注力します。また、組織の最適化と効率化を進め、迅速かつ的確な行政運営を実現します。



部門別計画

荻田町人材育成基本方針（平成14年度～）

■ 基本事業の構成

基本事業名	目指す姿	指標名	基準値	目標値
1 人材育成の充実	能力が高まった職員が、 機能的・効率的な組織で 業務を行っています。	研修、OJT、人事評価、DX推進等が機 能的・人材が育成されている組織だと思 う職員の割合	38.8% (R6)	50.0% (R12)
2 効果的な組織づく りと人員の充実	機能的・効率的な組織と 人員確保により、質の高 い行政サービスが実現さ れます。	町の組織機構(課、担当の構成)は機能的・ 効率的になっていると思う職員の割合 正規職員の必要職員数に対する充足率	42.5% (R6) 100.3% (R6)	60.0% (R12) 100.0% (R12)
3 健康で安心して働 ける職場づくり	職員の健康が維持され、 安心して職場で働くこと ができています。	超過勤務(年360時間以上)又は高スト レスな職員割合	14.0% (R6)	6.4% (R12)

用語解説

■ 人事評価制度

職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力・挙げた業績を把握したうえで行われる勤務成績の評価を、人事管理の基礎とする制度です。能力・業績に基づく人事管理を進めていくうえでの基礎となる重要なツールであるとともに、人材育成の意識を有するものでもあります。

■ OJT

On-the-Job Training(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の略称で「職場内訓練」と訳されます。実際に職場で実務を通して、必要な知識やスキルを学ぶ手法のことです。上司や先輩が現場で実務経験を通して部下を育成することを目的としています。

■ DX

Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)の略称で「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を意味します。

基本構想

- 1. まちづくりの基本理念 88
- 2. 将来都市像 88
- 3. 人口推計 89



基本構想は、本町の今後のまちづくりの普遍的な方向性と理念を示すものです。このため、本町の地勢や環境、これまでのまちづくりの経過を踏まえたうえで、「まちづくりの基本理念」を定め、その内容を包含した「将来都市像」を設定します。

1. まちづくりの基本理念

第5次荻田町総合計画の計画期間である今後10年間の「まちづくりの基本理念」として、次の3つを定めます。

- (1) 産業都市としての発展を基軸としながらも、先人から受け継いだ貴重な歴史、伝統・文化、自然などを継承し、誰もが安心して、心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。
- (2) 多様な課題に対応するため、みんなで力を合わせて、次世代にも継承していける持続可能なまちづくりを進めます。
- (3) 「荻田らしさ」を創造し、荻田町に関わる様々な主体にとって、魅力があり住みやすく感じられるまちづくりを進めます。

2. 将来都市像

町民の8割が住みやすさを実感しており、現状でも一定程度「住みやすいまち」といえるところであるため、その点を町外の方に向けてアピールして転入促進を狙うとともに、「もっと快適」「もっと住みやすいまち」になることを目指します。

そうすることで、町、住民、企業、学生、障がいのある人、高齢者、外国人、各団体など、本町に関わる「一人ひとり」が個性を活かし、元気・健康・いきいきとした「輝く」存在となることを目的として、「将来都市像」を定めます。

「一人ひとり」が輝く
「もっと」快適 住みやすいまち 荻田

3. 人口推計

第5次苅田町総合計画期間である今後10年間の行政需要を予測し、行政経営の指針として活用することを目的に以下のとおり推計します。

■人口推計にあたって考慮すべき事項とそれを踏まえた人口推計の考え方

北九州空港開港以降、工業団地での企業誘致や業容拡大により、平成22年～平成31年で雇用者数が大幅に増加し、苅田町の人口増加に大きく貢献しました。

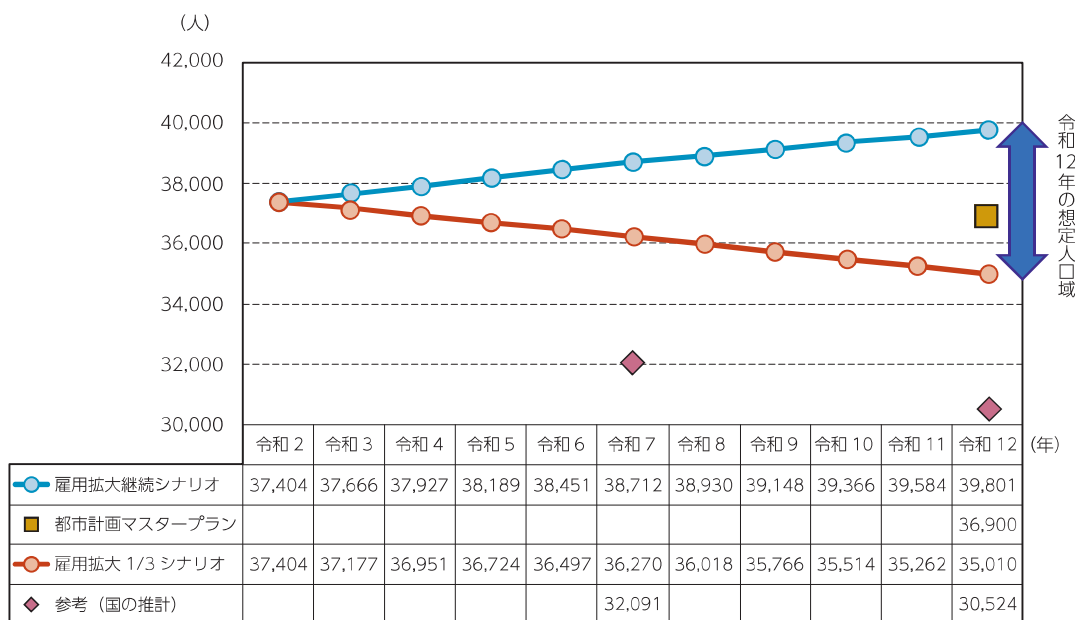
しかし、今後の町内の自動車関連産業の雇用拡大を、平成22年～平成31年のペースを前提にすることは、経営としては楽観すぎる可能性があります。

そこで、「今後も過去10年のような製造業の雇用拡大が続くシナリオ」と「今後は製造業の雇用拡大が過去10年間の1/3となるシナリオ」の間での人口推移を想定したまちづくりを進めていきます。

■令和12年の人口推計

35,010～39,801人を想定

(国が平成30年に推計した本町の令和12年人口は、30,524人)



雇用拡大継続シナリオ・・・製造業の雇用拡大数を、過去10年間と同程度として推計

雇用拡大 1/3 シナリオ・・・製造業の雇用拡大数を、過去10年間の1/3として推計

総合戦略

第1章 第3期総合戦略の概要

- 1. 策定の趣旨 92
- 2. 計画の実施期間 92

第2章 基本方針

- 1. 勘案すべき国の基本方針、総合戦略等 ... 93
- 2. 総合計画と総合戦略の関係性 94
- 3. 基本目標と基本的方向の設定 95
- 4. 施策効果の検証等の実施 95

第3章 人口展望

- 1. 総人口の将来展望 96
- 2. 年齢3区分人口の将来展望 97

第4章 総合戦略の施策内容

- 基本目標1 刈田町にしごとをつくり、
安心して働けるようにする 98
- 基本目標2 刈田町に新しいひとの
流れをつくる 100
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての
希望をかなえる 103
- 基本目標4 誰もが輝き、安全・安心に暮らせる
地域をつくる 106

第 1 章 第 3 期総合戦略の概要

1. 策定の趣旨

急速な少子高齢化に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）が制定されました。

同法第 4 条では、地方公共団体は、その区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。

また、同法第 10 条では、市町村は、国や都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

その後、国では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」、「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向の取りまとめ」を令和 6（2024）年 6 月に公表、地方創生 2.0 の「基本的な考え方」を令和 6（2024）年 12 月に公表、さらに令和 7（2025）年 12 月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」(令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）を策定する等、総合戦略の絶え間ない見直しが行われています。

本町では平成 27（2015）年度に 5 か年の基本目標や取組方向をまとめた第 1 期（平成 27 年度から平成 31 年度まで）の「刈田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定、令和 2（2020）年度からは第 2 期総合戦略として、令和 7（2025）年度まで地方創生に関する取組を推進してきました。

第 2 期総合戦略が令和 7（2025）年度をもって計画期間が終了することから、切れ目なく地方創生に取り組むため「第 3 期総合戦略」を策定するものです。

2. 計画の実施期間

第 3 期総合戦略の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 か年とします。

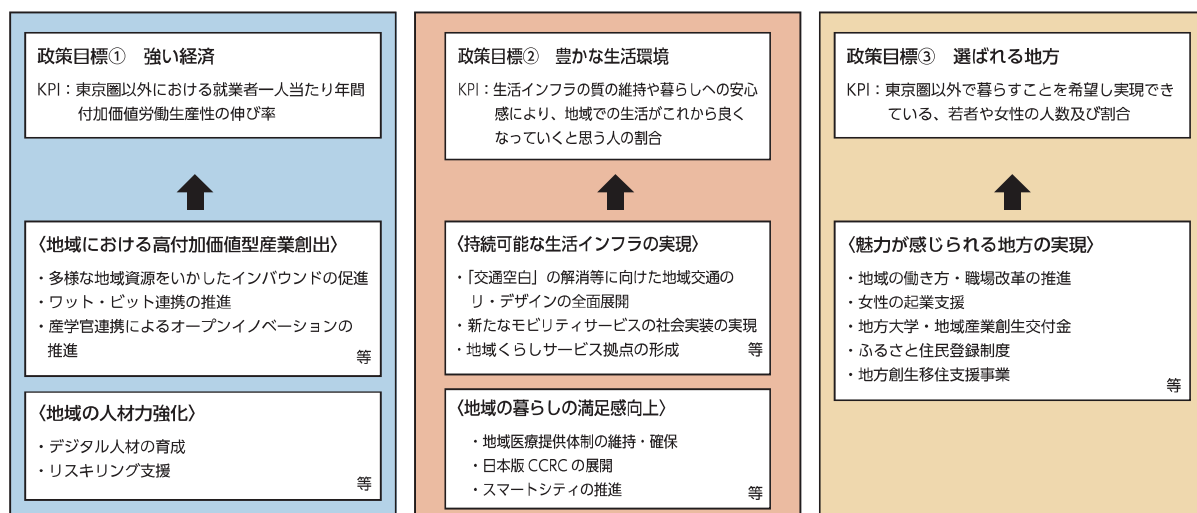
第2章 基本方針

1. 勘案すべき国の基本方針、総合戦略等

国が令和7（2025）年12月23日に閣議決定した「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」(令和7（2025）年度～令和11（2029）年度)では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略としての「地域未来戦略」を令和8（2026）年の夏をめどに取りまとめるとしています。

同戦略では、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」という目標を設定した上で、それを実現するための施策を具体化し、さらに、目標と各施策との因果関係（ロジックモデル）の整理を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPIの設定及び工程表の作成を行うことにより、PDCAサイクルを徹底し、本総合戦略全体の実効性を高めるとしています。

3つの目標と取組方向性は以下のように示されています。



序
論

後期基本計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

基本
構
想

総合
戦
略

用語
集

資料
編

2. 総合計画と総合戦略の関係性

第5次苅田町総合計画においては、『「一人ひとり」が輝く 「もっと」快適 住みやすいまち 苅田』を苅田町の将来像に掲げ、「住み続けたい」「住みたい」「働きたい」「訪れたい」と思われる魅力的なまちを創造することとしております。

総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を町民と共有する町の最上位計画です。一方、総合戦略は、人口減少の克服と地方創生を目的としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。

このため、第3期総合戦略は、苅田町総合計画を踏まえたうえで、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と、総合戦略の評価指標である「基本目標」や「重要業績評価指標（KPI）」との整合を図ることで、総合計画と一体的に推進していきます。

◆総合計画と総合戦略の関係の見える化

政策名	施策名	基本事業名	総合戦略
3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり	1 こども・子育て支援の充実	1 子育て不安の軽減	●
		2 保育サービスの充実	●
		3 放課後の居場所づくり（児童）	●
		4 母子保健の推進	●
		5 児童発達の支援	●
		6 子どもの人権尊重	●
	2 高齢者福祉の充実	1 介護予防・社会参加の推進	●
		2 日常生活支援の充実	●
		3 地域ぐるみの認知症対策の推進	●
		4 介護保険サービスの適正運営	●
		5 高齢者の人権尊重	●
	3 障がい福祉の充実	1 自立支援の推進	●
		2 地域生活支援の推進	●
		3 障がい者の人権尊重	●

◆総合戦略のKPIと総合計画の成果指標の関係

3-6 子育て不安の軽減

相談や情報交換をする場や機関を活用して、子育てに対する不安が軽減されています。

指標名	基準値	目標値
親や配偶者以外に身近に子育てに関する相談や情報交換ができる人・場所がない保護者の割合	12.2% (R7)	10.0% (R12)
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	76.4% (R6)	90.0% (R12)

総合計画施策体系 03-01-01

3-7 保育サービスの充実

保護者の生活実態などに合わせた保育メニューが提供されています。また、保護者が安心して子どもを預け、就労することができています。

指標名	基準値	目標値
保育園の待機児童数	0人 (R6)	0人 (R12)

総合計画施策体系 03-01-02

3. 基本目標と基本的方向の設定

第3期総合戦略においては、4つの基本目標を実現することにより、陸・海・空のインフラなどの地域資源を活かし、既存産業を含めた多様な産業を発展させ、町内の雇用をつくります。また、魅力の発信や地域を活性化する取組等を通じて、移住等の町内への新たなひとの流れを促進し、社会増を図ります。そして、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、安全・安心に暮らせる取組を通じて、自然増への転換を図ります。

「まち」「ひと」「しごと」の好循環により、活力あるまちを築き上げ、社会の変化にいち早く対応できる柔軟なまち、新と旧が融合した時代に合った魅力的なまちとなり、幅広い世代から「苅田町に行きたい」「苅田町で働きたい」「苅田町に住みたい」「苅田町にずっと住みたい」と思われるまちを創生していきます。

基本目標①	苅田町にしごとをつくり、安心して働けるようにする 基本的方向：苅田町の地域資源・特性を活かした新たな雇用の創出と積極的な企業誘致の活動を推進し、町にしごとをつくります。
基本目標②	苅田町に新しいひとの流れをつくる 基本的方向：苅田町の魅力を町内外に発信するとともに、文化や観光といった交流人口から町に関わる関係人口を増やします。また、都市基盤や交通インフラなどの生活環境の改善による社会増を図ります。
基本目標③	結婚・出産・子育ての希望をかなえる 基本的方向：妊娠から子育てまでの切れ目ない支援をすることで、出産・子育てを望む人が安心して子どもを産み育てられる環境をつくります。また、教育環境整備を推進し、より効果的、効率的な教育を展開します。
基本目標④	誰もが輝き、安全・安心に暮らせる地域をつくる 基本的方向：生涯学習や障がい者、高齢者世帯等への支援などをとおして、誰もが輝く地域をつくります。また、近年激甚化している自然災害に対応し、安全・安心に暮らせる地域をつくります。

4. 施策効果の検証等の実施

第3期総合戦略では、上記の基本目標ごとに、5年後の数値目標を設定します。また、基本目標を構成する政策分野ごとに講ずべき施策の基本的方向と具体的な施策を記載し、各施策の効果を客観的に検証できるKPIを設定します。

基本目標の数値目標や施策の指標は、第5次総合計画の施策ごとの指標項目や基本事業ごとの指標項目などを用いることとし、5年後の目標数値を設定します。

なお、施策効果の検証と改善については、その着実な推進に向け、苅田町総合戦略審議会において、各取組などの調査、検証を行い、その結果に基づく見直し改善を図るとともに、国や県の地方創生に関する動向を注視しながら、必要に応じて総合戦略を改訂し、持続可能なまちの創造に向けて、より一層の挑戦を続けます。

第3章 人口展望

1. 総人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、刈田町の令和2（2020）年国勢調査結果を基本にした場合の総人口は令和52（2070）年には約3万人になると推計されています。

本町総合戦略の着実な実施により、将来展望①「現在人口維持シナリオ」では、合計特殊出生率を国や県の目標である2.07に引き上げるとともに、転出抑制や転入促進により、純移動数をパターン1と比較して年間60人程度増加させることによって、令和52（2070）年に令和2（2020）年人口に近い人口3万8千人を見込みます。将来展望②「希望出生率実現シナリオ」では、合計特殊出生率を国や県の目標である2.07に引き上げることにより、令和52（2070）年に3万3千人を見込みます。

令和52（2070）年人口は、国（社人研）の推計と比べて、将来展望①では約8千人増加、将来展望②では約3千人の増加となります。

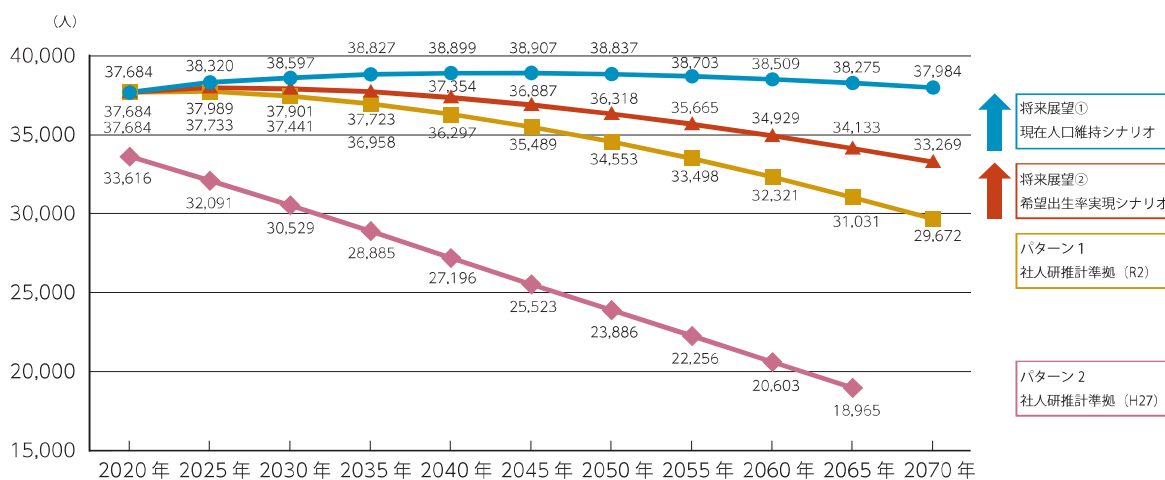
なお、第2期総合戦略の人口展望に比べて推計人口が多くなっている理由は、パターン1（令和2（2020）年国勢調査活用）とパターン2（平成27（2015）年国勢調査活用）の比較のとおり、人口展望の基礎となる国（社人研）の将来人口推計が上振れしたことによります。

◆将来展望におけるシナリオ（仮定値）と2070年人口

将来展望パターン	出生率（独自設定）	純移動数（独自設定）	2070年人口
将来展望① 現在人口維持シナリオ	2020年：1.76 2025年：1.9 2035年以降：2.07	2020年～2070年 毎年 男性：30人 女性：30人 の転入増加（※1）	男性：20,494人 女性：17,490人 総計：37,984人
将来展望② 希望出生率実現シナリオ	2020年：1.76 2025年：1.9 2035年以降：2.07	独自設定なし （パターン1のまま）	男性：18,048人 女性：15,221人 総計：33,269人

※1 5～49歳の5歳階級の9区分で性別毎に年間30人（5歳階級の9区分が均等に同じ人数が増加と設定 5歳階級の各区分で性別毎に約3.33人増加/年）四捨五入の関係上、合計値が合わない場合があります。

◆人口の将来展望 [シナリオ別]



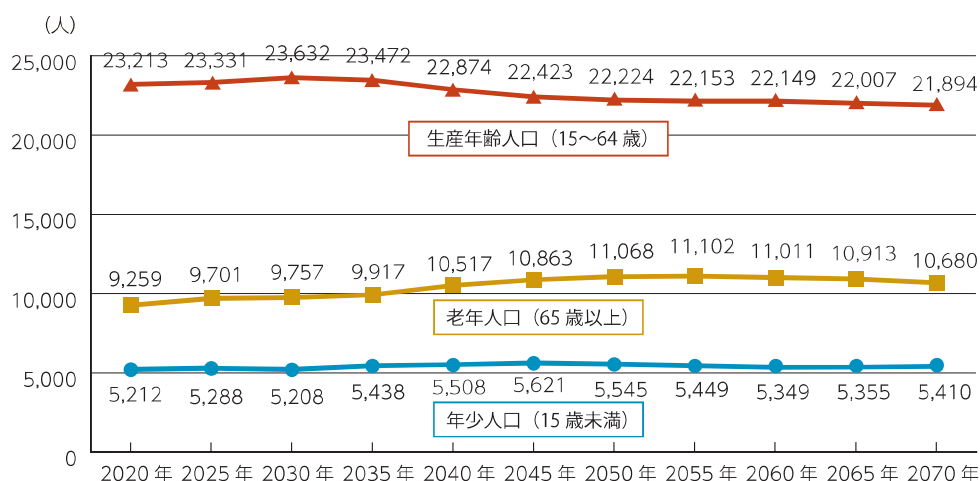
2. 年齢3区分人口の将来展望

前項の人口展望における年齢3区分別の人口は以下のとおりです。

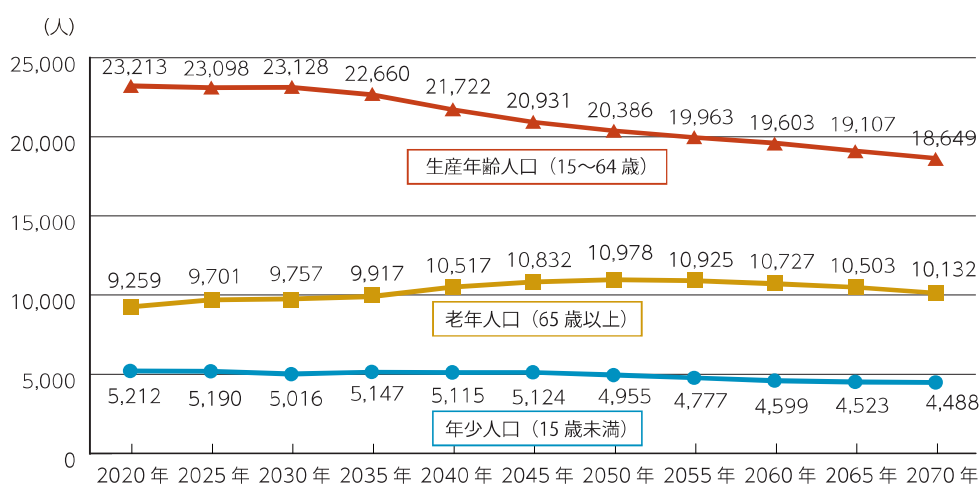
将来展望①：令和2（2020）年の人口を維持するシナリオにおいては、0～49歳の年齢層で年間60名の転入増加の継続を見込むため、生産年齢人口はわずかな減少にとどまり、令和52（2070）年には2万2千人程度が見込まれます。生産年齢人口に大きな減少がなく、国や県の目標とする合計特殊出生率を仮定しているため、こどもの出生数も維持され、年少人口はほぼ横ばいに推移することが見込まれます。老年人口は令和37（2055）年まで増加を続け、その後減少に転じます。

将来展望②：町民の希望出生率を実現し、国や県の目標を達成するシナリオにおいては、生産年齢人口は減少し、令和52（2070）年には1万8千人程度と約5千人の減少が見込まれ、それに伴い年少人口も減少が見込まれます。老年人口は、令和32（2050）年まで増加を続け、その後緩やかな減少に転じます。

◆年齢3区分別人口の将来展望[現在人口維持シナリオ(将来展望①)]



◆年齢3区分別人口の将来展望[希望出生率実現シナリオ(将来展望②)]



第4章 総合戦略の施策内容

基本目標1 苅田町にしごとをつくり、安心して働けるようにする

◆基本目標のKPI

指標名	基準値	目標値
担い手農家・農業生産法人に集積されている農地面積割合	23.6% (R6)	30.0% (R12)
1経営体当たりの漁業生産額	1,432千円 (R6)	1,500千円 (R12)
製造業従業者数	15,504人 (R6)	18,504人 (R12)
製造品出荷額等	24,697億円 (R6)	33,697億円 (R12)
苅田港貿易額	14,900億円 (R6)	18,000億円 (R12)
北九州空港貿易額	1,499億円 (R6)	1,720億円 (R12)
日常の買い物を町内でしている町民の割合	81.7% (R7)	85.0% (R12)



◆具体的な施策とKPI

1-1 多様な担い手で支える営農体制の確立

多様な担い手の育成により、継続的な農業経営が確立されています。

指標名	基準値	目標値
新規就農者数	0人 (R6)	1人 (R8～R12の累計)
認定農業者数（含む農業生産法人数）	12人 (R6)	13人 (R12)

総合計画施策体系

02-01-01

1-2 農業基盤の整備・保全

農業生産基盤の整備や保全により、農業生産が維持できています。

指標名	基準値	目標値
組織的に、「農村環境を守り、質を高める地域共同活動」に取り組まれている面積	157ha (R6)	157ha (R12)
農道、水路、ため池、農業用施設の整備・改修箇所数	2箇所 (R3～R6の平均)	10箇所 (R8～R12の累計)

総合計画施策体系

02-01-02

1-3 漁業経営の安定化

出荷設備の整備や栽培漁業の推進により、漁業の経営基盤が整い経営が安定します。

指標名	基準値	目標値
新規漁業就業者数	8人 (R3～R6の累計)	10人 (R8～R12の累計)
栽培漁業水揚げ金額	20,600千円 (R6)	20,000千円 (R12)

総合計画施策体系 02-01-04

1-4 立地及び事業環境の整備

道路や港湾、空港などの交通・物流基盤が整い国内外への物流機能が向上しています。

指標名	基準値	目標値
苅田港における貨物取扱量	3,082万t (R6)	3,721万t (R12)
北九州空港における貨物取扱量	36,687t (R6)	42,000t (R12)

総合計画施策体系 02-02-01

1-5 企業立地の促進

企業立地の促進により、地域経済の活性化、産業の振興及び雇用の創出等が図られています。

指標名	基準値	目標値
企業誘致件数	11件 (R3～R6の累計)	22件 (R3～R12の累計)
立地企業の新規町民雇用者数	29人 (R3～R6の累計)	58人 (R3～R12の累計)

総合計画施策体系 02-02-02

1-6 事業所の総合的な支援

企業の経営力強化及び労働生産性の向上によって、地元の企業に働きたい人が増えています。

指標名	基準値	目標値
各種支援を受けている事業所数	26事業者 (R6)	36事業者 (R12)
町内の工業系学校卒業生の地元への就職者数	28人 (R6)	30人 (R12)

総合計画施策体系 02-02-03

1-7 商業の活性化

創業者等が増え、商店街が活性化し、町内で買い物を楽しむ人が増えています。

指標名	基準値	目標値
商店街への来街者数	338人/日 (R2～R6の平均)	355人/日 (R12)
創業支援相談件数	15件 (R6)	20件 (R12)

総合計画施策体系 02-03-01

基本目標2 苅田町に新しいひとの流れをつくる

◆基本目標の KPI

指標名	基準値	目標値
社会増加数	407人 (R2～R6の累計)	800人 (R8～R12の累計)
町内の地域資源を訪れたことのある町民の割合	25.2% (R6)	30.0% (R12)
年間観光入込客数	271千人 (R6)	330千人 (R12)
幹線道路に不満がない町民の割合	76.9% (R2～R6の平均)	79.2% (R12)
生活道路に不満がない町民の割合	76.1% (R6)	76.1% (R12)
住環境に不満がない町民の割合	68.1% (R6)	68.6% (R12)
市街化区域内人口割合	92.2% (R6)	92.6% (R12)
水道水供給事故件数（100世帯以上に影響したもの）	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
污水处理人口普及率	94.0% (R6)	95.2% (R12)



◆具体的な施策と KPI

2-1 町内の観光資源による愛着づくりとにぎわい創出

観光ガイドの案内や SNS の情報を通じて、町内の観光資源に興味を持ち、町に愛着を感じる人が増えています。

指標名	基準値	目標値
体験型観光客数	469人 (R6)	603人 (R12)
苅田まちづくり観光協会のホームページへのアクセス数	116,083件 (R6)	123,047件 (R12)
苅田まちづくり観光協会 SNS のフォロワー数	3,865件 (R7)	10,327件 (R12)

総合計画施策体系

02-03-02

2-2 道路の整備促進

幹線道路の整備により都市間ネットワークが構築され、渋滞の緩和や町内外への移動が円滑になっています。

指標名	基準値	目標値
幹線道路整備延長	0.8km (R3～R6の累計)	1.5km (R3～R12の累計)

総合計画施策体系

05-01-01

2-3 道路・橋梁の適切な維持管理

生活道路・橋梁の適切な維持管理により利用者の利便性、安全性が向上しています。

指標名	基準値	目標値
橋梁の健全度Ⅳ（危険）の件数	0箇所 (R6)	0箇所 (R12)
生活道路補修・改良延長	5.2km (R3～R6の累計)	8.2km (R3～R12の累計)

総合計画施策体系

05-01-02

2-4 地域の特性を踏まえた適切な土地利用の推進

各地域の特性を踏まえた土地の有効活用が行われています。

指標名	基準値	目標値
与原土地区画整理事業での仮換地使用収益開始率	70.9% (R6)	100% (R12)
市街化区域の開発面積	22.69ha (R3～R6の累計)	42.86ha (R3～R12の累計)
市街化区域の新規住宅建築件数	702件 (R3～R6の累計)	1,807件 (R3～R12の累計)
市街化区域外の新規住宅建築件数	36件 (R3～R6の累計)	92件 (R3～R12の累計)

総合計画施策体系

05-02-01

2-5 駅周辺の整備

駅や駅周辺を、安全で円滑に移動し、便利で快適に利用しています。

指標名	基準値	目標値
駅や駅周辺に不満がない町民の割合	48.7% (R2～R6の累計)	48.7% (R12)

総合計画施策体系

05-02-02

2-6 公共交通の利便性向上

公共交通の利便性が高まり、町内外への移動がより円滑になっています。

指標名	基準値	目標値
コミュニティバスの利用者数	54,289人 (R6)	78,569人 (R12)
公共交通に不満がない町民の割合	59.0% (R6)	59.0% (R12)

総合計画施策体系

05-02-03

2-7 魅力ある景観の保全・創出

景観資源が保全・活用され、調和のとれた町並みになっています。

指標名	基準値	目標値
景観や町並みに不満がない町民の割合	82.0% (R6)	82.5% (R12)

総合計画施策体系

05-02-04

序
論

後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

基
本
構
想

総
合
戦
略

用
語
集

資
料
編

2-8 公園・緑地の整備と管理

公園・緑地の整備とともに、適切な維持管理を行うことで、快適で潤いのある空間が形成されています。

指標名	基準値	目標値
公園・緑地に不満がない市民の割合	78.2% (R6)	80.0% (R12)
公園遊具施設の機能に関する総合判定結果が「使用不可」の件数	5件 (R6)	0件 (R12)

総合計画施策体系 05-02-05

2-9 住宅の適正管理と有効活用

住宅の耐震化・老朽危険空き家の除却等により災害対策を推進し、空き家についても空き家バンクの活用を推進することで町内の住宅が有効利用されています。

指標名	基準値	目標値
住宅の管理適正化件数	7件 (R6)	90件 (R8～R12の累計)

総合計画施策体系 05-02-06

2-10 安全で災害に強い水道の供給

安全な水道水を安定的に利用できています。

指標名	基準値	目標値
管路更新率	0.57% (R6)	0.8% (R12)
耐震管率	8.8% (R6)	14.0% (R12)
浄水施設の機能不全件数	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)

総合計画施策体系 05-03-01

2-11 下水道の整備と管理

快適な生活環境が形成され、公共水域の水質が保全されています。

指標名	基準値	目標値
公共下水道水洗化率	84.8% (R6)	87.8% (R12)
農業集落排水水洗化率	57.7% (R6)	57.7% (R12)
公共下水道整備率	40.5% (R6)	45.5% (R12)

総合計画施策体系 05-03-02

2-12 合併浄化槽による汚水処理の推進

快適な生活環境が形成され、公共水域の水質が保全されています。

指標名	基準値	目標値
合併処理浄化槽処理人口率	85.4% (R6)	87.2% (R12)

総合計画施策体系 05-03-03

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◆基本目標のKPI

指標名	基準値	目標値
婚姻件数	156人 (R6)	200人 (R12)
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童の割合	67.3% (R6)	67.5% (R12)
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の割合	62.7% (R6)	65.0% (R12)
安心して子育てができる環境が整っていると思う中学生以下のこどもを持つ保護者の割合	79.2% (R6)	80.0% (R12)
この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者割合	94.9% (R6)	95.0% (R12)



◆具体的な施策とKPI

3-1 確かな学力の向上とたくましい心身の育成

学習内容の基礎や基本を習得し、主体的・協働的に学んでいます。

指標名	基準値	目標値
小学6年生の「全国学力・学習状況調査」全国平均以上の科目数 (2科目中)	1科目 (R6)	2科目 (R12)
中学3年生の「全国学力・学習状況調査」全国平均以上の科目数 (2科目中)	0科目 (R6)	2科目 (R12)
小学5年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数 (8区分中) [男子]	1区分 (R6)	6区分 (R12)
小学5年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数 (8区分中) [女子]	1区分 (R6)	4区分 (R12)
中学2年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数 (8区分中) [男子]	3区分 (R6)	6区分 (R12)
中学2年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数 (8区分中) [女子]	4区分 (R6)	4区分 (R12)

総合計画施策体系

01-01-01

3-2 ICT活用教育による学びの質の向上

ICT教育実践や情報化に取り組むことで、教育の質が向上しています。

指標名	基準値	目標値
授業において、PC・タブレットなどのICT機器をつかった割合 [小学校]	68.0% (R6)	85.0% (R12)
授業において、PC・タブレットなどのICT機器をつかった割合 [中学校]	71.0% (R6)	85.0% (R12)

総合計画施策体系

01-01-02

序
論

後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

3-3 教育環境の整備

安心・安全で快適な学校生活を送るとともに、教員が充実した活動を行っています。

指標名	基準値	目標値
教室で授業をするのに支障があった件数	0件 (R6)	0件 (R8～R12の累計)
学力向上や快適な学校生活を送るための施設・備品改善件数	481件 (R3～R6の累計)	1,200件 (R12)
学校管理下（通学）における事故発生件数	2件 (R6)	0件 (R12)
超過勤務時間が月45時間超の教員割合	29.9% (R6)	15.0% (R12)

総合計画施策体系

01-01-03

3-4 学校・家庭・地域の連携と協働

学校の実情についての共通理解をもち、相互に連携・協働ができています。

指標名	基準値	目標値
様々な学習や活動を支援するボランティア活動団体の登録人数	298人 (R6)	500人 (R12)
コミュニティ・スクール設置学校数	6校 (R6)	8校 (R12)

総合計画施策体系

01-01-04

3-5 多様性を踏まえた教育の実践

個別最適な学びを実現しています。

指標名	基準値	目標値
学校生活支援員1人当たりの児童・生徒数【小学校】	6.2人 (R6)	6.0人 (R12)
学校生活支援員1人当たりの児童・生徒数【中学校】	7.0 (R6)	6.0人 (R12)
不登校率（1,000人あたり）【小学校】	19.75人 (R6)	4.00人 (R12)
不登校率（1,000人あたり）【中学校】	86.87人 (R6)	35.00人 (R12)

総合計画施策体系

01-01-05

3-6 子育て不安の軽減

相談や情報交換をする場や機関を活用して、子育てに対する不安が軽減されています。

指標名	基準値	目標値
親や配偶者以外に身近に子育てに関する相談や情報交換ができる人・場所がない保護者の割合	12.2% (R7)	10.0% (R12)
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	76.4% (R6)	90.0% (R12)

総合計画施策体系

03-01-01

3-7 保育サービスの充実

保護者の生活実態などに合わせた保育メニューが提供されています。また、保護者が安心して子どもを預け、就労することができています。

指標名	基準値	目標値
保育園の待機児童数	0人 (R6)	0人 (R12)

総合計画施策体系 03-01-02

3-8 放課後の居場所づくり（児童）

小学校に就学している児童が、放課後等を安全・安心に過ごすことができます。

指標名	基準値	目標値
放課後児童クラブの待機児童数	3人 (R6)	0人 (R12)
放課後児童クラブの維持管理・運営上の事故件数	3件 (R6)	0件 (R12)
放課後子どもひろばに登録して放課後を過ごしている児童数	352人 (R6)	450人 (R12)

総合計画施策体系 03-01-03

3-9 母子保健の推進

母子の健康が管理され、母子ともに健やかに暮らしています。

指標名	基準値	目標値
乳幼児健診受診率	98.0% (R6)	98.0% (R12)
低出生体重児の出生率	9.2% (R6)	7.0% (R12)
幼児（3歳児）の虫歯有病率	7.9% (R6)	5.0% (R12)

総合計画施策体系 03-01-04

3-10 児童発達の支援

発達を支援するサービスやサポートの周知を行い、状態にあわせて継続的にサービスを利用できています。

指標名	基準値	目標値
町の事業において、発達支援が必要と判断した児が発達相談に繋がった割合	—	70.0% (R12)

総合計画施策体系 03-01-05

3-11 こどもの人権尊重

家庭や学校、地域、関係機関と連携し、児童虐待を防止する体制により、児童虐待の防止や深刻化を防いでいます。

指標名	基準値	目標値
児童虐待（措置通知）件数	3件 (R6)	0件 (R12)

総合計画施策体系 03-01-06

基本目標4 誰もが輝き、安全・安心に暮らせる地域をつくる

◆基本目標のKPI

指標名	基準値	目標値
生涯学習をしている町民の割合	29.4% (R6)	33.0% (R12)
週1日以上、スポーツや運動をしている町民の割合	37.7% (R6)	40.0% (R12)
自立高齢者の割合	82.4% (R6)	82.4% (R12)
介護保険認定者のうち在宅生活している高齢者の割合	86.0% (R6)	89.0% (R12)
障がい福祉サービスの実利用者数の合計	1,058人 (R6)	1,058人 (R12)
地域で互いに助け合っていると思う町民の割合	51.8% (R6)	55.6% (R12)
15歳～64歳の事故を除く死亡者数（10万人あたり）	158.3人 (R6)	150.0人 (R12)
生活習慣病死亡率	46.2% (R6)	44.0% (R12)
交通事故発生件数	244件 (R6)	195件 (R12)
刑法犯認知件数	302件 (R6)	300件 (R12)
自治会活動が活発に行われていると思う町民の割合	50.9% (R6)	57.0% (R12)
ボランティア・NPO活動に参加している町民の割合	6.3% (R6)	8.0% (R12)
自然災害による被災世帯・事業所数	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)
人口1万人あたりの火災件数	4.5件 (R6)	2.9件 (R12)
心肺機能停止患者の生存率	12.0% (R6)	14.9% (R12)



◆具体的な施策と KPI

4-1 学習機会の充実

生涯学習の機会が充実し、学びたいときに学べる環境になっています。

指標名	基準値	目標値
学習機会が充足していると思う市民の割合	44.6% (R6)	47.6% (R12)
公民館の年間利用者数	94,765人 (R6)	120,000人 (R12)
芸術文化イベントの参加人数	2,151人 (R6)	2,215人 (R12)
青少年体験活動の参加人数	427人 (R6)	500人 (R12)

総合計画施策体系 01-02-01

4-2 生涯スポーツの推進

スポーツ活動に参加する機会が増え、市民が生涯スポーツに親しんでいます。

指標名	基準値	目標値
スポーツ行事・教室への参加人数	2,169人 (R6)	2,300人 (R12)
社会体育施設の年間利用者数	123,107人 (R6)	130,000人 (R12)

総合計画施策体系 01-02-02

4-3 図書館サービスの充実

公共図書館を多くの市民が利用しています。

指標名	基準値	目標値
図書館の年間来館者数	119,703人 (R6)	123,294人 (R12)

総合計画施策体系 01-02-03

4-4 文化財の保存と活用

文化財が適切に調査・保存され、市民の生涯学習や来町者の観光資源として活用されています。

指標名	基準値	目標値
文化財の寄託・寄贈・借用・特別利用・指定件数	117件 (R6)	117件 (R12)
文化財被害件数	1件 (R6)	0件 (R12)
文化財活用事業の参加者数及び歴史資料館・指定文化財の見学人数	1,718人 (R6)	1,718人 (R12)

総合計画施策体系 01-02-04

4-5 介護予防・社会参加の推進

高齢者が自分の有する能力を活かしながら、いきいきと活動しています。また元気なうちから介護予防に取り組むことで自身の体の変化等に向き合い自分に合った生活を送っています。

指標名	基準値	目標値
前期高齢者（65歳～74歳）で介護認定を受けていない人の割合	96.2% (R6)	96.5% (R12)
社会参加している高齢者の割合	36.1% (R6)	38.5% (R12)
介護予防に取り組む高齢者の割合	8.9% (R6)	10.0% (R12)

総合計画施策体系 03-02-01

4-6 日常生活支援の充実

高齢者が相談しやすい環境の中で、必要に応じた生活支援サービスを利用しつつ、在宅で生活ができます。

指標名	基準値	目標値
在宅生活支援サービスの延べ利用者数	2,481人 (R6)	2,800人 (R12)
地域包括支援センターで相談を受けた人数	3,912人 (R6)	4,900人 (R12)
第2層協議体（つながり隊等）による生活支援活動の活動数	33回 (R6)	38回 (R12)

総合計画施策体系 03-02-02

4-7 地域ぐるみの認知症対策の推進

認知症に対する正しい理解を普及啓発することで認知症になっても地域で共に支えあう仕組みが整っています。

指標名	基準値	目標値
要介護認定者の認知症高齢者の平均年齢	87.0歳 (R6)	87.0歳 (R12)
徘徊高齢者等SOSネットワーク及びチームオレンジに見守られている人数	62人 (R6)	87人 (R12)

総合計画施策体系 03-02-03

4-8 高齢者の人権尊重

各種相談事業などにより、高齢者の人権や権利が守られています。

指標名	基準値	目標値
高齢者の人権・権利が損なわれた件数	7件 (R7)	4件 (R12)

総合計画施策体系 03-02-05

4-9 地域生活支援の推進

地域の特性や本人の状況に応じて生活が送れるよう、適切なサービスが受けられています。

指標名	基準値	目標値
地域生活支援事業（町単独事業含む）の実利用者数の合計	474人 (R6)	574人 (R12)

総合計画施策体系 03-03-02

4-10 障がい者の人権尊重

障がいのある人が自立して日常生活または社会生活を営むことができるように支援が受けられています。

指標名	基準値	目標値
障がいのある人の権利が損なわれた件数	0件 (R6)	0件 (R12)

総合計画施策体系 03-03-03

4-11 住民同士の支え合いの促進

あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みができます。

指標名	基準値	目標値
地域福祉活動に参加している町民の割合	29.9% (R6)	32.6% (R12)
「小地域福祉活動」の実施地区数	35地区 (R6)	37地区 (R12)

総合計画施策体系 03-04-01

4-12 相談体制の充実

悩み事や困り事を相談できます。

指標名	基準値	目標値
「ふくしの総合相談庁内ネットワーク」における相談終結件数	2件 (R6)	2件 (R12)
家族以外に相談先がある町民の割合	80.9% (R7)	100.0% (R12)

総合計画施策体系 03-04-02

4-13 町営住宅の整備

町営住宅の整備・再編・維持管理が適切に行われています。

指標名	基準値	目標値
町営住宅の目標管理戸数達成のための建替・除却戸数	8戸 (R6)	75戸 (R8～R12の累計)

総合計画施策体系 03-04-03

4-14 生活習慣の改善

健康に関する正しい知識が身につき、自ら健康増進に取り組んでいます。

指標名	基準値	目標値
1人当たりの健康づくり取り組み項目数（17項目中）	6.6項目 (R6)	8.5項目 (R12)
食育について関心を持っている町民の割合	74.8% (R6)	80.0% (R12)

総合計画施策体系 03-05-01

4-15 早期発見・早期治療の推進

生活習慣病・がんについての早期発見・早期治療が行われています。

指標名	基準値	目標値
健康診査や人間ドックを受けている町民の割合	70.0% (R6)	75.0% (R12)
がん検診を受けている町民の割合	36.2% (R6)	50.0% (R12)

総合計画施策体系 03-05-02

4-16 こころの健康づくり

こころの健康が保たれ、健やかに暮らしています。

指標名	基準値	目標値
自殺死亡率	15.9 (R6)	11.7 (R12)

総合計画施策体系 03-05-03

4-17 地域医療体制の充実

町民が安心して治療を受けることができます。

指標名	基準値	目標値
休日・夜間の急病時に「行橋京都休日・夜間急患センター」で医療を受けられることを知っている町民の割合	52.1% (R6)	55.0% (R12)
かかりつけ医を持っている町民の割合	67.4% (R6)	70.0% (R12)

総合計画施策体系 03-05-04

4-18 交通安全対策の推進

交通安全に関する意識が向上し、交通ルールを遵守しています。

指標名	基準値	目標値
町民が第1当事者（過失割合が高い）となった県内での事故件数	143件 (R6)	108件 (R12)

総合計画施策体系 04-01-01

4-19 防犯対策の推進

防犯対策の設備や仕組みが設置・導入されて犯罪が起きにくい環境になっています。

指標名	基準値	目標値
防犯灯、防犯カメラ等の防犯対策設備の新規設置基数	25基 (R6)	85基 (R8～R12の累計)

総合計画施策体系 04-01-02

4-20 青少年犯罪の抑制

地域と一体となった青少年非行防止活動が行われ、青少年の規範意識が育まれています。

指標名	基準値	目標値
青少年の刑法犯数	18件 (R6)	18件 (R12)

総合計画施策体系 04-01-03

4-21 消費生活の安全

町民が正しい消費生活知識を得て、消費者被害にあわないようになっています。

指標名	基準値	目標値
消費トラブルの相談機関・解決方法の認識数（全8項目の平均）	1.5個 (R6)	3.0個 (R12)
消費者被害救済割合	23.8% (R6)	26.7% (R12)

総合計画施策体系 04-01-04

4-22 自治会活動の活性化

自治会活動に参加する町民が増えます。

指標名	基準値	目標値
自治会加入率	50.7% (R6)	56.7% (R12)
自治会活動に参加している町民の割合	49.5% (R6)	55.0% (R12)

総合計画施策体系 04-04-01

4-23 町民活動の活性化

NPO・ボランティア団体等の活動に参加意欲のある方が増加し、町内で活動する団体が増えています。

指標名	基準値	目標値
町民活動団体・ボランティア活動団体数	58団体 (R6)	62団体 (R12)
ボランティア・NPO活動に参加意欲がある町民の割合	37.7% (R6)	50.0% (R12)

総合計画施策体系 04-04-02

4-24 産学官連携の推進

産学官がそれぞれの特性、技術を生かして連携しています。

指標名	基準値	目標値
産・学・官が協働で行うまちづくりに関する事業数	4事業 (R7)	6事業 (R12)

総合計画施策体系 04-04-03

4-25 国際化・多文化共生の基盤づくり

他国の文化を理解する町民が増え、多言語での行政サービスや安心・安全情報が提供されています。

指標名	基準値	目標値
多文化共生推進プランに基づき取り組んでいる事業数	27事業 (R6)	30事業 (R12)

総合計画施策体系 04-04-04

4-26 防災意識の高揚

災害発生時の避難行動が迅速化され、被害発生が最小限に食い止められています。

指標名	基準値	目標値
家庭で行っている災害時の備えの取り組み項目数（9項目中）	2.6項目 (R6)	5.0項目 (R12)

総合計画施策体系 04-05-01

4-27 地域防災力の向上

地域において、災害発生時における協力体制が整っています。

指標名	基準値	目標値
自治会の自主防災組織の設置率	72.9% (R6)	100% (R12)
防災訓練に参加した町民の割合	25.4% (R7)	30.0% (R12)
個別避難計画が策定されている避難行動要支援者の割合	14.6% (R6)	100% (R12)

総合計画施策体系 04-05-02

4-28 防災・災害情報の提供

各種媒体・方法で町民が数々の情報を得て、災害時等に適切な判断をし、被害が最小限に食い止められています。

指標名	基準値	目標値
災害情報取得手段の平均数（全5手段）	1.4手段 (R7)	3.0手段 (R12)

総合計画施策体系 04-05-03

4-29 災害時支援力・対応力の向上

災害発生時に迅速な避難や避難者支援及び復旧作業ができる体制や対策が整っています。

指標名	基準値	目標値
災害時の支援事業者数（協定締結数）	59件 (R6)	64件 (R12)
自主参集しなければならない災害規模を正しく理解している町職員の割合	72.4% (R6)	100% (R12)
防災訓練に参加した職員の割合	26.5% (R6)	100% (R12)
行政財産の耐震化率	51.5% (R6)	65.8% (R12)

総合計画施策体系

04-05-04

4-30 浸水対策の推進

浸水対策が行われ、被害を軽減できています。

指標名	基準値	目標値
床下浸水件数	0件 (R6)	0件 (R8～R12の累計)

総合計画施策体系

04-05-05

4-31 津波対策の推進

津波発生時に町民が速やかに避難所に避難し、被害が最小限に食い止められています。

指標名	基準値	目標値
防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合【自宅】	18.8% (R6)	50.0% (R12)
防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合【職場】	11.5% (R6)	25.0% (R12)
津波時の避難協定数	4箇所 (R6)	9箇所 (R12)

総合計画施策体系

04-05-06

4-32 防火意識の高揚と予防対策の推進

火災予防や初期消火の意識啓発によって、火災被害が最小限に食い止められています。

指標名	基準値	目標値
消火器と住宅用火災警報器の両方を持っている町民の割合	15.6% (R6)	16.6% (R12)
危険物施設の火災発生件数及び流出事故発生件数	4件 (R6)	0件 (R12)

総合計画施策体系

04-06-01

序
論

後期基本計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

4-33 消防団活動の充実

非常備消防体制が充実・強化され災害による被害が最小限にくい止められています。

指標名	基準値	目標値
消防団員の充足率	78.0% (R6)	91.9% (R12)

総合計画施策体系 04-06-02

4-34 救急救命体制の整備

高度な救命処置と適正な救急車利用により救命率が向上します。

指標名	基準値	目標値
町民による心肺停止患者への蘇生法の実施率	73.2% (R6)	74.2% (R12)
軽症での救急車利用率	46.9% (R2～R6の平均)	45.9% (R12)

総合計画施策体系 04-06-03

4-35 資機材等の適正な維持管理

資機材等を充実するとともに、常に使用できるように維持管理されています。

指標名	基準値	目標値
資機材のトラブルにより、消防・救急・救助活動に支障が出た件数	0件 (R3～R6の累計)	0件 (R8～R12の累計)

総合計画施策体系 04-06-04

4-36 広報・広聴の推進

町民へ適切でわかりやすい情報提供が行われるとともに、町への意見提出の機会が確保されています。

指標名	基準値	目標値
町からの広報・情報提供に不満がない町民の割合	91.7% (R6)	92.0% (R12)
町民が意見を行政に伝える機会に不満がない町民の割合	85.7% (R6)	90.0% (R12)

総合計画施策体系 06-01-02

4-37 デジタル行政の推進と情報システムの適正管理

行政事務・行政サービスがDX、AI活用により効率的になり、それを支える各情報システムが問題なく稼働されています。

指標名	基準値	目標値
主要情報システムの予期せぬ停止時間	1.0時間 (R6)	0時間 (R12)
IT化・デジタル化を行った行政事務・行政サービス数	167件 (R3～R6の累計)	338件 (R3～R12の累計)

総合計画施策体系 06-01-03

用語集

用語集（五十音順） 116



用語集（五十音順）

用語	説明	ページ
【あ行】	AED (自動体外式除細動器)	P.73
	LGBTQ	P.45
	OJT	P.85
	温室効果ガス	P.65
【か行】	仮換地	P.77
	仮換地使用収益開始率	P.77
	環境基準	P.65
	幹線道路	P.75
	かんだ女性ホットライン	P.45
	行政財産	P.71
	経常収支比率 (上水道、下水道)	P.79
	経常収支比率	P.83
	公園遊具施設の機能に関する総合判定結果	P.77
	公共下水道事業雨水管理総合計画	P.71

【さ行】

用語	説明	ページ
公共下水道事業認可区域	公共下水道が供用開始されている区域及び年次ごとの整備計画のある区域です。	P.79
国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	P.71
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。	P.53
こども計画	こども・若者に関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくために、国の「こども大綱」、県の「福岡県こども計画」を踏まえて策定するものです。	P.53
個別避難計画	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」が、避難を円滑にできるよう事前に作成する計画です。計画には、避難先、避難経路、そして誰がどのように支援するかが含まれています。	P.71
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。	P.41
再生可能エネルギー	恒久的に使用できるエネルギーで次の3つの特徴があります。 ①エネルギー源が枯渇しない ②温室効果ガスが発生しない ③様々な立地で調達できる：(例) 風力発電・水力発電・太陽光発電・地熱発電・バイオマス発電	P.65
栽培漁業	稚魚（貝）を一定期間、人為的な環境下で育てたうえで自然海域へ放流し、成長したものを漁獲する漁法で、資源の減少を防ぎながら安定した漁業を可能にします。	P.47
市街化区域	都市計画のうち、既に市街地を形成する区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のことです。	P.77
資機材	消防・救急・救助活動を行うときに使用する装備機材のことです。	P.73
自殺死亡率	自殺死亡者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものです。	P.61
シティプロモーション	地方自治体が、地域のイメージ向上やブランドの確立、地域経済の活性化などを目的として行う「宣伝・広報活動」のことです。	P.81
シビックプライド	まちや地域に対して持つ誇りや愛着を表現する言葉であり、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、当事者意識に基づく自負心のことです。	P.81
小地域福祉活動	行政区を活動範囲にそこに生活する住民が、地域の福祉問題を自分たちの問題としてとらえ、子供からお年寄りまで、また健康な人も病気の人も、障害のある人もない人も、共に安心して豊かに、住み慣れた地域社会で生活できるような福祉の力を一緒に作り上げていこうとする活動です。	P.59
食育	生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。様々な経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むことです。(食育基本法)	P.61
自立支援給付	在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所、入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスです。	P.57
人事評価制度	職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力・挙げた業績を把握したうえで行われる勤務成績の評価を、人事管理の基礎とする制度です。能力・業績に基づく人事管理を進めていくうえでの基礎となる重要なツールであるとともに、人材育成の意識を有するものでもあります。	P.85

序
論

後期基本計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

用語	説明	ページ
水洗化率	実際に公共下水道や農業集落排水に接続している人口の割合です。	P.79
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人です。	P.55
生活習慣病	生活習慣が原因で起こる疾患の総称です。がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患などがあげられます。	P.61
生活道路	幹線道路と住宅地を結ぶ道路です。	P.75
【た行】 第2層協議体 (つながり隊等)	各小学校区において、地域課題や町民のニーズを共有し、高齢者が住みやすい地域づくりや生活支援の体制整備について、町民が主体となり協議を行う場です。	P.55
地域生活支援事業	障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう町が実施する事業です。相談支援事業や外出における支援、通所による地域生活支援の促進を図る事業等があります。	P.57
地域の防犯組織	自ら地域のために防犯活動を行っている組織です。(例:PTA、パトラン)	P.63
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護・権利擁護に関する幅広い相談に応じ、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門スタッフが必要な助言や支援、情報提供を行う機関です。	P.55
地域防災計画	災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施するため、住民の生命・身体・財産を保護するとともに、被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とした町の災害対策に関する計画です。	P.71
チームオレンジ	認知症地域支援推進員等の認知症サポーターが支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みです。	P.55
DX	Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略称で「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を意味します。	P.81,85
DV	domestic violence (ドメスティック・バイオレンス) の略で「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことです。殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的、こどもを利用した暴力なども含みます。	P.45
低出生体重児	出生時に体重が2,500g未満の新生児のことです。	P.53
【な行】 担い手農家・農業生産法人	基幹職業として安定した農業経営をしている者（法人）ですが、ここでは農業経営基盤促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者（法人）を指しています。	P.47
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じて必要な医療・介護等が提供されるよう地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う人です。	P.55
農村環境を守り、質を高める地域共同活動	農業・農村は、水源涵養や自然環境と生物多様性の保全、土壌流出の防止など様々な働きを持っており、これを地域ぐるみで維持・発揮するための活動が行われています。	P.47
【は行】 パートナーシップ 宣誓制度	同性同士の婚姻が法的に認められていない日本において、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。	P.45

【や行】

用語	説明	ページ
徘徊高齢者等SOSネットワーク	認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者等が行方不明になった時に、警察だけでなく地域の関係機関や事業所が捜索に協力することにより、できるだけ早く発見し保護するためのネットワークです。	P.55
ハラスメント	相手の尊厳を傷つけたり、不快感や精神的・身体的苦痛を与えたりする「嫌がらせ」や「迷惑行為」の総称です。	P.45
避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者、外国人、妊産婦などの方々をいいます。	P.71
ふくしの総合相談庁内ネットワーク	地域住民の誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる社会を実現するため、対象を限定することなく、福祉サービスのコーディネートや福祉の総合相談を行い、地域住民の福祉向上を図るために、複合的困難事案を抱えた相談者に対して、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施するネットワーク体制のことです。	P.59
やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮し、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。	P.69
有収率（下水道）	処理された汚水量のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の割合です。	P.79
有収率（上水道）	浄水場から供給された配水量のうち、料金徴収の対象となる使用水量の割合です。	P.79

序
論

後期基本計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

資料集

1. 荻田町総合計画審議会委員名簿・
荻田町総合戦略審議会委員名簿… 122
2. 後期基本計画、第3期総合戦略の
策定経過 …… 123
3. 後期基本計画諮問 …… 124
4. 後期基本計画答申 …… 125
5. 第3期総合戦略諮問 …… 126
6. 第3期総合戦略答申 …… 127



1. 苅田町総合計画審議会委員名簿

No.	役職	名前
1	会長	皆川 重男
2	副会長	沖永 圭子
3	委員	榊谷 忠明
4		福山 直樹
5		柴田 康弘
6		田川 辰也
7		福田 尚子
8		長 剛
9		村崎 博英
10		梅田 俊明
11		中原 紀明
12		尾崎 政樹
13		古賀 直樹
14		田口 朝子
15		野中 眞治
16		林 まゆみ
17		井上 幸春
18		神崎 公美

苅田町総合戦略審議会委員名簿

No.	役職	名前
1	会長	皆川 重男
2	副会長	野中 眞治
3	委員	榊谷 忠明
4		田川 辰也
5		福田 尚子
6		長 剛
7		村崎 博英
8		中原 紀明
9		尾崎 政樹
10		古賀 直樹
11		井上 幸春
12		神崎 公美

2. 後期基本計画、第3期総合戦略の策定経過

時 期	実施事項	内 容
令和 7年度	4～5月	第1回 まちづくり町民アンケート調査
	7月23日	策定方針の決定
	7月25日	第1回 総合計画策定職員説明会
	8月18日	第1回 総合計画策定庁内会議
	8月25日 28日	施策・基本事業設定会議
	9月26日	第1回 総合計画審議会
	9月26日	第1回 総合戦略審議会
	10月9日	第2回 総合計画策定職員説明会
	11月4日	第2回 総合計画策定庁内会議
	11～12月	第2回 まちづくり町民アンケート調査
	12月24日	第2回 総合計画審議会
	12月25日	パブリックコメント開始 (1月13日締切)
	1月21日	第3回 総合計画審議会
	2月6日	第4回 総合計画審議会
	2月17日	後期基本計画(案)の決定
	2月25日	後期基本計画(案)の議会上程
	2月25日	第2回 総合戦略審議会
	3月9日	パブリックコメント開始 (3月19日締切)
	3月24日	後期基本計画 議会議決 後期基本計画の決定
	3月27日	第3回 総合戦略審議会
	3月30日	第3期総合戦略の決定

序
論

後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

基本構想

総合戦略

用語集

資料編

3. 後期基本計画諮問

序
論

後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

基
本
構
想

総
合
戦
略

用
語
集

資
料
編

7 苧 企 第 768 号
令和 7 年 9 月 26 日

苧田町総合計画審議会 会長 様

苧 田 町 長 遠 田 孝



苧田町総合計画の策定について（諮問）

このことについて、苧田町総合計画審議会条例及び苧田町総合計画審議会規則に基づき、第5次苧田町総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

4. 後期基本計画答申

令和8年2月6日

荻田町長 遠 田 孝 一 様

荻田町総合計画審議会
会 長 皆 川 重 男

第5次荻田町総合計画後期基本計画案について（答申）

令和7年9月26日付け7荻企第768号で諮問のありました、第5次荻田町総合計画後期基本計画の策定について、本審議会では慎重審議を重ねた結果、別紙のとおりまとめましたので答申します。

なお、後期基本計画の推進にあたっては、下記の内容に留意されることを要望します。

記

- 1 物価高に関して、町民の生活や事業者の事業運営に昨今、大きな影響を与えている。一自治体が行う対策には限界があるが、町民や事業者が【「一人ひとり」が輝く 「もっと」快適 住みやすいまち 荻田】を実感できるように配慮すること。
- 2 デジタル技術やAIの進化は、産業のみならず、行政サービス、教育、地域コミュニティといった総合計画のあらゆる分野に影響する。その影響を見極め、変化に対応できる強靱な地域社会を築くこと。
- 3 今後、大手自動車会社の工場再編による町内の工場への生産移管が決まっており、京築・北九州地区への転入者の増加が予想される。これを町の発展の好機ととらえ、荻田町の魅力を高める施策の実行に努めること。
- 4 人口は現在、3万7千人程度を維持しているが、平成30年度から自然減が続いている。町民の年齢構造や家族構成がさらに変わること、これまでにない行政サービスを求められることが予想されるため、今後の荻田町に合った対策を講じること。
- 5 従来からの少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、本計画期間中には公共施設の老朽化に伴う維持・更新に要する費用などの増加も想定されるため、効果的かつ効率的な行政運営がより一層求められる。このため、計画を実行する職員への計画内容の理解・浸透を図るとともに、指標に設定した目標値の達成状況を分析した計画の進捗状況の把握や見直しに努めること。

5. 第3期総合戦略諮問

序
論

後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

基
本
構
想

総
合
戦
略

用
語
集

資
料
編

7 苅 企 第 769 号
令和 7 年 9 月 26 日

苅田町総合戦略審議会
会 長 皆 川 重 男 様

苅 田 町 長 遠 田 孝



苅田町総合戦略の策定について（諮問）

このことについて、苅田町総合戦略審議会条例に基づき、第3期苅田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、貴審議会に諮問いたします。

6. 第3期総合戦略答申

令和8年3月27日

苅田町長 遠田 孝一様

苅田町総合戦略審議会
会長 皆川 重男

第3期苅田町まち・ひと・しごと創生総合戦略案について（答申）

令和7年9月26日付け7苅企第769号で諮問のありました、第3期苅田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、本審議会でも慎重審議を重ねた結果、別紙のとおりまとめましたので答申します。

なお、第3期総合戦略の推進にあたっては、人口減少対策として、下記の内容を提言します。

記

- 1 全国的に人口減少が進むなかにあって近年の本町の人口は概ね維持できている。
しかし、2010年代後半から自然減が継続しており、その自然減に対応するため、出会いの機会の創出や子育て支援策のさらなる充実を進め、婚姻数や出生数の増加を目指すこと。
- 2 大手自動車会社の工場再編による町内の工場への生産移管に伴い、本町周辺地域に住む人が増えることが予想される。そのため、現在よりも効果的な移住・定住施策を実施することで、積極的に本町に住んでくれる人を増加させること。
- 3 結婚、出産、子育てをしていく中で、家を購入するタイミングで本町から他の市町に家を建てて転出しているため、土地利用、下水道、商業などのまちづくりの資源を活用して、行政・民間が一体となって魅力ある生活環境をつくり、転出を抑制させること。
- 4 本町がファミリー層から住みよい町と評価されるため、その決め手の一つである教育において、町民の意識を把握し、学校を中心としたコミュニティを尊重しながらも小中や中高の一貫校など、より魅力的な教育環境を目指す取組を検討すること。

第5次苅田町総合計画 後期基本計画

発行年月：令和8年3月

発行

福岡県 苅田町

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

電話：093-434-1111（代表） FAX：093-436-3014

<https://www.town.kanda.lg.jp/>

